

第12回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年10月26日(木) 午前9時30分～	
場 所	県庁別館2階第3会議室A	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換 （土砂災害防止法、森林法、都市計画法、土採取等規制条例）	

1 開 会（午前9時30分開始）

2 議事項目（これより内藤総務局長が議事進行を務めた。）

- ・検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換
 （土砂災害防止法、森林法、都市計画法、土採取等規制条例）

3 議事の内容

○内藤総務局長

それでは、第12回逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会を開催します。

それでは、早速ですけれども、次第の1になります。検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換ということで、今日は6法令のうち土砂災害防止法、森林法、都市計画法、土採取等規制条例、この4法令について考察、それから、今後の対応、その部分を、法令所管課の皆さんが記載をしてくださっておりますので、それについて意見交換をやってまいりたいと思っております。

それでは、また、恐縮ですけど、土砂災害防止法から説明をしていただくんですけど、1、2、3番のところは当然、もういいということで、考察のところ、砂防で、土砂災害で言うと、10ページの4番、事実関係等を踏まえた論点と考察のところから、御説明をお願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これは、皆さんにデータは行っているんですか。

○清水総務局参事

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

配ってましたね、そうですね。

それでは、土砂災害防止法について御説明させていただきますが、今、委員長のほうから話がありましたが、1番から3番についてなんです、今日の資料1ページの右上に書いてありますが、1から3の部分についての青字の部分については、前回までのいろいろ議論をいただいた中で、うちのほうが追記・修正した箇所になります。

一応、そういう形で今、皆さんにお示しておりますので、また、見ておいてもらいたいですけど、特に今回、これまでにいろいろヒアリングをさせていただいておりますので、職員へのヒアリングがありますので、その辺の聞き取り調査結果も、この中に、事実関係ではないですが、そういう形で入れさせていただいておりますので、7ページからの当該地区の区域指定に係る事実関係の整理の中で、ヒアリング内容を追記させてもらっています。

という中で、10ページからが、事実関係を踏まえた論点と考察で、5番目に、それを受けての再発防止策を記載させていただきました。

まず、1番目に、今回の論点であります、基礎調査を実施後、指定までの間の対応は適切であったのかということで、論点の整理としましては、1ポツ目が、土砂災害警戒区域の調査・指定について、県実施計画では自主防災会単位で実施していくこととしており、逢初川の場合、同一自主防災会内に存する対象箇所の基礎調査が2005年度に完了しており、次年度内には指定することが可能であったということで、ここについては、1巡目の指定が令和元年度に終わっているんですけども、その実績から考えると、基礎調査をやった次年度に指定をしているということが、基本の進め方という形でやっておりましたので、このような表記を追加しております。

2ポツ目、伊豆山地区の土石流危険渓流の基礎調査は、対象箇所が全て完了するまでに7年間を要しており、伊豆山地区を一括で指定しようとした時点で、当該地区の基礎調査を短期間で集中的に実施すれば、2011年度末よりも区域指定の時期を早めることができたというところ、さっきの事実関係の整理のところでもありますが、結構、伊豆山地区については、多年度にわたって実施しておりますので、そういうところを中心にやれば、もう少し早くできたのではないかという意味合いで書かせてもらっています。

そういう中で、3ポツ目ですけども、熱海土木事務所が、土石流危険渓流の区域指定を自主防災会単位(仲道町自主防災会)ではなく、より広域な地域(伊豆山地区)を一括して指定しようとしたことは、当該地域の地形的な特徴により、自主防災会をまたいで複数の指定対象区域が重複することから、関係者への説明や警戒避難体制の整備の効率化を図ったものであった。この記載は、今回の聞き取り調査の中で、担当職員の意見、発言を基に、説明させていただいております。

4ポツ目、2009年度に神奈川県から県境を接する地域の基礎調査や指定に当たり、

歩調を合わせて進めるよう相談を受け、2009年度から2010年度まで、神奈川県と接する泉地区の調査・指定を優先して進める必要が生じ、伊豆山地区の調査を一時中断せざるを得ない状況も生じていたということです。これも、ヒアリング結果を基にして作っております。

これらの論点の整理を受けて、考察として、1ポツ目、逢初川は、当該溪流の基礎調査が完了した時点(2005年度末)で区域指定することも可能であったが、伊豆山地区の土石流危険溪流の基礎調査を待って一括で指定を行うことについては、多数の対象箇所を計画的かつ円滑に指定する上での行政裁量として認められる範囲であったと言える。

ただし、伊豆山地区内の基礎調査を短期間で集中的に実施するようあらかじめ計画していれば2011年度よりも早期に指定できた可能性もあったが、神奈川県との調整により、伊豆山地区よりも泉地区の指定を優先したこともやむを得ない判断であったと考える。

最後に、区域指定の時期が早まったとしても、本法による土砂災害警戒区域等は、被害を受けるおそれのある土地に対して、その被害を軽減する措置を講じる趣旨から、逢初川の下流域を指定するものであり、当該区域の指定により逢初川源頭部の開発を規制することはできないため、災害の発生を抑制することはできなかった。

これは法のもともとの目的の部分で、この部分を記載する際に書かせてもらっていません。

全部続けて、5番まで取りあえず説明していいですか。

○内藤総務局長

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

では続けて、ここは読み上げるような形になりますが、論点の(2)になりますが、上流域で行われていた不適切な開発行為の情報や当該行為による被害のおそれ等の周知は適切に行われていたのか。

①番、論点の整理として、熱海市においては、法に基づき、逢初川が区域指定された翌年の2013年度の地域防災計画の改訂において当該区域の警戒避難に関する必要事項を規定し、2015年度末に当該区域が記載されたハザードマップを作成・配布し、必要な周知を行っていた。

2ポツ目、熱海市では2016年、2019年に伊豆山地区を対象とした土砂災害避難訓練を実施しており、訓練参加者に対する防災講習会や要配慮者利用施設と連携した訓練等を行っており、指定後も継続して住民への周知啓発に努めていた。

3ポツ目、国指針では、区域指定に当たり、都道府県等のホームページでの公表、出先機関等での閲覧など住民等に対して土砂災害のおそれがある区域についての周知を徹底することが重要としており、県では、指定区域をホームページで公表するとともに、県基本計画に基づき区域指定に係る住民説明会を開催しており、説明会の案内において、

航空写真と指定予定区域を重ねた図面を、土砂災害防止法パンフレットとともに対象土地所有者及び住民に配布するなど、説明会不参加者に対しても情報提供に努めていた。

最後に、指定区域内の住民への危険性の周知は、県及び市とも当時として考えられる手法での周知は行っていたが、当該溪流の上流域で行われていた不適切な開発の情報が周知されなかったことは、土木事務所内での不適切な開発に関する情報共有や市との情報交換が不十分で、指定を担当する県・市職員とも当該溪流の不適切な開発に関する情報を認知していなかったためであった。

これを受けての考察は、1ポツ目が、本法で定義されている土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等の自然現象であり、溪流内の自然地形から発生するおそれがある土石流を対象として危険性を周知していたことは妥当なものであった。

指定当時、上流の不適切な開発に関する情報を住民に周知できなかったのは、盛土等の人工構造物が崩壊して人的被害や財産へ影響を及ぼすという認識が低く、土砂災害防止法の指定担当と不適切な開発の指導担当の間で情報が共有されていなかったためであり、不適切な開発が及ぼす影響について最悪の事態を想定し、幅広く関係する職員で問題を共有する意識が不足していた。

職員間で問題意識を持って情報共有を図っていれば、熱海市とも連携し、市から住民への危険性の周知の徹底や、土砂災害警戒情報発表時の速やかな避難指示の発令ができた可能性があり、住民の主体的な避難行動を一定程度誘発できたと思われる。

次に、5番目の考察を踏まえた再発防止に向けた対策として、まず、速やかな区域の指定及び見直しについてです。

本県においては、令和2年3月に県内の全ての指定対象区域について、土砂災害警戒区域の指定を終えている。現在、民間開発や公共事業等の地形改変に関する情報を関係機関から年2回収集して、指定区域の範囲に影響を及ぼす地形改変があった場合に区域を見直している。

引き続き、関係機関との情報共有の徹底を図るとともに、他県の区域見直しの方法についても収集し、地形改変の見逃しの防止効果が高い手法があれば、本県でも積極的に採用するよう努めていく。

また、航空レーザ測量による高精度地図(令和3年度完成)を用いて、新たな警戒区域の指定が必要な箇所を抽出し、順次追加指定していくこととしている。

この指定に当たっては、対象箇所が相当数に上ることが見込まれるため、これまでに県が作成した基本計画や実施計画、手引等を検証し、速やかに調査・指定が進むよう手続の改善を図る。

次に、(2)として、住民への危険性の周知及び早期避難の啓発です。

住民への土砂災害の危険性の周知については、2015年1月の法改正により、基礎調査結果の公表が義務づけられているため、現在では、基礎調査が完了次第、速やかに調査結果を公表している。

このほか、区域指定時における地元説明会での周知に加え、毎年、土砂災害防止月間(6月)を中心に市町と連携して様々な機会・媒体を活用した広報・啓発や指定区域を対

象とした住民避難訓練に取り組んでいる。

今後は、土砂災害警戒区域の監視活動に協力する地域の防災リーダー「防災連絡員」の育成及び住民からの通報を受ける「土砂災害 110 番」制度の普及、盛土対策課と連携した指定区域内及び近接する不適切盛土の現地確認等を通じて、土砂災害の危険性の早期発見に努め、職員によるパトロール結果等も含め、関係市町と危険情報を共有し、市町による住民への危険性の周知を積極的に支援していく。

さらに、危機管理部とも連携し、定期的な避難訓練の実施や住民個人ごとの避難計画「わたしの避難計画」の策定を推進し、住民一人一人が地域の災害リスクを理解して主体的に避難できるよう啓発に努めていく。

また、盛土対策課では、令和5年4月に公表した不適切な盛土情報を基に、危険な盛土について市町防災部局における避難計画作成及び避難行動に資する対策を指導徹底していることから、危険な盛土の影響がある土砂災害警戒区域では、同課とも連携して早期避難を啓発していく。

というような形で、取りあえず、これまでの繰り返しになりますけれども、やはりヒアリング等とか、把握できた事実関係を踏まえた中での内容をこの辺、論点並びに考察のほうもさせていただきました。

以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

今の御説明に対して、意見交換をやっていきたいと思っておりますけれども、まず、論点と考察について、御意見、御質問などありましたらお願いします。

望月さん。

○望月盛土対策課長

11 ページの(2)に上流域云々という論点の考察、②ですけど、表層崩壊云々というのがありますけれども、前回、杉本さんのほうからの御説明の中に、自然災害を対象にして、人工斜面については対象外です、国交省の見解ですという話になって、それをもっと具体的に書いておいたほうがいいのかなど思っているんですよ。

というのは、これが崩れちゃうと人工斜面に対しても、それが流出したことが原因で、今回は災害が起きちゃったんですね。その論点が、逆に、大きな話になる可能性があるもので、国交省の見解として、自然斜面ですよ、それ以外は対象にならないですよということを明確に書かないと、本来ならば、あそこに盛土があるということで、流出する危険性は高いわけですよ。なのに、シミュレーションで変えていないとか、変わっていないんですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

考慮しないというか。

○望月盛土対策課長

本来はそこで、実際の流出したときとシミュレーションで出して、違う現象になっちゃう可能性がある。それはそれで仕方がないのか、逆に、不法盛土があることによってそういう現象も出てくるのであるというのを、別に周知をしていく。シミュレーションのハザードマップとは別に、あそこに盛土があるから、それが流出すると、この特別警戒区域よりも大きく崩れる可能性があるとか、広がる可能性があるとか、そういうのも周知しておかないと、単純に自然斜面だけを対象に済ませちゃおうと、国交省として。こういうのはちょっと違うんじゃないかという議論になる可能性もあると思うので、やっぱり行政としては、自然斜面を相手にしている、人工斜面は適用除外ですよと言いたいと思うんだけど、ただ、一般の県民とかから見ると、人工斜面であろうが、天然の斜面であろうが変わらない、流出するのは変わらないわけですよ。

特に、自然斜面、盛土、いわゆる人工斜面のほうが流出しやすい可能性はあるので、本来そこにあるべきじゃない姿になっているだけであって、これはないのが当たり前なので、だから、国交省の考え方も、正論なんだけど、もう少し踏み込んだことを考えなくてはいけないのかなと思っているんだけど、ちょっと課題になるかもしれないけれども。

○清水総務局参事

今のに関連して、ちょっと伺ってもいいですか。この間、頂いた資料で、土砂災害防止法令の解説ってあるじゃないですか。その(2)の土砂災害防止法令の解説の中で、「自然現象に限定していること」というところの説明の中に、「いわゆる人工斜面であっても、急傾斜地の崩壊等が自然現象として発生した場合には、本法の対象に含まれる」と書いてあるんですけど、そうすると何か、雨で崩れた分には、盛土であっても含まれるというふうに読めるのかなと思ったんですが、これはそういう理解とはまた違うという話ですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それは、適切な盛土であればということ。

○清水総務局参事

何をもって適切とする、とかあるんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それは適切な管理とか、適切な許可とか、それを受けた盛土に対しては対象になりますよということで聞いています。

○清水総務局参事

そうなんですか。

○望月盛土対策課長

本来、盛土は構造物だから、崩れるというのはあまり想定していない。ちゃんと排水施設とかを造っていけば崩れない。なのに崩れている。そういう設計というか、そういう施工をしているということで。それって見分けがつかない、はっきり言って。急傾斜地崩壊防止施設のようなものは補助事業とかでやっていて、安定している、きちりとした施工をしているだろうなということで、それは一般的には見ていないというか。

○清水総務局参事

なので、法令どおりのものが普通は造られるはずだという前提に立ってやっているということですね。

○望月盛土対策課長

普通に管理していれば、盛土なんか起きるわけない、不法盛土があるわけないんです。だから、それを対象にするというのはちょっとナンセンスだというのが、それが国交省の考え方。それはそれで分かるんだけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

一步そこを踏み込んでいくかどうかというところは、また皆さんとの議論の中に入ってくると思うんですけど、あくまでも法律の考え方というのは当然、理解していただいた中での話ということにしていかないといけなくて、この前もお話したように、あくまでも土砂災害警戒区域の指定の仕方というのは、この法律ができた一番の根本にあるのは、災害履歴とかそういう科学的な知見が整理できたということで、このような区域指定が可能になったことが前提にあって、その中には、土砂災害というのは、不適切な盛土とか、盛土の崩壊についての災害履歴がないということもあって、一応、対象にはしていないというのが、一つの理由として、あるんですね。

という中で、今の話ということは、どちらかというところ、区域指定の中の警戒区域というのが、地形的要因で決まってくるんですけど、今の土砂量が多い、少ないというのは、警戒区域ではなくて特別警戒区域、レッドゾーンの指定をするに関わってくるんですね。レッドゾーンになると、いわゆる行為規制がいろいろ発生するエリアともなってくるんですけど、そこに、今言ったように、不適切盛土の土砂量を入れた形でやればいいじゃないかというのは、どちらかというところ、今度はそれは本当に法律のほうから変えていかないと、指定ということはできないと思うんです。

だから、それはこの委員会として、国に対してそういうものを要望していくじゃないけれど、いうのがうちの再発防止策の一つの取り組みになるのかもしれないんですけど、それが一つと、もう一つは、当然ながら、土砂法についての目的の中に、警戒避難体制の整備というのが入っていて、警戒避難体制の整備の中では、やっぱり住民への周知というところがまた一方であるので、そのときの周知項目として、こういう情報は常日頃、やっていくんだよというところは、今後、上流で行われている開発行為については、住民に対して周知をしていくというところは、ある意味、それも再発防止策の一つとして、出てくるのかなと思うんです。

ですので、今の法律の立てつけ上で言うと、周知というところは可能かなとは思っています。

○望月盛土対策課長

危険溪流の中にも、盛土というのは何か所あるか、概算は砂防課のほうで出していたものがあるんだけど、まだそれ以外にもあるだろうなと我々は認識していて、来年度、全県的に既存盛土の調査をかけよう。それは3次元点群データを使って、地形の変化が出て、盛土しているところとしていないところに変化があるから、大体そこで分かるし、あと、過去の20年前ぐらいのレーザー測量データと比較して、明らかに変化があるところは盛土されているだろうということで、既存盛土調査をする予定で今、これから財政と折衝するんだけど、その中にあるものについては当然、危険かどうかというのをまたチェックしなければいけない。

それはまた、次の年以降にやるんだけど、そこで不安定だとなれば、そこで対策を取ろう。安定しているだろうなというものは経過観察する方向で、土砂警戒区域の中の盛土を確認していこう、チェックしていこうと考えています。

ただそうすると、すぐにできるわけじゃないから、当然、流出する可能性もあるから、そのときに備えて、市町に対して、警戒避難体制を取ってくださいと。そのようなことも今、市町にお願いしているところなので、土砂警の考え方を変えるんじゃないで、そこにあるものについては当然、あるべき姿ではないから、安定していないものは取るべきで、それは代執行とか、行為者に対して取るように指導をしていく。

ただ、安定しているものについては取る必要はない。その経過は数年、経過観察にするというふうにしておいて、その間はソフト的対策を取ることにしていけば、逆に、今回、熱海もそうだったけど、あそこに大きな盛土があって、それに対して、土砂警の計画を変更するべきじゃないかという議論になったときに、そうじゃないと。考え方としては、自然斜面を対象にしている、人工斜面については、それは適用除外ですと。それに対しては、本来は撤去するべき話で、それを撤去できない間は入れる。観察とか避難体制を確保するというようなことしかないのかなと思うんだけどね。

だから、あえて変えられない。不法盛土があるから、土砂警を変更しようというところまでは考えなくていいと思っている。それを明確にしておかないと、ある人なんかは、あれだけ大きな盛土があったのに何で土砂警を変更していかないんだというような議論をされる可能性があるんで、それは先にちゃんと議論しましたよというふうにしておかないと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

なので、11番の考察のところの書き方をもう少し、対象とするのはこういうものですよというのをしっかり言ったほうがいいと思ったんですが。

○望月盛土対策課長

あと、書きぶりが、「誘発できたと思われる」とか、特に、12ページの一番上の、3つ目

のポツ、2つ目のポツだね。

○内藤総務局長

最後のところね。

○望月盛土対策課長

「誘発できたと思われる」で、そうすると、分かっていたらうと。それって本来違うんじゃないかなと。確かに認識はなかったのかもしれないけど、もともとはそういう設計の思想じゃないからね、法律上の立てつけとして。だから、認識云々じゃないと思うので。

だから、大きな盛土があるということが分かっていたなら、その時点で、警戒避難体制を徹底するように市町と連携して、周知を図っているべきであったとか、そのぐらいで収めておいたほうがいいんじゃないかなと。

○内藤総務局長

最後のポツは、ちょっとあれですかね。書き方は。問題意識を持って情報共有を図られていれば……。どこまで書くか、書けるかですね。周知が徹底できていた可能性もあるということも含めて。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これはみんなほかの法令でも同じだと思うんですけども、どういう表現というか、どこまで言うかということなので、ここで書いたというのは、要するに、何でもそうですけど、別に避難訓練とかを何でやっているかという、いざというときは逃げてもらうということなんです。

だけど、そういうことをしっかりやっているところとやっていないところの住民の避難に対する温度差というのは、すごく差が出てくると思うので、だから、今回の反省をしてみると、そういうことをもう少しやることによって、できたんじゃないのかなと思って考えたものですから、こういう表現をさせてもらったので。ただ、あまりこういう言い方は、本当はこうしてもらいたいとか。

○望月盛土対策課長

これは熱海市の話をしているんじゃないかと、熱海市と連携を約束していたから、今回、災害が起きたというのが、こういうふうに見えたんだけど、そうすると、ちょっと大きなものになるんじゃないか。全体の今、区分がしっかりしていないから、しっかりやりましょうよという言い方ならいいんだけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ちょっと時間を……。

○清水総務局参事

ちょっと休憩で。

- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
資料をちょっと持ってきてもらいますから。

(休憩)

- 内藤総務局長
それでは、12 ページの最後の4番、最後のボツのところは再考をお願いします。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
あと、11 ページの一番下の考察の1ボツ目のところの表現も、見直させてもらいます。
- 内藤総務局長
そうですね。それでは、その辺、よろしくをお願いします。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ありがとうございます。
- 内藤総務局長
そのほか、論点、考察について、御意見がございましたらお願いします。
お願いします、清水さん。

- 清水総務局参事
土砂災害防止法に限らず、ほかのところの書きぶりだけは、校正にも関わってくるんですけど、土砂災害防止法だと考察のところで、論点の整理ということでまとめていただいている部分があるんですけども、これは、ほかの法律にも関係するんですけど、私としては、例えばこの論点を考察していくに当たり、考察の前に、いろいろ事実関係を羅列しているんですけども、どの事実関係を考察に使うかというか、どの事実関係をもってこの論点を考察するかというところを見せたほうがいいのかなどと思って、考察の前段として、確認、判明した事実関係みたいな形で、その論点を考察にするに当たって参考にしたというか、根拠にしている事実関係を見えるようにしたほうがいいのかなどちょっと思っていますね。例えば土砂法の(1)でいくと、まず、国の指針を踏まえて、県の基本計画、実施計画を策定しているよということがあったりだとか、あとは県の実施計画の中では、熱海市は第1優先区域の第2優先市町村群に位置づけられていて、2008年度までに自主防災会単位で基礎調査、指定を実施する計画だったよ。

ただ、熱海市には別荘など県外在住の土地所有者が多くて、調査に当たっての土地

立入りの調整に時間を要したりだとか、あとは、当時は制度導入から間もない時期で、警戒区域に指定されると地価が下がるなど、指定への理解がしにくい状況もあって、実施計画に遅れが生じていたよ。

あとは、これに加えて、熱海市は急勾配の土地が続くためというところで、どのように指定を進めるかという課題がありましたよ。

そういう状況もあったもので、警戒区域等の指定を効率的に進めることができるように、自主防災会よりも広範囲の地域単位で一括して指定することをしましたよ。

これは聞き取り調査の結果等も入っているんですけども、あとは、神奈川県から、県境を接する地域の基礎調査や指定の実施に当たって、本県と歩調を合わせて進めたいとの相談があったので、相談もしくは連携を持ちかけられたのでというようなことで、2009年度から2010年度までは泉地区の基礎調査、指定を優先して進めることとしていたよというような事実関係というのは、あってもいいのかなと感じるのですが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それを受けての考察ですね。

○清水総務局参事

ええ。なので、論点の整理というのが、基本的にはそれを意識しているということだと思うんですけども。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうです。なので、論点の整理ではなくて、何て言いましょう。

○清水総務局参事

確認、判明した事実関係みたいな、そのタイトルはまた、ちょっとあれなんですけれども、どの事実関係を捉えているかということが分かるようにしたほうがいいのかなど。何を根拠にして、その後の考察をしているのかというのが分かるように。

○内藤総務局長

記載例みたいなものを作ったほうがいいかもしれないですね。

○清水総務局参事

なので、サンプルで、今言ったことをただ羅列で打ったものがあるので、それをサンプルでまた。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。それを受けての考察にしたほうがいいということですか。

○清水総務局参事

だから、こういう事実があるので、この事実を捉えてこういうふうを考えているんだなと、それは、事前に事実関係というのは一応、整理しているものですから、そこから引っ張ってきているというのも分かると思うんですけども、事実関係はいっぱいあるものですから、どこに着目しているのかというのが、ちょっとダブリ感が出ちゃうんですけども、もう一回、見せたほうが、考察が読みやすくなるのかなと思ったものですから。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
はい。

○内藤総務局長
今の論点の整理という書き方に変えて、今、清水さんが言ったような書き方にすると。

○清水総務局参事
どうでしょうかというところです。はい。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
自分たちも、これを書いていったときに、じゃあ考察とその部分を分けたほうがいいねというふうに言って。

○清水総務局参事
ええ。何でこういう考えになっているのかというところの。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そうです。その前段として、自分たちはこのような、今まで、その前までに整理したことに対して、そして、ここの部分を論点として考えたよ、そこに対してどういう考察をしたというようなつくりにしたんですね。そうしないと、だらだら書きちゃうと何が言いたいのかわからなくなったところがあって。

○清水総務局参事
そうですね。いきなりそれが出てくると、どこにそんなことが書いてあったっけみたいな感じも出ちゃうかもしれないですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ですので、今、話があったような整理の仕方というか、立てつけ、その辺を示していたらと思うんですけど。

○内藤総務局長
では、ちょっと記載例を示していただいて。

○清水総務局参事

あと、考察のほうで、神奈川県との関係のくだりのところで、神奈川県と一緒にやったというのは、説明会だとか、法律の観点でやったところもあると思うんですけども、県の基本計画の中で、地域の優先区分とは別に優先できる箇所というところがあって、行政界をまたぐ危険箇所では早急な対応が必要な箇所に当たる場合は、優先順位によらず優先できるみたいなことが書かれていたと思うものですから、神奈川県の部分、それはまさしくそれに該当するもので、その面から見ても、基本計画に沿った対応であったと言えるよというようなことを言ってもいいのかなと思ったものですから。

○内藤総務局長

あとは、土砂災害防止法では抑制はできなかったけれども、同じ事務所の中なものですから、こういう危険なところなので、開発の指導というのはしっかりやるようにと、その所管部署にそういうことを指示というか、情報を共有していくとか、そういうことをやるべきだったんじゃないかと思うんですけど、そういう考察はないですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それはどちらですかね。(2)のほうですよ、今の話だと。

○内藤総務局長

(2)は周知のほうですね、住民への。

○清水総務局参事

でも、(2)でもいいんじゃないですかね。知っていれば周知できた可能性があるというところで、知らなかったもので周知していないということが。

○内藤総務局長

そうそう。

○清水総務局参事

それも踏まえれば、(2)の亜流じゃないですけど。

○内藤総務局長

(2)のほうがいいか。

○清水総務局参事

あってもいいかなと。

○内藤総務局長

そうすると書いてあるのか。職員間で情報共有が図られていけばということなんです

かね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あと、自分も今回、これを作っていくときに、担当の班長と話をしていた中で、一個思ったのは、やっぱり意識改革というか、被害想定を自分事として考えるというか、土砂法だけじゃなくて全てに言えること、再発防止策として言えることがあると思うので、そういう内容は、前もちょっと話したんですけど、各法律ごとに当然、再発防止策を立てていくんですけど、その上に、みんなで全部にわたるところの再発防止策というのも出てくるといいですね。

○清水総務局参事

そうですね。一応、全体的な論点で、連携とかいうところは入れてあるので、それぞれのところでも触れるし、全体でも触れるというような感じでもいいのかなと思うんですが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

個別でも入れる。

○清水総務局参事

そうなんですよ、そこがちょっと。例えば今、委員長がおっしゃった、情報の共有みたいなところの部分は、土砂法で見たときには、知っていればやっていた可能性があるというところを踏まえると、その観点がないとなかなか考察はできないかなと思うと、事務所の中の情報共有が不十分だったとかそういったところは、個別の中にもないと苦しいかなと感じるのですが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

分かりました。自分は、全体にもつながるような内容はちょっとここから外したんですね。ですから、それも一応、今度、つけてきます。

○内藤総務局長

外したというのは、考察のところに書いて、5のほうに。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ごめんなさい、5のほうでした。

○内藤総務局長

再発防止なので。4番のところは、ほかに、その他意見はありますでしょうか。

○清水総務局参事

1個だけ。4番の(2)の①の論点整理のところの一番最後のポツで、指定を担当する県・市職員とも認知していなかったと書いてあるんですけど、市職員が認知していなかったと書いちゃっても大丈夫かなと思ってですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
では、どうするか。

○松村傾斜地保全班長

これは事務の、書いた担当からなんですけれども、ヒアリングのときに、指定の説明会に必ず市の防災部局は出席をしていたというところまで確認できていて、そのときに、いわゆる土砂法の指定の担当として赴いていた県の職員、市の職員とも、そうした事実を知らなかったがゆえに、説明の際に開発の話題は一切出ることがなかったというような聞き取り結果がございまして、それを文章に落としたところでございます。

○内藤総務局長
指定を担当する市の職員だから。

○清水総務局参事

そういうことで、説明会のくだりをちょっと加えたほうがいいのかもしれないですね。説明会においてそういう。

○松村傾斜地保全班長

それについては、事実関係を補足する聞き取り調査の9ページに、一番最後のくだりのところに。

○清水総務局参事

なるほど、ここから引っ張ってきているということですね。

○松村傾斜地保全班長

説明会に参加した県・市職員の中に開発の事実を認識している者はいなかったということで、一応、聞き取り調査の結果を出しておきました。

○清水総務局参事

分かりました。

○内藤総務局長

いいですかね。

○清水総務局参事

はい。

○内藤総務局長

そのほか、よろしいですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

細かいところであれなんですけど、11 ページの上のほうの②の考察の一番最後のボツなんですけど、一番最後の2行目のところからなんですけど、「当該区域の指定により逢初川源頭部の開発等を規制することは」、この「等」は、開発のほかに何かあるのかなと思って。

○内藤総務局長

この「等」の内容ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

ええ。開発の規制、それから、ほかにあるかなとちょっと思いまして。

○内藤総務局長

いつもこうやって書いているんですけど、「開発等」と。

○片山廃棄物リサイクル課長

ほかにもあるかなというところも含めてなんですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この辺は、これまでの委員会資料も含めて、ちょっと見てみます。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこだけ、気になっただけです。

○内藤総務局長

ちょっとそこは確認をお願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

特別委員会の資料とかも多分、そういう内容も書いてあると思うので、ちょっと見てみます。

○内藤総務局長

いつもそうやって書いているし、ほかのところでもこう書いてあるんでしたら、ここだけ取るのもおかしいもので、ただ、確かに何か念頭に置くものがないんだったら、別に「等」

は必要ないかもしれないですよ。一応、そこは確認をお願いします。

それと、さっきの(2)のところの考察は、1ポツ目と3ポツ目の文章の修正と、それから①、論点のところは、さっき清水参事がおっしゃったみたいな書き方で、ちょっとそれは参考でお示しするようにいたします。

○清水総務局参事

土砂災だけ、見たときにちょっと書いてみたので、これを参考にすれば。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ありがとうございます。そういうのをぜひお願いします。

○内藤総務局長

ほかの法令についても、そのサンプルを参考にさせていただいて。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

事務の方の見た目というのはすごく大事だと思っているので、ぜひお願いします。

○内藤総務局長

では、12 ページの5番のところ、考察を踏まえた再発防止に向けた対策に関して、御意見等ありましたらお願いします。

片山さん。

○片山廃棄物リサイクル課長

書き方だけなんですけれども、ほかの法令も関わるんですけど、全体的に、箇条書でポツ、ポツでいっているんですけど、最後のまとめのところは、5番のところは文章でいったほうがいいんですかね。それはどうかなと思ひまして。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

箇条書でいくのか、こういう文章でいくかということですね。

○内藤総務局長

中身は箇条書っぽいですよね。

○清水総務局参事

ポツにしたほうが見やすいかもしれないですね。

○内藤総務局長

ポツでいいですかね。箇条書みたいにしましょうか。確かに。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

分かりました。では、表記を統一することも含めて、はい。

○内藤総務局長

それはただポツだけですものね、この感じだと、見た感じ、(1)のところも、各段落ごとにポツを打てば。

○清水総務局参事

あと、書きぶりの関係で、いいですか。

○内藤総務局長

はい、清水さん。

○清水総務局参事

対策の部分なんですけど、今の書きぶりは多分、担当課としての視点での語尾というか、担当課の視点での表現になっているのかなという気がしてですね。ただ、これ自体は庁内委員会の報告書として出すような形で、かつ、庁内検証委員会として、これをやるみたいな、これをやってくださいみたいな書きぶりは、なかなか難しいような気がするものですから、提案するような書きぶりのほうがいいのかなと思ったりしたんですけれど。あとは、既に改善が図られているものについては、何々の取り組みは既に行われているとか、そんな書きぶりのほうが、庁内検証委員会の報告書としてはいいのかなと思っただけなんですけれども。

○内藤総務局長

例えば、1段落目は、既にやっているから見直しで、これはいいですよ。

○清水総務局参事

見直されているとかですね。

○内藤総務局長

2段落目は、積極的に採用するべきだみたいな書き方ですか、ということは。

○清水総務局参事

採用することも検討したほうがよいのではとか。

○内藤総務局長

そんな弱い感じですか。

○清水総務局参事

そこの語尾はちょっとあれなんですけど。なので、既にやっていることとこれからやること、もう既に予定されているものをどう書くかというのはあるかなと思うんですけども。

○内藤総務局長

予定というか、これを見る感じは、既にやっていたり、「努めて」というのはちょっと微妙ですけど、次は、「指定していくこととしている」、「改善を図る」と書かれているので、多分、こういう方向でやっていただけるといふふうに思われるので、だから、委員会の言い方としては、これこれこうしていくべきであるという書き方にしようということ。

○清水総務局参事

はい。

○内藤総務局長

ちょっとそれは検討します。検討させてください。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

では、この表現はまた指示があるということでもいいですか。

○内藤総務局長

そうですね。これは統一しないといけないので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですね。

○内藤総務局長

うちは第三者委員会じゃないもので、同じ県なものですから、この書き方が駄目かという、別に駄目じゃないような気もするんですけど、ただ、委員会としてということで、そういう書きぶりに、そこはちょっと見直していきたいと思います。

その他、何かありますでしょうか。

お願いします。

○大川井森林保全課長

制度がよく分かっていないところもあるので、あれなんですけど、(1)の区域の指定及び見直しのところで、1段落目に、土砂災害警戒区域の指定を令和2年3月に終えていると書いてあるんですけど、3段落、「また」のところに行くと、「航空レーザ測量による高精度地図を用いて」ということで、「順次追加指定していくこととしている」と書いてあって、この関係というのは、どういうところが追加指定していくというか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

俗に言う2巡目に今、これからやっていくんですけど、どうして2巡目に入っていくかという、これまで全国的に指定されていないところで土砂災害が発生したという事例があって、そこをよくよく見ていくと、測量の精度によって、そこが漏れてしまったというところがあったんですね。

やっぱりこれまでの測量の技術力が、当初データよりも今のほうの測量の技術力が上がってきたということもあるので、最新のそういうデータ、測量技術を使った中で、もう一度、全国的に、全県的に見直したときに、今までは見られなかったところが、漏れがないかどうかというところの確認を今、やっていて、今後、新しく出てくる新規箇所について、また同じように指定をしていくということです。

○大川井森林保全課長

はい、分かりました。

○望月盛土対策課長

今の書きぶりなんですけれども、我々のほうで来年、新たに不法盛土を把握しようということで企画するんだけど、やっている内容がダブっちゃうともったいないので。なので、それは調整させていただきたいです。

書きぶりも、できれば、担当、これは■■■がやっているんだけど、■■■と書きぶりを調整してもらいたい。ダブらないような、何というか、これがオフィシャルなので、そうすると、盛土対策課は要らないんじゃないか、盛土対策課のほうは、既存の調査自体が要らないんじゃないかという話になっちゃうので、ここと我々のやるものは若干違うとか、そういうものがあるかもしれないので、まさにこの文章のものをそのままやっているように見えるんですが、多分、だけど、内容が違うんだよね、やる内容が。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

違うと思う。

○望月盛土対策課長

だから、その書きぶりを変えることによって、ダブっていないよというのを対財政に示してほしい。

○内藤総務局長

3ポツ目のこれですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

先ほどの議論にまた戻ってっちゃう可能性もあるんだけど、盛土は対象としないというところが大前提である中で、今言った、そこら辺のすみ分けじゃないけど、調査の内容とか、それを調整したいというイメージで捉えればいいですか。

○望月盛土対策課長

いや、3次元点群データを使って、盛土があるかどうかとか改変があるかどうかというのを調べるんでしょう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ただ単に、地形要件があるかないかの判断で、取りあえず今、ピックアップしていくので。

○望月盛土対策課長

じゃ、ダブらないということだよな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

うん。そこのところのピックアップした中に、当然ながら人工斜面とかもあるし、人工の盛土も出てくると思うので。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうするとダブっちゃう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、その調整ということですか。

○望月盛土対策課長

違う違う。委託の内容がね、我々の委託というのは、人工斜面があるかどうかというのを地形で、いわゆる等高線でチェックするんですよ。そうすると、まさに同じことをやっているじゃないですか。

○内藤総務局長

やる事が同じなら、一緒にやればいいじゃないですか。

○望月盛土対策課長

そういう話になっちゃうので。

○内藤総務局長

なっちゃうとまずいんですか。

○望月盛土対策課長

いや、まずくないです。だから、それをダブらないようにしたいという、それだけです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

というか、うちがやった調査があって、その調査以外のプラスアルファ的に欲しい部分をそちらがやるとか。

○望月盛土対策課長

だから、そういう調整も必要かもしれない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あるいは、東部のほうが早いので、そちらから入ってくるんですね、多分。

○望月盛土対策課長

新たに測量するわけじゃないんでしょう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

測量というか、点群データを使って、ここがと言ったら、そこを現地に行って、それなりの簡易的な測量をする。

○望月盛土対策課長

まず、GIS上で地形の変化を確認して、それで現地へ行くんですよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうそう。地形要件でも、それはピックアップされているので、しちゃったので。

○望月盛土対策課長

多分、一緒だと思う。それを来年1年間、やればいから。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

もうやってあるよ、うち。

○望月盛土対策課長

え、やってあるんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

うん。もうやってある。ピックアップはもう終わっている。

○望月盛土対策課長

じゃ、現地へ行くだけということですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そう。

○望月盛土対策課長

じゃ、要らないということですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そのデータを使って、そちらがプラスアルファのことをやってもらえば。

○望月盛土対策課長

なるほどね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

うちでは漏れているようなところがあるので。

○望月盛土対策課長

分かりました。それでは、そのようにします。

○内藤総務局長

話し合って効率的にやっていただければいいと思いますが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

大事なことです。

○内藤総務局長

でも、それを効率的に連携してやるというのは、いいと思いますけどね。

これは、今さらなんですけど、「指定区域の範囲に影響を及ぼす地形改変」と出てくるんですけど、指定範囲が広がっちゃうという意味で書いているんでしょうか。地形改変によって指定区域が広がる可能性があるという。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

どこですか。

○内藤総務局長

すみません、1ポツ目のところなんですけど。

○清水総務局参事

(1)の一番上ですね。

○内藤総務局長

そうです。いろんな情報を収集して、指定区域の範囲に影響を及ぼす地形改変があ

った場合は、区域を見直すみたいなの。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そうです。

○内藤総務局長
なので、地形改変があると指定範囲が広がるということですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
広がる、逆に、なくなる場合もありますし。

○内藤総務局長
なくなる場合もある、なるほど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
地形要件がなくなって、特に崖の場合が多いんですけど、造成することによって、山がなくなっちゃっているから、緩く切られちゃう場合とか。

○内藤総務局長
そういうことなんですね。

○清水総務局参事
決して盛土という意味じゃないんですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
盛土は把握していなかった。

○内藤総務局長
ちょっと思ったのは、なくなる分にはいいんですけど、地形改変によって、例えば開発行為なんかによって指定範囲が広がるようなことがあると、そういう開発行為はそもそも、そんなの認めていいのかと思ったものですから、まさにさっきの話にも関わりますけど、危険なところをより危険にさらすような開発を、そもそも認めていいのかと。
それはまた別の事務所の話になると思うんですけど、杉本さんにとっては。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
例えば今回のような土石流の影響範囲というのが、今日の資料の一番最初の絵がついていると思うんですけど、これは白黒なのであれなんですけど、扇状になっているところがイエロー、土砂災害警戒区域で、その内側にある、ちょっと濃くなっているところがレッド、特別警戒区域になるんですけど、今言ったように、土砂災害警戒区域のへりの部

分で、もし地形が改変されたときに、へりが大体、谷の出口から 30 度という角度で広がっていくというふうになっているんですね。

30 度で広がっていくときに、ここにもともと尾根というか、ちょっとした高い地形があったところを、地形改変をすることによって、その影響は、もともとは谷があったから行かないところが、それを取っちゃったことによって広がるというおそれも、ないことはないなど思うんですよね。

ですけど、あまりそういうのは聞いたことがないというのが。今までやった事例がないなど。

○内藤総務局長

では、大概はあれなんですか、地形改変で警戒区域がなくなるというほうが多いということですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

土石流の場合は、地形改変があったから見直すという事例が、正直言って、あまり見たことがないです。崖はよくあるんですけどね。ある意味、山がなくなるといったら、土石流危険渓流がなくなる可能性があるんですけど、そういう場合は、削除という形になるんですけど。

○内藤総務局長

そういうことなら、そういう範囲の影響ならいいんですけどね。それは逆に、指定範囲のほうが増えるような地形改変というのは、そもそもそんなことは認めないほうがいいんじゃないかなと思ったものですから。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

新東名の盛土があるじゃん、高盛土というか。あそこは結果的に指定しておくか。

○松村傾斜地保全班長

高速道路の盛土は、たしか指定の対象外になりますので、鉄道とか高速道路のほうも、管理者が明らかで、その土地を明確に管理している部分については、土砂災害防止法の指定の対象から外してやっています。それもあくまで高速道路とかという、本当に常に管理されているような、いわゆる一般道路ののり面とかは入っていると思うんですが、有料で仕切られている範囲というか、そういうのは対象にはなっていないと思うんですが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今、言ったのは、1ポツ目。

○内藤総務局長

分かりました。すみません。

次の質問、何かありましたか。

いいですかね。(2)のほうもよろしいですか。

○清水総務局参事

(2)の1ポツ目というんですかね、法律で義務づけられたということで、基礎調査の結果を公表しているとなっているんですけど、どういう形で公表しているか分からないので、あれなんですけど、公表すれば危険性の周知が改善すると言えるということではないかなと思ってですね。危険性の周知の改善をしているということであれば、住民に直接説明するとか、あとは市町と連携して、例えば、市の協力を得て、市の広報に載せてもらうとか、そういったようなことももし考えられるんだったら、検討してもいいのかなと思ってですね。今の法律に基づく公表がどういうふうにされているか、ちょっと分からないので、そこは何とも言えないところなのですが、一歩先にとすると、県が公表するだけじゃなくて、市のほうにも協力というか、市は市で、住民により近い、もうちょっと身近に周知する手段があればそれも使わせてもらうというのが、考えられることとしてはあるかなと思ったので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

実際、これは2015年ということですので、最近の法律の改正のときに追加された内容になるんですね。これは要するに、住民への危険箇所の周知、知らせるのが、今までは、法律の改正までは、指定された後に初めて分かってくるんですね。

だけど、今、指定するまでにいろいろな問題がある。今回で言うと、地価が下がるとかでなかなか同意というか、指定に対して理解を得るのにすごく時間がかかってしまうというのが全国的に見られた中で、分かっている以上、把握している以上はなるべく早く知らしめたほうがいいということもあって、法律がこういうふうに変更されたんですね。

これは、平成26年に広島で大きな土砂災害を受けての対応なんですけれども、今、清水さんがおっしゃったように、今のうちの県としては、ホームページ上で載せているということと、指定しますよということは市町に連絡しているんですね。そこから先、住民に対しての、確かに周知ということに対しては、ホームページ上を見ない限り分からないというところがあるので、その辺はもう少し工夫が必要だという御意見かと思うので、ちょっと考えます。

ただ、法律上、警戒避難体制の整備というのは、指定した後の話なんです。指定する前の今取り組みなもので、どこまで市とともにできるかというところは、市の防災部局とも話をしないといけないところが出てくるかもしれないので、書きぶりは考えます。

○内藤総務局長

3ポツ目、ポツはないですけど、「今後は、土砂災害警戒区域等の監視活動に協力する」というところの4行目、「職員によるパトロール結果等も含め」と書いてあって、職員のパトロールは今もやられていますか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
やっています。

○内藤総務局長
それをすごく強化するわけではなくて、今までもやっていたし、今後もやっていくということなんですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そうですね。

○内藤総務局長
このパトロールというのは、砂防を。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
パトロール結果で異状とか、今言っている、不適切な開発行為とかを発見したときに、市町に対して本当にちゃんと伝えていたのかなというところもあって、ただ、その前にも書いているような異常な状況という、監視としては、これまでも職員によるパトロールはやっていたので、そこを含めて書かせてもらったんですけど、新たに追加するというわけではないです。

○内藤総務局長
警戒区域内及び近接する不適切盛土の現地確認。
例えば逢初川の辺りだと、どの辺をパトロールされていますか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
まず、河川区域は河川パトロールといって、年1回は職員がパトロールしているんですね。逢初川のもともとあった堰堤のところまでは、河川区域に指定されていて、そこまでは行くようになっています。

それとはまた別に、砂防堰堤のパトロールというのは、それは毎年行くというわけじゃないですが、ここの堰堤の場合は、3年か5年くらいの期間で見に行くようなパターンになっています。それはどちらかというと、砂防堰堤の状況が健全であるかどうかとか、堆砂状況が、土砂の流出が非常に激しければ、毎年のように行くことになるんだけど、ここのところはそういうところではなかったの、毎年行くという形にはなっていなかったけれども、何年かに一遍は、さっき言ったとおり、3年か5年ぐらいいん一遍は多分、行くことになっていた溪流かと思っています。

○内藤総務局長
逢初川の場合は、そうすると一番下流からの、砂防堰堤のあるあの辺りまでをパトロ

ールするという。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

河川パトロールとして毎年行って、土砂の流出状況はそのときに確認できています。

○内藤総務局長

確認できた。結局、そうすると、一番上の開発行為のところまでは行っていなかった。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

行ってない。

○内藤総務局長

なかなか、そこまでは難しいのかな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ですから、そこら辺の関係は、今度、砂防法のほうの再発防止策の中に、今言った内容は考えようかなと思います。

○内藤総務局長

なるほど、分かりました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

こっちの土砂法的にはそういう形です。

○内藤総務局長

あと、3ポツ目と一番最後のポツ、これは両方とも盛土対策課の話が出てくるんですけど、これは別の話なんですかね。

○内藤総務局長

盛土対策課と連携して早期避難を啓発する、結局、3ポツ目と5ポツ目が同じような結論になっているんですけど、やる内容は違うということでもいいんですか、これは。すみません、それが分からなかったものですから。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

後ろのほうはどっちかという、不適切盛土が、今年4月に公表して、そのときに盛土対策課のほうから市町の防災部局宛てに、依頼文というか、出しているんですね。

○内藤総務局長

そうか。早期避難啓発について、盛土対策と連携していくというのが5ポツ目で、3ポ

ツ目は、現地確認なんかを盛土対策と連携していくよということですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

こちらは現地の把握、危険情報の把握、その危険情報把握をした後の取り組みとしてが後ろのほう。

○内藤総務局長

分かりました。すみません。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そういう立てつけです。というふうに書かせてもらったんですけど、どうですか。

○内藤総務局長

どうですか、望月さん、いいですか。

○望月盛土対策課長

いいと思います。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ありがとうございます。

○内藤総務局長

清水さん。

○清水総務局参事

言葉だけの話で大変恐縮なんですけど、さっきの(2)の3ポツ目の締めのところ、市町による周知を積極的に「支援」と書いてあるのですが、ここを例えば、情報を共有するなど積極的に連携していく、「連携」では駄目ですか。「支援」というと、何かこんな感じがしちゃったので、こういう感じがいいなと思っていて、こうじゃなくてこうがいいなと思って。

やることは変わらないんですけど、積極的に情報を共有していくことで、市町における周知にも連携していくよと。

○内藤総務局長

連携するということは、周知を市町と一緒に県がやっていくというような。

○清水総務局参事

ただ、情報共有だって連携というふうに捉えられると思うので、市と同じ割合で一緒にやるという意味ではなくて、下支えも連携だと思うものですから。

○内藤総務局長
なるほど。

○清水総務局参事
「支援」と言うと、それは市の仕事だよみたいな感が出てしまうかなと思って。

○内藤総務局長
それは、市の仕事ならいいと思うんだけどね。支援すると言っているわけだしね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
うん。

○清水総務局参事
あともう一個。前の仕事に関係しているので、ちょっとあれなんですけれども、一番最後のところで、盛土対策課では、避難行動に資する対策を指導徹底していると書いてあるんですけど、盛土対策課は指導する立場ではないですよ。

なので、徹底を依頼しているとか何か、指導と言うと前の仕事の的には指導権限があるのかというとなのかなという気がしてですね。ここはただの言葉だけの話なので、あまり意味があることではないんですけど。

○望月盛土対策課長
単純に要請しているだけですね。

○清水総務局参事
うん。徹底を要請しているとか。

○内藤総務局長
「対策の徹底を要請している」でいいですか。

○望月盛土対策課長
そうですね。

○内藤総務局長
では、そこはそのように直して。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
はい。対策の指導を徹底しているですか。

○内藤総務局長

対策の徹底を要請している。

そのほかはよろしいでしょうか。いいですかね。取りあえず、2番についてはこれで、さっきの最後のところは直すということで、あと語尾のところは、同じように提案をするような格好に直すかどうか、検討させていただきます。

では、いいですかね。ちょっと時間もあれですけど、森林法の関係、説明だけやって午前中を終わりにしたいと思います。

○大川井森林保全課長

それでは、資料の23ページを御覧ください。4番の事実関係を踏まえた論点と考察ということで、また、書き方については、先ほど話があったように、考察に用いた事実関係をまとめながら、なりを直していきたいと思いますが、そこが今、強いて考察の前に書いてあるような形になっています。

読み上げる形になってしまいますが、5つ論点がありまして、まず、1番ですけれども、無許可開発への対応とその後の林地開発許可申請への対応は適切であったかということで、2008年4月に林地開発許可違反を認知した際に、 に対して、開発行為の中止、土地の形質変更面積の実測及び提出、復旧計画書の提出を指導したことは、林地開発許可違反に対する一般的な対応であり、適切であったと考えられる。

 が作成した復旧計画書は、平坦部の植栽及び法面への種子吹付で、土地の原型復旧は含まれていなかったが、当時の担当者は、「土工が終盤まで進み、原形復旧には盛土をしなければならず、また、擁壁を壊すことにもなり合理的でない」と判断した。」とのことでありました。これは、国の通知で「復旧に必要な行為」とは原形に復旧することのほか、造林その他の措置により当該森林が従前有していた公益的機能を復旧することを含むものであり、(以下略)」とされており、適切であったと考えられる。

次のページに行きまして、林地開発許可申請については、森林法では、違反した業者の申請を受け付けない規程はない。林地開発許可違反に対する復旧工事の完了後、同一事業者からの林地開発許可申請を受け付けているが、それ自体は問題ない。

林地開発許可申請書の審査に当たっては、「静岡県林地開発許可審査基準及び一般的事項」では、森林法と宅地造成等規制法が重複している場合は、宅地造成等規制法の基準によることになっている。当時の担当者は、「市が宅地造成等規制法の基準による部分を、県が森林法の基準による部分の審査を行い、市が審査した部分は、審査項目のチェックリストを埋められる資料があるかを確認した。」とのことであったが、市が審査した部分についても、念には念を入れて県で改めて内容を確認、すみません、「し」を消してください。内容を確認すべきであったと考える。

これが1番です。

次、(2)ですが、防災工事(仮設沈砂池)の完了検査の実施に係る事業者への対応は適切であったかという論点ですが、県は、仮設沈砂池の完了確認をした際に、容量が不足していたことから是正を指示している。その後、 の経営が悪化したとの情報を受け、土工事の途中で工事が中断すると防災上危険であるとの認識の下、応急処置と

して、切土法面の下部に仮設沈砂池を設置させているが、位置が不適切で、土砂流出防止機能を十分に発揮しているとは言えない状況であった。その後の現地調査では、自然緑化が進行して、土砂の流出は発生していないことを確認しているものの、仮設沈砂池の是正指導の段階で、県が、効果的な位置を具体的に指定すべきであったと考える。

次、(3)D工区への土砂搬入を容認したことは妥当であったかという論点です。

県は、**■**がD工区に土砂を搬入した際に現地調査を実施しているが、**■**が、「**■**の指示で、計画より低くなっている地盤を計画まで上げるための土砂搬入である。」と主張したことから、土砂の搬入を中止させる指導を行っていない。県は、**■**に対して**■**へ指示したかを聞き取る、現地の地盤の高さを測るなど、業者の主張の裏付けを確認しておらず、必要以上の土砂搬入が行われかねない状況にあり、適切な対応だったとは言えない。

(4)が、指導文書が返戻されて以降の事業者への対応は適切であったかということです。

これについては、県は、2011年3月に、**■**に対して許可条件違反で文書指導を行い、指導に従わない又は文書が到達しない場合は、中止命令を行うとしていたが、郵送した指導文書が返戻されたのに中止命令を発出していない。当時の担当者は、「土地の所有権が**■**に移り、**■**に開発を再開する動きが見られなかったことから、中止命令を発出しなかった。」とのことであった。2019年10月に市から事業承継に係る相談があるまで開発を再開する動きはなく、また、現地では自然緑化が進行しており、中止命令を発出する必要はなかったと考えられる。

D工区に係る担当者間の引継ぎについては、中断している林地開発箇所の一つという程度の認識であり、特別問題がある箇所としての引継ぎや、事業者への対応が行われた記録は残っておらず、最悪の事態を想定した場合、引継ぎを行う必要があったと考えられる。

5番目です。地位承継された際に、承継者に対し、当該林地開発許可の中止命令を行う必要はなかったか。

これに対しては、**■**が開発の再開に向けて地位承継をした際に、当時の担当者は、「**■**の代理人が図面を持って県を訪問して協議を行っており、また、現場に重機が搬入されておらず、許可の内容と異なる開発を行うおそれは低かった。」とのことであり、中止命令を発出する必要はなかったと考えられる。

ということで、一応、職員へのヒアリングの内容に備えて、この考察の部分は書かせていただいています。

それらをまとめて、5番の考察を踏まえた再発防止に向けた対策というのを記載していきます。

D工区の森林法に係る行政手続の問題点は、**■**の経営悪化により、工事が中断したままとなっていることである。

事業者の経営悪化等により開発が中断する可能性が出てきた場合は、防災上最低限必要な施設は、早期に完成させるよう事業者を指導する。事業者の指導に当たっては、職員自ら現況を把握できる体制を整えるため、GNSS等を活用して簡易に現況を把握

できる機器を整備する。

林地開発許可申請書の審査や開発中の事業者への指導において、より慎重な対応もあり得たと判断できることから、林地開発許可違反对応事例集を作成するとともに、四半期ごとに「保安林・林地開発制度適正運用検討会議」を開催し、各農林事務所が抱えている懸案箇所の対応状況の確認と共有、対応方針の検討等を行っている。あわせて、林地開発許可業務担当職員の研修を拡充し、最悪の事態を想定した初動全力対応の意識の醸成を図っている。

既定の面積以下で、林地開発許可の対象とならない開発行為においても、開発範囲の拡大等による無許可開発に発展しないよう、伐採造林届を所管している市町と連携して適切に対処するため、令和4年度に小規模林地開発に係る対応の手引を作成した。引き続き、関係職員向けの説明会を開催し周知・徹底を図る。

最後に、衛星写真の差分解析により森林が消失した箇所を抽出するとともに、現在整備している森林クラウドに入力された伐採造林届と突き合わせることで、違法開発箇所を早期に発見する体制を整えるということで、まとめてございます。

○内藤総務局長

ありがとうございます。

○大川井森林保全課長

最後の衛星写真の差分解析の部分については、盛土対策課と連携してやらせていただくとかそういうことも今、やっていますので、そういうこともここに書いたほうがいいのか、全体の連携の話なので全体のところで書いたほうがいいのかということで、今、書いていないんですけども。

○内藤総務局長

ここはここで別に、書いていただいてもいいと思うんですけど、それはまた質問のときにさせていただきます。

ちょっと時間があるので、15分だけですけど、やれるところまでやりたいと思います。まず、4番の論点と考察のところで、御発言がありましたらお願いします。

○望月盛土対策課長

■の事業承継というのがあるんですけど、(4)で、これは機械的に申請が上がってくるんじゃなくて、待ちの状態なんですか。

○大川井森林保全課長

基本的には、事業者側から上がってくるものです。県の要領に、事業承継したときは届出をすることになっているので。

○望月盛土対策課長

恐らくイメージ的に、森林は書類の扱いが雑ではないかと。言葉は悪いんだけど、都市計と大分違うんだけど、僕が心配しているのは、今回、都市計と森林でダブるところもあるし、今後、盛土条例、盛土新法というのがまるっきり被るんですよね。

そうすると、盛土新法というのは結構厳しく扱っていて、事業所も当然、何日以内に出しなさいとか。不法行為みたいなことをやったときには罰するとか、次の許可を出さないとかいうふうになっていながら、片や森林のほうは、そこまでのレベルでうたっていないとか、考えていない。どっちを見ていいのか、当然、本来は合わせなければいけないんだろうなと。

○大川井森林保全課長

そこは、法律に書かれているとか、それにぶら下がっている要領とか、そういったものにどう書かれているかというところもあると思いますけれども、盛土新法については、国土交通省だけじゃなくて、林野庁だとか関係省庁が共管でつくっている法律になりますので、そこは厳しいほうになるのかなと思いますけれども。

○内藤総務局長

今の望月さんが言っている危惧というのは、盛土新法上は許可は下りないんだけど森林法のほうでは許可が下りてしまうとか、そういうことがあるということですか。そういうことがあり得るんですか。

○望月盛土対策課長

今までは条例、森林法のほうが上位だったので、森林に全てお願いとか、許可を出せば、それで条例は従うだけなので、今回、法令となると、出し方はこれから詳細を出すので、決まるんだけど、両方同時に出すのか、申請として。しかも、都市計画が入っていると、またそれが非常に複雑で、市町に権限が下りると思うので、市町のほうで許可を出していながら森林のほうは出さないとか。

○内藤総務局長

まさに今回、そのような声もあったんですね、市が許可を出したのという。

そういうのはあれなんですかね、市で、県の森林法の許可もないのに、都市計画法上は許可をどんどん出すということが。

○福田土地対策課長

駄目ですね、もちろん。

○内藤総務局長

駄目なんですよ。では、そこは一緒に歩調を合わせていくということでもいいんですかね。

○大川井森林保全課長

本来は別法令ですけど、歩調を合わせて、許可を出すタイミングもほぼ同時がいいと思います。

○内藤総務局長

それはそのとおり、都市計画も森林法も盛土新法も一緒に、3人とも許可を出せるよねとなったら許可するという、普通そうなるんですよね。

○大川井森林保全課長

そうですね。それは、ええ。

○内藤総務局長

それで、望月さんが言っている、それはどこか記載に影響しますか。

○望月盛土対策課長

承継している、その承継はどこまで承継するのか。例えば、工事是正の指導をしながら、その指導が止まっている。それを承継した人がそれを本来、履行しなければいけないと思うんだけど、それはやっているのか。向こうから木が生えているから、森林になっているからやらないよというような言い方だと思うんだけど。

○大川井森林保全課長

承継した当時は、そのままやるのかというところもあるんですが、事業を承継して、開発面積を変えて変更を出すという手段もあると思うんですが、承継した当時は、太陽光発電をやりたいとかそういった相談も来ていて、申請までには至っていないんですけども、そういう相談は東部農林事務所に来ていたという状況だったと聞いています。

先ほど望月課長が言われた、盛土規制法での扱いと森林法での扱いで、同じところで、同じ開発を両方の法律で見たときに、扱いが違うところはどうするのかという話は、運用のところであるとか、また、国のほうに確認しながらやっていくのかなと思います。

○内藤総務局長

あとは、一方は許可が出ていないのに、もう一方は許可するというのは、それがいいのか悪いのか、よく分からないですけど、あまりよろしくないのかなという気がするんですけど。

○望月盛土対策課長

そもそも目的が違うので、森林は許可を出してもいいというような。

○内藤総務局長

判断が変わることはあり得るのかなと思うんですけど、あまりよくないかなと。同じ役

所で、そうすると、許可を出していないほうが、あつちは許可しているじゃないかみたいに突き上げられて。

○望月盛土対策課長

基準は見直しをするんですね。宅造法のほうが厳しいもので、森林の林地開発の許可基準みたいなものは全部変えると聞いているんですけど。

○大川井森林保全課長

今も、宅造とかぶっているところは宅造の基準にする。森林法と基準が2つあって、事業者のほうはどちらの基準でやるんですかとなるので、今、森林法上は、宅造の基準でやっている基準なので。

○内藤総務局長

なるほど。

○清水総務局参事

基準上で、他法令の許可がないと許可できないとか、そういう基準がないとなかなか。

○大川井森林保全課長

その基準はないですね。

○清水総務局参事

なかなか最終的にはつらくなるかもしれないですね。多分、基準にのっとっていけば許可しなければならないとなっているので。

○福田土地対策課長

例えば都計と農地と森林と、同日付で許可というのは、たしか、うちだと開発許可制度の運用指針で、国から出ているんですね、同日付で調整すること。それを基準に定めていたような感じなので、恐らく今回の盛土の話にしてもそういうのが出るんじゃないのかなと思いますけどね。

○望月盛土対策課長

最近、農地に違反が多いんだけど、例えば、盛土は当然、安定をするかしないかという審査をするんですけど、農地というのは、審査の対象があるんですよ。いわゆる営農ができるかという観点だけなので、そうすると、例えば5メートルの盛土をしますというのがどんどん上がってきちゃうわけですよ。5メートルの盛土をして、その上に畑を造りますというのが結構上がってきている。だから、本来それはおかしくない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
安定計算しないのかな。

○望月盛土対策課長
安定計算は、盛土対策としてはするんだけど、農地はしないんだよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
農地はしないんだ。

○望月盛土対策課長
だから、畑ができるかという観点だけなので。

○清水総務局参事
どういう土を持ってくるかはすごい重要な気がするんですけど。

○望月盛土対策課長
だから、その土は全然関係ないんですよ。もっと言うと、不法の盛土が、変な土とか、ガラは駄目なんだけど、入っていると、その上に客土をして畑になるようにしていけば、それは大丈夫、法的には全然問題ない。

○福田土地対策課長
農地法は、転用の場合は厳しいけど、農地を農地で使う分には、別に何もありませんよね、そういうことは。

○望月盛土対策課長
そういうのは、整備のほう、多い。

○清水総務局参事
それはやられちゃうパターンで、ずっと、ウィン・ウインの関係じゃないんですよ、農家さんと。そんなことはないですか。

○望月盛土対策課長
農地としては、本来は耕作放棄地になるんだけど、残土処分用として使って、その上に客土を入れれば畑になるわけですよ、また。

○清水総務局参事
形式上みたいな感じですか。

○内藤総務局長

盛土をしてそこを農地にするというのはよく分からないのですが、そういうこともあるんだ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あと、24 ページの(2)の一番最後のところで、「県が、効果的な位置を具体的に指定すべきであったと考える」と書いてあるけど、これは県がやらなくてはいけないんですか。具体的に指定すべき位置を、ここでうちが言うのか。

○大川井森林保全課長

本来は、是正なので、不適切なところでできていれば、適切なところに造りなさいよという指導はしなくてはいけないんですよ。今回の場合は、そのままになっているというところもあって、ちょっと踏み込んで、ここに造りなさいと。

○内藤総務局長

そうだったらいいんじゃないのというね。

○大川井森林保全課長

基本的には事業者がやるべきことだったと思います。

○内藤総務局長

そうですね。だから、書き過ぎだということですかね、杉本さんがおっしゃりたいのは、指定すべきだったというの、効果的な位置を示してあげることもできたんじゃないかぐらいな感じですかね、書き方としては。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

というか、効果的な位置が、申請が上がってくるまでにしっかり指導すべきだったという感じかなと思ったので。あくまでも相手に考えさせて、そこは、こういうところに造りなさいという指導はするけど、実際にここを造りますというのは、相手に考えさせるべきだと自分は思うんです。

○内藤総務局長

それはもちろんそのとおりだと思うんですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、そういうふうに出てくるまでしっかり指導すべきだったと言うんだったらいいかなと思うんです。

○内藤総務局長

結局、それをいつまでたってもやらないとかそういう状況があって、今回の場合は、結

局、できないまま終わったじゃないですか。だったら、もうちょっとここがいいんじゃないののしっかり言ってやったほうがよかったんじゃないかというのを。

○大川井森林保全課長

この書きぶりの思いとしては、(2)の2行目辺り、「その後、■■■■の経営状況が悪化したとの情報を受け」というところから始まって、後から見ると、あまりこのとき時間がなかったのではないかとということも考えられて、もう少し具体的に言ってやったほうがよかったんじゃないかという書きぶりにしたんですが、確かに、基本的には事業者に考えさせるというのが基本だと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それで、変な言い方だけど、県がここに造りなさいと言って造らせて、何かそこで問題が発生したら、県が造ればいいと言っていたからと言って、向こうが、何か、それは違うと思うんだけど、でも、県が指導したからと言われると、なかなかうちとしての立場も弱くなるなどと思うもので、どうかなと自分は思ったんですけどね。

○大川井森林保全課長

今の御意見は参考にさせていただいて。

○内藤総務局長

そうですね。この再検討を。

○大川井森林保全課長

持ち帰って再検討します。

○内藤総務局長

では、ここで一旦休憩します。12時まで。

(休憩)

○内藤総務局長

では、休憩前に引き続いて、森林法ですけれども、まだ4番のところですよ。事実関係を踏まえた論点と考察の部分で、御質問等ある方、お願いします。

では、清水さん。

○清水総務局参事

4番の(1)の3ポツ目、「林地開発許可申請については」というところで、質問というか、

書きぶりの部分が大きくなっちゃうんですが、「違反した業者の申請を受け付けない」となっているんですけど、これは、不許可とする基準はないとかのほうがいいかなと思いました。申請が出てくれば、受け付けるのは受け付けて、その上で駄目というふうにすると思うので、不許可とする基準はないよと。

あと、基準に合致する場合には許可しなければならないとされているというのが法律上あるので、このことから、復旧工事完了後、同一事業者からの林地開発許可申請については、これは確認が必要なんですけど、現時点で見ても申請内容に不備はなく、許可基準を満たすものであることから、許可したことは問題ない考えるような、そんな感じがどうかなと思いました。あと、4ポツ目のほうで、そもそも4ポツ目は結構、無理くり入れている感じがありますか。それとも、「市が審査した部分についても、念には念を入れて」と書いてあるんですが、市が審査した部分について、今、改めて見ると、何かよくないところがあるみたいな、そういう状況があるということなんですか。

○大川井森林保全課長

申請書として十分かというか、今、我々が審査しているものからすると、もっと厳しく見ているんじゃないかなというところがあって。

○清水総務局参事

今、見るんだったら。

○大川井森林保全課長

うん。なので、担当者のヒアリングをやったときにも、審査項目が一覧にあって、それを満たしているかどうかのチェックリストがあったので、そこに、はまる書類があるかどうかを確認したという発言があったので、それだけじゃなくて、しっかり中身を勘案すべきだったんじゃないかという形で出しています。

○清水総務局参事

県として見るときの見方が、ちょっと甘かったんじゃないかと。

○大川井森林保全課長

そうです。

○清水総務局参事

分かりました。

○内藤総務局長

これは、要は市がもう見ているから、市が見ているということを確認して、よしとしていたということなんですか。

○大川井森林保全課長

そうですね。そういう面もあって、ただ、県としても、書類がちゃんと整っているかどうかというチェックはしていたと思うんですけども。

○清水総務局参事

次は(4)のところ、これは自分もヒアリングで聞いていたから、こういうふうに言っていたのは分かっているんですけど、所有権が移転したのが2011年2月で、その後の3月に文書指導をして、返戻、着かなかつたりとか従わない場合には中止命令を出そうという前提の下で、文書指導したことを踏まえ、土地の所有権が動いて、新たな人に開発を再開する動きがなかったもので中止命令を出さなかったという説明をしているんですけど、それだったら、そもそも3月に出す必要はないみたいな、所有権が移った後に文書指導をしようということで、中止命令を前提にした文書指導を出そうという手順を踏んでいるので、もう所有権は移転していて、恐らく■■■■■というか、新しい所有者に開発を再開する動きがなかったというのも、多分、文書指導する前からそういう状況はあったと思うんですけど、にもかかわらず3月に文書指導をして、従わなかつたりとか着かなかつたら中止命令を出そうという前提の手続を踏んでいるとすると、この理由では中止命令を発出しなかった理由にならないかなと思ったりするのですが。

○大川井森林保全課長

開発行為をしていた■■■■■に対して、文書指導をしているんですよね。そのときに、まだ承継届とか出ていないんですよね。

○清水総務局参事

承継届は大分後になってから出てくるんですよね。10年とまではいかないですけど、8年ぐらい後ですよ。

○大川井森林保全課長

そうですね。

○清水総務局参事

そうすると、承継届が出てきたときに、その時点でやるかどうかといったら、やらないという判断は何となく分かるんですけど、2011年3月の時点で中止命令を出さないという判断をした理由としては、何かちょっと。

○大川井森林保全課長

もう所有権は移っているんじゃないかと。

○清水総務局参事

そう。なので、所有権が移っているのは多分、分かっているんですよね。

○大川井森林保全課長
分かったのかな。

○清水総務局参事
知らなかったとすると、じゃ、何で知らなかったの、って逆に。

○大川井森林保全課長
■■■■と連絡が取れなくなって、そのときに所有権が移っていたという記録は、森林法の中で、書類などはないんですよ。

○清水総務局参事
ないのか。これを事実として取りあえず入れて。

○内藤総務局長
移ったということを知らなかった。

○清水総務局参事
でも、知らなかったとしたら、そのままやっちゃえばよかったのにという気がします。
所有権が移ったのを知らなかったんだったら、まだ■■■■が持っていると思っているんですよ。

○内藤総務局長
そうそう。だから、■■■■に対して出したじゃんね。

○清水総務局参事
■■■■に出して、なので、指導に従わなかったり文書が届かなかったら、中止命令を出そうという前提で文書指導をしているので、まだ■■■■の持ち物だと思っているんだったら、中止命令を出せばよかったじゃないかと思ってしまうのですが。

○内藤総務局長
そう。だから、どの時点で知ったのかなと思って。所有権が変わっているんだというのを。それは分かっていたんですけどでしょうか。

○大川井森林保全課長
森林のほうの記録の中には、2011年のときに所有権が移っていたという記録はないんですよ。

○清水総務局参事

それらしい話をしているということはないんですか。

○大川井森林保全課長

もう一回確認してみますが、記憶の中では、そういう記録があったというのはいないですね。

○福田土地対策課長

森林法は、措置命令は土地の所有者に出すんですか。

○大川井森林保全課長

いえ、行為者に出します。

○福田土地対策課長

そうですね。今の話だとよく分からなかったんですが、別に■■■■■に出せばいいと思いました。

○清水総務局参事

中止命令を出していないんですから。

○福田土地対策課長

なので、出せばいい。別に所有権が動いても関係ないですし。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

行為者に対してということだから、ちょっと。

○清水総務局参事

一応、防災工事をやりなさいと指導していたじゃないですか。中止命令を出しちゃうと、出された人は防災工事はできなくなるんですか。

○大川井森林保全課長

中止命令は、その行為をやめなさいですよ。それと同時というか、中止命令の後には、復旧命令を出すんです。そうすると、そのときに防災工事の計画を作って出しなさいという流れになります。

○清水総務局参事

じゃあ、そこは担保できるということですか。

○大川井森林保全課長

はい。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今の24ページの最後のところの、「2019年10月から、市から事業承継に係る相談があるまで開発を再開する動きはなく、また、現地では自然緑化が進行しており、中止命令を発出する必要はなかったと考えられる」というこの考え方というのは、もともと無許可の開発に対しての指導としては、元の形に戻すのか、あるいは、緑になればいいというか、どこかに書いてありましたよね、そういう形になればいいという、もともとの考え方があるので、それを見たときに、今の状況が自然に緑化しているので、もう森に戻ったという判断ができるから必要なかったと考えているということですか。

○大川井森林保全課長

この考え方なんですけど、土砂流出がなくて緑化が進んでいるということで、森林化が進行していたという判断をしていたと思いますけれども、防災施設がしっかりできていたかと言われれば、できていないので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、23ページの一番下から2行目の、「国の通知で」というところなんですけど、「復旧に必要な行為」とは原型に復旧することのほか造林その他の措置により当該森林が従前有していた公益的機能を復旧することを含む」と書いてあるので、これはそういうことで、もともとの従前有していた機能を復旧……。

○大川井森林保全課長

そうですね。そういう意味では、森林化が進行していて土砂流出も見られないということで、問題ないというか、いいんじゃないかという判断をしているので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

自分も、(4)が今回一番、微妙というか、ここがポイントかなと思って聞いていたんですけど、中止命令を発出していないことに対する検証というか、考察というか、そこはどう判断するのか。一番最初に、今、清水さんが言っていたところ、この対応についてはどうだと言っているんですけど。

○大川井森林保全課長

中止命令を出していないことに。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

■■■■■に対して中止命令を出していないことに対しては、県としての今の、その後の対応は今、言ったような形で、必要はなかったと考えられるというところでもいいと思うんですけど、2019年10月以降の話は。

○内藤総務局長

この時点でしなかったことに対する評価はしていませんよね、この中で。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

なるほど、そういう意味か。

○内藤総務局長

担当はこういう意見だよと述べているだけなんですね。

どうなんですかね、これは。2019年の時点の判断というのは、これでいいのかなという気はするんですけども、林になっちゃっているから、みんな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうそう。さっきの国の通知文から読むと、そういうふうに読めるもので、そこはなんとなく一定の理解はできる。

○大川井森林保全課長

中止命令を行うとしていたんだけど、やらなかったところに対する評価が書いていないからということですよ。

○内藤総務局長

そうですね。

○大川井森林保全課長

職員の聞き取り調査のときも、もうそのときに連絡も取れなくなっていたとか。

○内藤総務局長

そんな感じでしたよね。

○大川井森林保全課長

そういった話はしていたんですよ。

○福田土地対策課長

でも、よくある話ですよ、大体そういう業者はいなくなっちゃう。

○大川井森林保全課長

文書指導も、その事業者と連絡が取れないことを確認するためにやったような話もしていたので。

○内藤総務局長

ここだけ特別ではなく、そういうことがちよくちよくあってみたいなおことをおっしゃっていましたっけ。

○望月盛土対策課長

当時、東部農林の人で、担当は30か所ぐらいで、30か所ほぼ同じように、こういう状態だったと言われていたので。

○福田土地対策課長

すごいね、30。

○大川井森林保全課長

止まっているところは、事業者がいなくなっちゃうかどうか別ですけど……。

○福田土地対策課長

ひどいな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それは別の意味で、大丈夫？となっちゃうので。

○福田土地対策課長

法の立てつけ上の問題があるような気が。

○望月盛土対策課長

指導とかちゃんとチェックしないと、途中で逃げられるようなやり方ではね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

改善というか、見直しというか、それを受けて、再発防止策じゃないけど。

○大川井森林保全課長

30か所は、全部が全部、止まっているという話ではなかったと思いますけど。

○望月盛土対策課長

でも、相当あると。

○清水総務局参事

結構あるんじゃないですか。

○内藤総務局長

30か所ぐらいあって、そのうち、止まっている箇所が何か所もあるという話でしたか。

○望月盛土対策課長

そうそう。

○内藤総務局長

なので、ここだけ特別目立つわけじゃないというか。

○大川井森林保全課長

そういう言い方はしてます。

○内藤総務局長

そのような感じでしたね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

言い方は悪いけれども、一般的というか、こうなることは珍しくない。

○清水総務局参事

それは多分、次のポツの中に表れていて、中断している林地開発箇所の一つというのが、よくあることみたいなことを。

○望月盛土対策課長

いやいや、それは理由にならない。

○内藤総務局長

なので、こういうのをしっかりしていくというか。

○清水総務局参事

なので、今、杉本さんもおっしゃいましたけど、今後のあれで、中断したものに対する対応を、どういう場合はどうするみたいなのも研究してみるというのは、あるかもしれないなど。

○内藤総務局長

ここはたまたま、林に戻ってくれたのでよかったですけど、ちゃんとした対策をさられないまま放置されているような箇所が何か所も出てくるようだと、それもまずいのかなと思うんですけど。

○大川井森林保全課長

大抵、緑化は進行していく。

○内藤総務局長

自然に林に戻っちゃうのは。

○福田土地対策課長

もともと林地ですからね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

パトロールに時々行っているんですか。

○大川井森林保全課長

パトロールは行っています。年に1回。

○大川井森林保全課長

D173 という、これは熱海市と土地対策課と森林計画課の打合せの記録の2枚目に、命令等の行政処分が、現行為者、新たに行為を行おうとする者に対しての抑止力となるという記載もあったんですね。

○清水総務局参事

逆に、やったほうがいいということなんですか。

○大川井森林保全課長

やったほうがいいというか、命令を出すことによって抑止力になるんじゃないかという考え方をして、出そうと思っていたので。

■■■■は経営状況が悪化して、工事がほとんど進んでいない状況だったと思うんですけれども、それを引き継いで、新たに開発をやろうとする人というのが、例えば悪質な事業者だったりした場合に、そういう命令等を出しておけば、それは事業者、承継者に引き継がれるので、抑止力になるんじゃないかと思って、そういう命令等を出したほうがいいんじゃないかと考えていたということだと思えます。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

けど、出していなかったの。

○内藤総務局長

でも、出したほうがよかったんじゃないかということになるんですかね。

○大野森林保全課長代理

それで実質、新しい所有者の■■■■に動きがなかったので、その必要が、そこまでやらなくてもいいんじゃないかという判断をしたということですね。新しい所有者への抑

止力というのが、そこまで要らないんじゃないかという判断がされたという。

○内藤総務局長

そうそう。でも、■■■■がまた誰かに売って、その人がもっと悪い人だったりした場合は、あまりよくないかなと。せっかくこういう方針を立てたなら、それを貫いておけばよかったような気もするんですけどね。たまたま■■■■は、特にそういう意思はなかったのでよかったと思うんですけど、また誰か悪い人に売られちゃうかもしれないなかつたということを見ると、もともとの方針でよかったと思いますね。どうですかね。

○大川井森林保全課長

確かに、時がたってからの対応というのは、自然緑化が進んでいたのというところは何となく分かるので、その辺ですよ。

○内藤総務局長

その前段のところですよ。

○大川井森林保全課長

事業者がいなくなった直後の話ですね。そこはちょっと検討させていただいて。

○内藤総務局長

そうですね。ここは考察を言っていただけますか。担当者がこう言ったのは間違いないので、ここまではいいとして、それに対する評価みたいところを。

○大川井森林保全課長

はい。

○内藤総務局長

そのほかはよろしいでしょうか。

○望月盛土対策課長

論点に書いていないんですけど、C、E、D工区の開発が影響して、流出したというのがあるじゃないですか。それは議論しないんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

C、E、D工区の。

○望月盛土対策課長

北側の開発も影響しているんじゃないかというのは、特別委員会でも指摘がありましたね。

○大川井森林保全課長

1番の検証の概要の一番下のポツのところに、D工区のことしか書いていない。

○清水総務局参事

もし、Cとかが出てくるとすれば多分、都市計画法かなという。

○大川井森林保全課長

「D工区内の雨水はそこに集まり、C、E工区への表流水の流れは見られない」は書いてあるんですけど。

○望月盛土対策課長

Eは当然、Cなんですよ、市役所というか。

○清水総務局参事

そうですね。

○内藤総務局長

Dのところも影響しているということですか、排水とかの関係で。

○望月盛土対策課長

ここに、「表流水の流れは見られない」と書いてあって、測量とかやったんですかね。

○大川井森林保全課長

これは測量じゃなくて、現地を見に行っただけです。雨が降ったり……。

測量まではやっていないです。このデータは、D工区の現況を把握するためには、やったんですが、道路勾配がどうだとかという点群の解析まではやっていないです。これは6月2日の雨のときに、現場を見に行ってきた結果です。

○内藤総務局長

それは、書くとしたら(1)のところに書けばいいかな。

○望月盛土対策課長

これで、E工区とC工区が関係するのかな、流域を変更しちゃったという。当然、E工区というのは、市が権限を持って、市が認可しているんですよ。そのときに、どういう断面で切ったとか、どういう断面だったという情報は一切ないんですよ、県として。強いて言えば、C工区はあるんですよ。

○福田土地対策課長

C工区は、お持ちでしょうけど、申請書はありますね。

○望月盛土対策課長

D工区は、表流水の流れがないということが確認されたので、それは影響はないんだらうと思いますけど、これを検証するべきかという議論になりますか。

○内藤総務局長

D工区内の雨水は、C、E工区へ表流水は流れないとなっているので、だから、それだけ書けばいいんですよ。D工区内の……。

○望月盛土対策課長

D工区に限って言えば、流域変更に影響はない。

○内藤総務局長

影響はないということ。森林法的には、そこだけでいけたんだよね。

○望月盛土対策課長

そうそう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

流域変更、C、E工区のほうには流れていないよということですよ。そういうのを書いて……。

○望月盛土対策課長

それは議論の的になっちゃうのかな、また。それはどこかで検証するのか、今回は。

○清水総務局参事

ここは、でも、行政対応の検証の場なので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ずっと話をしているというのは……。

○清水総務局参事

発生原因とかそこら辺は、ええ。

○望月盛土対策課長

それを明確にしておいたほうが。

○福田土地対策課長

ずっと言っていますものね。

○内藤総務局長

行政対応の検証か、別に発生原因かどうか分からないけどね、これは。それは別に、これが発生原因かどうかをここで検証はしないけど、別に流域は変わっていないよねというのは、それを確認するのは行政対応だよ。流域が変わるような許可なんてするわけないでしょう、だって。

○清水総務局参事

それは確認できるんですか。なので、確認できるものがあるとなれば、3月11日付のC工区の開発許可申請書しかないですけど。

○内藤総務局長

それは都市計画法のあれですよ。D工区の森林法の関係は。

○清水総務局参事

流域変更って、あるんですか。

○福田土地対策課長

あり得ないですね。

○清水総務局参事

結構離れていますものね、逢初川から。

○大川井森林保全課長

D工区はないです。

○内藤総務局長

ないということをしっかり書いたほうがいいんじゃないかというのが、望月さんの。

○望月盛土対策課長

そのこと自体を議論するのか、しないのか、それは行政対応じゃなくて、原因究明の方にするとか。

○清水総務局参事

確かに。

○望月盛土対策課長

そういうのを明確にしておいたほうがいいのかなど。

○清水総務局参事

なので、開発許可申請書を今の時点で見ると、そこに書いてある、どういうふうに見るのかわからないですけど、工事の内容を見たら、流域変更するような工事の内容があるのに許可している事実があるとしたら、それはいかがなものかというような検証はあり得ると思います。

○内藤総務局長

そう。それだけだと思います。

○清水総務局参事

開発許可申請とかについている工事の内容を現時点で改めて見たときに、工事の内容が、流域変更を伴うような内容が申請として上がっていて、それが当時、許可されているとすれば、その取扱いはどうだったの、許可したことについては妥当だったのという検証をするというのは、あり得るかなど。

ただ、それが対象になるとすれば、C工区の開発許可申請しかないですよ。

○福田土地対策課長

C工区は県が受理しているのということですよね。

○清水総務局参事

はい。なので、新聞記事にあった、2008年と2019年を比較してみたら、流域変更が行われている、切土によって流域が変わったということが、それは何の工事か。少なくとも2008年以降の工事ということになるものですから、少なくともC工区の工事の話ではないのかな。2008年だから。

○内藤総務局長

E工区とかそちらのほうということですか。

○清水総務局参事

でも、E工区も18年9月とか、そこら辺ですものね。

○福田土地対策課長

すぐ完了していますので。

○清水総務局参事

18年9月ぐらいに変更許可申請が上がってきて。

○内藤総務局長

それは2006年だものね。

○清水総務局参事

そう、平成18年で。

○内藤総務局長

2008年以降の改変というのは、どこのことを言っているのか分からない。

○清水総務局参事

それは分からないですよ。ただ、新聞にはそう書いてあるんですが、2008年と。

○内藤総務局長

2008年から19年の間の。

○清水総務局参事

2008年と2019年を比較するということなので。

○内藤総務局長

その間のいずれかの時点で、何かそこが切られたんだね。

○清水総務局参事

ええ。2008年から19年の切土と書いてある。2008年と19年の地形変化を表す上流域の断面図に切土と記載と書いてある。

○福田土地対策課長

それはいつの新聞記事ですか。

○清水総務局参事

今年2月です。

○内藤総務局長

それは、少なくとも今の我々の検証の対象外ですね。当時の最初にやった検証とか発生原因の検証には関係があるかもしれないけど。

○清水総務局参事

発生原因は、土石流が起こったときの地形から考えてどうだったという。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

初期の条件だからね。

○清水総務局参事

という条件でやっているんですよ。

○内藤総務局長

「D工区に降った雨水は」みたいなところは、後ろに書いたほうが良いような気がしますね。書くところがないのかな。どこかに入れられないですかね、(1)とか。入れるとしたら、(1)にしかないのかな。「排水施設は完成していないが」。無許可で開発をやり出した当時というのは、今は表流水のC、E工区への流れは見られないけど、当時はそういうこともあったんですかね。

○大川井森林保全課長

その記録はないので分からないんですけど、でも、道路勾配というか、そんな変わっていないと思うんですよ、その当時と。なので、元からそうなんじゃないかな、C、E工区のほうへ流れるようにはなっていないんじゃないかなと思いますけれども。

○内藤総務局長

これを書かないことによって、検証していないと言われるようだったら、書いておいたほうが良いのかなと思うんですけど。

○大川井森林保全課長

確かに(1)から(5)の中で、表流水をどこに書くかと言われると、あまり適当なところはないんですけど、(1)が一番近いかなという気がしないではない。

○内藤総務局長

この中に無理やり入れるか、でも、ここに書いてあるからいいのかな。

○大川井森林保全課長

頭には書いてありますよね。

○内藤総務局長

うん。全く触れていないわけじゃないので。

○大川井森林保全課長

事実としてというか、C、E工区側には流れていないということで概要のところには記載したという形で、論点には上がっていないという形で。

○内藤総務局長

そもそも論点に上がっていないということは、明らかに確認できていたから論点にも

ならなかったということですかね。それでいいのか。

○清水総務局参事

水の流れが行政対応かという、行政対応じゃない。

○内藤総務局長

いえいえ、水の流れがではなくて、そんな開発を許していたことが問題ということだよ。水の流れが変わるような開発申請を許可したら、問題でしょう、それは。でも、それはそうじゃないよと言っているわけでしょう、これは。

○大川井森林保全課長

ここはそういう話ですよ。世の中一般的に、流域変更は必ずないかと言われると、そういうことではなくて、流域変更すれば、その分の、もともと流れていた流域から出てくる水の量から、流域変更分は増えて流れてくるので、その分をしっかりと調整池を造って水の流れを調整するという機能を持たせるというのが開発の考え方だと思いますので、ここは、そういう流域変更とかはないですよという説明が書いてある。

○内藤総務局長

設計図どおりやっていれば、もともと流域変更はないけれども、今回の場合は、完了できていない。

○大川井森林保全課長

はい。完了できていないというのは……。

○内藤総務局長

できていない、やりっ放しになったけど、結果として……。

○大川井森林保全課長

現場を見に行ったら……。

○内藤総務局長

大丈夫だった。

○大川井森林保全課長

大丈夫だったということです。

○内藤総務局長

それが確認できたので、論点にはしていないということでもいいですかね。もともとの計画も、流域変更しないはずだった。

○大川井森林保全課長
しないはずです。

○内藤総務局長
要は、それが未完成になったけど、結果的に大丈夫だったと。

○大川井森林保全課長
はい。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
今、言っているのかどうか、タイミングが分からないんですけど、あそこの開発というのは、こっちの都市計画なんですか。C、Eが……。

○福田土地対策課長
Eは関係ないですから、Cですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
Cがこっちで、Dが両方。

○福田土地対策課長
Dは市なので、都計法は外れてきます。

○内藤総務局長
市と森林がDに関係していて、Cは、最初は県で。

○福田土地対策課長
Cは、県が受理しているので。

○内藤総務局長
市に引き継いで、Eは、市が最初からやったところで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
市に関わる場所は、この中ではやらない。

○清水総務局参事
それも、文書もないですし。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

でいいですよ。

○清水総務局参事

ええ。あくまでも県の行政対応で見る。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

では、後からちょっと。

○内藤総務局長

そうすると、その他、何かありますでしょうか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今、4番のことを言っているんですよ。

○内藤総務局長

今、4番のこと、はい。いいですかね。

そうすると、(1)のところは、最後ちょっと直す部分と、(4)は、考察を入れていただく。

○大川井森林保全課長

はい。

○内藤総務局長

その他はいいですかね。

○清水総務局参事

午前中に、(2)のところで何かありましたよね。

○大川井森林保全課長

(2)の最後のところで、表現を。

○内藤総務局長

「指定すべきであった」とか、ちょっと書き過ぎというところですね。その修正をお願いいたします。

○大川井森林保全課長

はい。

○内藤総務局長

では、5番の再発防止に向けた対策の部分で御意見等ありましたらお願いします。

書き方は、箇条書みたいな感じで。

○大川井森林保全課長

そうですね。そこは……。

○内藤総務局長

ここもまたそういう形にして。

○大川井森林保全課長

ポツにしてということですね。

○内藤総務局長

はい。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これは全体につながるかもしれないんですけど、法律的な修正というか、今の法律の立てつけ上、どうしてもここまでなんだけど、今回、こういうふうを検証することによって、再発防止策として、法律の改正も含めた、このような提言とかは入ってくるんですか。

○内藤総務局長

改正の提言、あり得ないことはないと思うんですけど、それが必要なら、提言もしていくと入れてもいいのかなと思っていますけど。

それは、あれですか、森林法に関して。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

全てに関して。全ての法律の中で。

○内藤総務局長

今の法律上、これ以上どうしようもないというところだけれども、そこはやっぱり変えていったほうがいいのかなどと思われる部分は。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ということですね。

○内藤総務局長

ただ、我々にそういう権限もないので、国に要請をしていくとかぐらいしか書きようがないと思うんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それか、今の法律の立てつけ上の中でとどめるかどうか、どちらかだと思います。

○内藤総務局長

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

というのは、自分がちょっと思ったのは、24 ページの(1)の中の2項目というか、「林地開発許可申請については」というところの文章の中で、違反した業者に対しての対応ということかな。森林法では違反した業者の申請を受け付けない規定がないというところは、都市計でしたか、そっちはあるじゃないですか。

○福田土地対策課長

ちょっと違いますけどね。規定があるわけではない。取扱いです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

取扱いとしてあるんですか。

○福田土地対策課長

はい。

○清水総務局参事

でも、それは法令上、見たときに、そういう取扱いをしても、別に規定上おかしくない取り扱いがあるという解釈があるということですね。

○福田土地対策課長

特に、恐らくどこにも書かれていないでしょう、その辺は。この前の資料として出しているけど、土地対策室長通知でその辺をうたっているだけなので。

○内藤総務局長

手引みたいな。

○清水総務局参事

でも、逆に法令の基準上、そう読めるようなところがないと、きついんじゃないかなというのを。

○福田土地対策課長

もちろん。午前中もちょっと言った、運用指針みたいなものなので、工事の完遂能力がないようなものに許可を与えないということなので。

○清水総務局参事

それなので、法令上はあるんですよね。県の独自の解釈というだけでは、なかなかきつんじゃないかなと思うんですけど。

○福田土地対策課長

法令上と言っちゃうと、ちょっと言いにくいな。でも、12号を拡大して読めば、確かに読めないこともない。

○清水総務局参事

なので、そこを多分、よりどころにしているんじゃないかなと自分は思っているんですけど。

○福田土地対策課長

もちろん、大本の条文はあるんですよね、根拠条文が。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

なので、一方でそのようなやり方ができるんだったら、こっちも同じようなというのが、一つの改善じゃないけど、なるといいかなというのが、再発防止策の一つとして上がってくるのかなと自分は思ったものですから。

○清水総務局参事

そうですね。なので、一方で、都市計の開発許可と林地開発、同じ業者が同じ場所で無許可で開発したけど、都市計のほうでは排除されるけど、森林のほうではその人が引き続きできる状態だと、どうなのという話にもなるかなと思うんです。

○内藤総務局長

このとき、でも、 が、都市計でも排除されなかったということだよな。

○清水総務局参事

 が売買になったので、 は2号さんなので、森林はもともと さんですよ。

○内藤総務局長

そうすると、何の問題もないんじゃないですか。

○清水総務局参事

都市計は、 はまだ何も悪いことはしていない人だったので、許可されたけど、森林は、ワンストライクはもらっていたけど。

○大川井森林保全課長

そうですね。森林法上は無許可開発になっていた。

○内藤総務局長

都市計は無許可じゃなくて、許可を受けていたので。

○清水総務局参事

■■■■さんは、新しく出てきた人だったので。

○内藤総務局長

熱海市が許可したんだね。

でも、そうすると逆に、熱海市は許可しているけど、森林法がツーストライク目だから、あなた駄目ですと言うと、またそれはそれで、おかしいことになりますよね。

○大川井森林保全課長

それはありますね。ただ、森林法上も、是正指導して、言うことを聞かないのであれば、それが是正されなければ、いつまでたっても許可申請は受け付けませんし、是正が完了して許可申請を受け付けたとしても、それが基準を満たす計画でなければ、許可はいつまでたっても出ないので、そういった面では、対応はしっかりと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

できるということで。門前払いするかどうかという話ですね。

○大川井森林保全課長

そうそう、そこですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

適切にやればいい。

○福田土地対策課長

だけど、1度やる人は2度やるので。

○内藤総務局長

確かに都市計画は、そこに入っているんですね。

○福田土地対策課長

あります、うちは。

○内藤総務局長

その辺は、再発防止とかには書いていないですものね、そういうことを。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ただ、今の話を聞くと、ちゃんとその後の申請の内容をチェックして、問題があれば許可が下りないというところと一定の歯止めがかかってくるので、それはそれでいいのかなと思います。

ただ、今言ったように、門前払いすることが本当にいいのかというのも、それは別の話であるのかもしれないですけど、そこまで徹底的にやるかという。

○内藤総務局長

すみません、1ポツ目のGNSSとは何でしたか。

○大川井森林保全課長

衛星、GPSで精度のいいもの。

○大野森林保全課長代理

GPSは商品名というか、特定のあれなので、GNSSと。

○清水総務局参事

日本語も括弧書きで書くと、余計分らないですか。

○大川井森林保全課長

横に。

○清水総務局参事

ええ。括弧書きで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

分からないだろうな、きっと。

○清水総務局参事

日本語で書いても訳が分からないですか。

○大野森林保全課長代理

GNSSに括弧書きで日本語ですか。

○清水総務局参事

GPSと同じではないですからね。

- 福田土地対策課長
衛星方位検索システムとかね。
- 内藤総務局長
GPSのほうが、みんな何となく分かるかもしれない。
- 清水総務局参事
GPSだとずっと入ってくるんですけど。
- 福田土地対策課長
括弧GPSとか。
- 清水総務局参事
ぱっと見でビールかなと思っちゃいます。
- 大野森林保全課長代理
全地球航法衛星システムと書いてありますけど。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
分からないな。
- 清水総務局参事
分からないかもしれない。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
確かに、語句の説明みたいなものが必要になってくるようなことはあるのかもしれないですね。
- 大川井森林保全課長
何となく、「衛星」という文字が入ってくるとイメージが湧くのもかもしれないですけど。
- 内藤総務局長
把握というのは、何を把握するかというと、木が勝手に切られていないかというのを把握するということですか。
- 大川井森林保全課長
いえ、現況ですね。木が切られているか、この場合は……。
- 内藤総務局長

現況をか。

○大川井森林保全課長

面積だとか、あと、高低差だとか、沈砂池が適切に造られていなかったというところもあるので、事業者がなかなか動かなければ自分たちで調査してということです。

○内藤総務局長

そのために、あれなんですね。なるほど、そういうことか。

さっきの、中断している林地開発箇所は日常茶飯事みたいな話なんですけど、業者の排除の話とまた関係しちゃうんですけど、中断して放置しちゃったようなやつがまた別の場所で申請してきたりしたら、それはどうなるんですか。

○大川井森林保全課長

中断しているところを別の場所ですか。

○内藤総務局長

放置する人が多いんですよ。どこかで放置しちゃっている人が、また別の場所で改めて、こっちはしっかりやりますからと言ってきたら、それも、計画がしっかりして、許可せざるを得ないんですか。

○大川井森林保全課長

そこは審査せざるを得ないですけど、実際に実行力があるのかどうかというところは、そこを気づいていれば、あなたたちは、あつちは資力がなくて放置しているのに、これができるのという話はあると思いますけどね。

○内藤総務局長

それは当然、そうなるんですよ。

○大川井森林保全課長

なると思います。だから、その情報がしっかり共有されているかどうかというところはあると思いますけど。

ただ、制度上は、資力だけじゃなくて、何の理由かはちょっと置いておいて、開発の休止届という制度もあったりするので、いつからいつまでは休止します、またいつからは再開しますというような届出はあるものですから、それをしっかり手続を踏んでやっているのか、それとも、ここみたいに、急にいなくなっちゃうとか。

○内藤総務局長

理由はいろいろみたいですけど、中断している箇所の事業者の情報を、共有はされていないんですかね。

○大川井森林保全課長

あまりそういう、休止業者一覧みたいなものは、できていないといえどできていない。

○内藤総務局長

どこかへ逃げちゃって、また別のところで申請というのは考えにくいと思うんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ブラックリストの共有ということですか。

○内藤総務局長

事例集なんかは作られるということで。

「各農林事務所が抱えている懸案箇所の対応状況の確認と共有」。

○大川井森林保全課長

そういった意味では、今、開発上、問題があるところとか違反しているところという一覧は作って、この会議の中で共有して行って、そこはやれていると思います。

○内藤総務局長

ただ、業者名が出てこない。

○大川井森林保全課長

業者名で出てきます。

○内藤総務局長

出てくるんですか。

○大川井森林保全課長

その一覧の中には出てきます。

○福田土地対策課長

ブラックリストがあるんだ。

○内藤総務局長

なるほど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

東部農林事務所で言うと、さっき言った、何十か所というのは、リストになってあると

ということですか。

○大川井森林保全課長

あります。というか、違反なんかで困っているのが一覧になっているということです。ただ止まってところは入っていないです。

○内藤総務局長

D工区については、どういう扱いだったんですか。ただ止まっている程度だったんですか。それとも、違反箇所。

○大川井森林保全課長

D工区については、違反が是正されて許可を受けているので、開発の途中で止まっているという扱いになるかと思います。

○福田土地対策課長

だけど、文書指導を受けているんですよね。

○大川井森林保全課長

うん。文書は出している。

○福田土地対策課長

その段階では、まだブラックリストには登載されない。

○大川井森林保全課長

されていないです。

○内藤総務局長

されていないんだ。さっきの話だと、じゃ、 はブラックリストに載っていないということですね。

○大川井森林保全課長

今はあれですけど、それこそ、保安林・林地開発制度適正運用検討会議を始めたのは熱海の災害以降なので、その反省も踏まえてこの会議を始めて、一覧をみんなで使って情報共有を始めたということですので。

○内藤総務局長

そういう書き方をしませんか。ちゃんと、こういう対応をしっかりとやりましたみたいな雰囲気は出したいなど。せっかくそういうことをやったのでしたらね。

3ポツ目もそうなんですよ、既定の面積以下で林地開発許可の対象とならない開

発行為においても」。

○大川井森林保全課長

そうです。「小規模林地開発に係る」。

○内藤総務局長

これも、令和4年度ですものね。

○大川井森林保全課長

ええ。手引も、これも熱海以降で、熱海の災害発生を踏まえて、これをやっている話です。

○内藤総務局長

これをもっと詳しく書いてもいいぐらいだなと思って。

○清水総務局参事

手引を作成しただけになっているんですけど、具体的にどういうふうに対応したのかとか。

○内藤総務局長

どういうふうにするようにしたか、0.8ヘクタールぐらいから。

○清水総務局参事

全部は書けないので、例示みたいなものが、もしできるものがあれば、具体的にしたほうがいいですね。

○内藤総務局長

そうですね。手引を作成しただけだと、ただ、ふーんとなっちゃうんですけど、1ヘクタールだどうだというところで問題にされたじゃないですか。だから、ちゃんと0.何ヘクタールから、しっかり県が関わっているようにしたんだというところを言っていたほうがいいかなと。

○大川井森林保全課長

そういうところをもう少し詳しく。

○内藤総務局長

はい。2ポツ目、3ポツ目はもうちょっと、ちゃんと対応したぞという雰囲気にしたほうがいいかなと。

○大川井森林保全課長

分かりました。ここをもう少し具体的にとか、詳しくとか、熱海の災害以降、こういう対応をしたという形で、付け加えて出します。

○内藤総務局長

はい。

ほかに何かありますか。今後の対策、入れたほうがいいのかと思うようなことはありますでしょうか。

○清水総務局参事

細かいことで恐縮ですけど、3ポツ目の、「より慎重な対応もあり得た」とあったんですけど、より慎重な対応というのはちょっとイメージが湧かないなと思ったので、「何とかなどより慎重な対応もあり得た」みたいな、具体的なイメージが湧くワードがあるといいなと。

○内藤総務局長

それはどこですか。

○清水総務局参事

3ポツ目ですね。「林地開発許可申請の審査や」として。

○大川井森林保全課長

これは先ほどの審査のところの、念には念を入れてとか、あの辺を踏まえてみたイメージで。

○清水総務局参事

なるほど。

○大川井森林保全課長

あと、指導においてもそうなんです。

○内藤総務局長

いいですか。

○清水総務局参事

なので、具体的に入るものがあるわけじゃないということですよ。

○大川井森林保全課長

そうですね。

○内藤総務局長

これが3ポツ目か。ちょっと僕、1ポツを見落としていたので、さっき、2ポツ目、3ポツ目と言っちゃったけど、3ポツ目、4ポツ目か、具体的に書いてあるのは。具体的にどうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

入れるのはここに入れるんですかね。市が審査した部分の審査項目の再チェックなどと入れると。

○大川井森林保全課長

そうですね。何かちょっと考えてみますかね。

○内藤総務局長

では、そこも。

○清水総務局参事

あと、さっき途中で、もう話が出たかもしれないんですけど、塩漬け案件というか、中断案件が多分、結構な数、あると思うんですけど、それらを、どうするかと言うとちょっとあれなんですけど、中断した場合の一般的な対応みたいなものも、研究したりということもあってもいいかもしれないなというのが。

本県に限ったことではなくて、大体、中断しちゃったやつというのは、そのままになっているケースというのが、やっぱり全国的な特徴みたいな……。

○大川井森林保全課長

他県に聞いていないので、どのくらいあるかわからないですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

だけど、廃棄物なんていうのもある、不法投棄されているところは結局、片づける人は、生活環境保全上の支障がなければそのままになっているので、だけど、そこはどうなのと。やっぱり我々は見ているものね。

○清水総務局参事

そうですね。そこはまた。

○片山廃棄物リサイクル課長

拡大しないかとかね。

○清水総務局参事

生活環境保全上の支障は、また、廃棄物処理法の関係で、ちょっと。

○大川井森林保全課長

ただ、開発が終わってしまっても、止まっても、開発中であっても、定期査察という制度があって、1年に1回は回りましょうと、経過観察はするということになっているので、そういう対応はしています。

何が一番悪いかというと、事業地から外に土砂が流出して、一般の方々に御迷惑をおかけするというか、災害に遭ってしまうといったことが一番うまくないことですので、それをしっかり継続監視していくということは大切かなと思います。

○内藤総務局長

そのほか、何かありますでしょうか。

論点と考察の、例えば、(3)D工区への土砂搬入を容認したことは妥当であったかということで、適切な対応だったとは言えないとか、あと、(4)の一番最後の、最悪の事態を想定した場合、引継ぎを行う必要があったと考えられるというのは、これに対する再発防止に向けた5番は、どこで受けているのかな。

(1)、(2)とか(4)の前段ぐらいのところは大体、まず、(5)はやる必要はないということなので。

○大川井森林保全課長

確かに、ここは業者の指導であるとか、引継ぎをしっかりとやっていけばいいんですけど、今、適正運用検討会議の中で、情報共有を図って、引き継がれるようにしているということは言っているんですけど、明確に……。

○内藤総務局長

この中に入っているんですね。

○大川井森林保全課長

書いていなかった、その言葉を入れたほうが、確かに受けているなと思うかもしれないです。

○内藤総務局長

そうそう。なので、この中で、引継ぎをしっかりとやっていくということを入れるとか、考察の中で、ここはちょっとまずかったよねというところは、なるべく、それに対して、今後はこうやっていくよというのが書いてあったほうが説明しやすいというか。

ということなので、少し5番の中で触れていただくようにしていただきたいと思います。丸ポツを1個、今後、起こすほどじゃなければ、さっき言ったみたいに、適正運用検討会議の中で、こういう問題だけ引き継いでいくとか、そういう書き方をしてもらってもいいし。

○大川井森林保全課長
ちょっとそこは工夫して。

○内藤総務局長
お願いします。
どうぞ。

○清水総務局参事
今、ちょっと内藤局長が言われた中で、4の(3)でちょっと気がついたことがあったもの
ですから、ごめんなさい、戻っちゃって。

D工区に土砂を搬入した関係で、ここに書いてあるところで、 が、
■の指示で地盤を計画まで上げるための土砂搬入であると主張したと書いてあるんで
すけど、「主張した」と書いてありましたか、公文書のほうに。何かそこまで……。

○大川井森林保全課長
業者が主張したとは書いていないかもしれないので、そういう記録はありました。それ
は県の職員が言った言葉ですが。

○清水総務局参事
そうなんですよ。

○大川井森林保全課長
担当者が……。

○清水総務局参事
担当者がそうであれば問題ないんじゃないのと。

○大川井森林保全課長
と言ったので。

○清水総務局参事
なので、若干ニュアンスが違うかなと思って。

○内藤総務局長
なるほど。

○清水総務局参事
これを見ると、 が言ったのは、D工区造成のために土を入れたいとの連

絡ありというのがあって、何をするか、どういう目的かまでは書いていなくて、現況状況というところで、これは目的外工事とは言えないという記述があるので。

○大川井森林保全課長

言えない、そうです。そこを移動したほうがいい。

○清水総務局参事

そうしたら、県の職員の、ええ。

○内藤総務局長

ここは事実に合わせて書いていただく。

○大川井森林保全課長

はい。

○内藤総務局長

「業者の主張の裏付けを確認しておらず」と書いてあって、これも、業者の主張かどうか分からないということだよな。

○清水総務局参事

なので、ただ、県職員の認識として、そういう認識を持っていたのに確認しなかったみたいなの。

○内藤総務局長

結局、何だったの、これは。

○清水総務局参事

多分、ただの残土で。

○内藤総務局長

ただの残土。

○大川井森林保全課長

計画した地盤よりも低いところがあったので、そこに土を入れたというだけなんですわね。

○清水総務局参事

何かでDに入らなくなったもので、源頭部にまた持ってきたみたいなのをどこかに書いてあったような気がしたので、落ちたところのもっと上の話だと思うんですけど。

○内藤総務局長

Dに入らなくなったもので、源頭部に持っていった。

○清水総務局参事

というような言葉がどこかに書いてあったような。

○内藤総務局長

それが本当だとすると、それはDさんも悪いことになっちゃうんだね。

○清水総務局参事

なので、そこは、本当に計画どおりの高さで止まっているかどうかという確認は必要だったということですね。

○大川井森林保全課長

そうですね。

○清水総務局参事

そこで、Dに入らなくなったと言った方が、Dに何のために入れていたのかというのを御存じなかっただけかもしれないんですけど、本当に計画どおりの高さにするためだけに土を入れていて、その高さになったので、もうDには入れないよとなって、ただ土があるからとこっちに持ってきたよということを捉えたとしたら、Dに入らなくなった、Dがいっぱいになっちゃったものでみたいな言い方をしたのかもしれないですね。

○内藤総務局長

Dさんとしては、しっかり監督できていたよということか、それは。

○清水総務局参事

そうだとすればですけど、そこはちょっと。

○内藤総務局長

それを源頭部に持っていっちゃうと、積んじやったのをまた、それは問題なのかもしれないですけど。

まだありますでしょうか、ほかに。いいですかね。

では、取りあえず森林を一旦ここで終わって、都市計画法に行きたいと思います。

では、福田さん、お願いします。

○福田土地対策課長

ちょっと皆さんと違う形で作っちゃって申し訳ございませんでした。つづつある中で

はなくて、私が別に配ったほうを御覧ください。

○内藤総務局長

これは、清水さん、また■■■■さんが。

○清水総務局参事

■■■■さん、差し替えた状態のやつにしました。

○内藤総務局長

状態のやつということにすればいいのね。

○福田土地対策課長

また形は整えますので。そのほうがいいですよ。

○清水総務局参事

これはこれでいいですけど、なので、今の差し替える前のやつで資料として組んじゃっているの、最終的には、これをこっちに入れたような形に直します。

○内藤総務局長

あと、土砂災害の青字の部分もあるから、ちゃんとカラーで出さないと怒られちゃう。

○清水総務局参事

でも、これは白黒でやっています。

○内藤総務局長

白黒でいいの。カラーじゃない。

○福田土地対策課長

右上に書いてあるから、また何か言われる。

○清水総務局参事

確かに分からないですね。

○福田土地対策課長

消して出したほうがいいですね、ここの右上を。

○清水総務局参事

いや、いいですよ、カラーで。もともとはカラーなので、それは。

○内藤総務局長

ちゃんとカラーで出せばいい、一回。

○清水総務局参事

なので、逆にそこをいじっちゃうとまた、何を言われても嫌なので、そこはありていに。

○内藤総務局長

すみませんでした。

○福田土地対策課長

いいですかね。では、順番に行きます。

まず、事実関係を踏まえた論点に対する考察ということで、1点目が、無許可開発に対する是正措置への対応が適切であったかということです。

(ア)の認定された事実関係の内容を見ていただきますと、2003年2月21日に、まず措置命令が発出されて、それ以降のものが時系列に、ここに書いてあります。

まず、事業者から本来出てくる、3月10日までに提出されるはずだった防災工事計画書、こちらは事業者のほうからまだ出てきませんということで、期限延長の依頼がありました。

そして、これは発出日が不明になるんですが、事業者に対し計画書の提出を求める通知を発出、そして、事業者が7月30日に防災工事承認申請書を提出して、それを受けて9月5日に、県のほうで防災工事承認申請を承認しております。

そこからかなり先まで飛ぶんですが、2005年6月14日、防災工事完了届が受理され、そして、ここもちょっと年月日は不明ということになりますが、直後だと思いますが、防災工事完了検査を実施ということで、公文書が一部欠けております。

(1)の※1のところを見ていただきますと、ここは発出日が不明ということで、案文はD64についています。

そして、完了届の受理のところに至っては、完了届自体が見られない状況です。

D81に文字として、6月14日完了届受理と書いてあるものですから、それはここに載せてあります。

あとは職員の聞き取りということになるんですが、防災工事完了検査、これが公文書で全く確認できなかったものですから、当時の職員全員に聞いています。完了検査はちゃんとやっていますよということで、ただ、どこの完了検査を自分がやったんだというのがはっきりしない人もいたんですが、恐らく、今、熱海市にいる■■■■がやったというのはほぼ間違いないと思われまので、ここに載せてあります。

それに対する考察としましてですが、まず、是正措置の内容です。今回、■■■■に対して命令したのが、土砂の流出防止措置でした。土砂の流出防止措置の計画を出して、承認を受けて、施工しなさいという命令をしております、それに関しては、職員聞き取りの内容がここに書いてあるんですが、周辺の地形などから、区域外に土石流になって流れていくような、そういった工事がされているわけではない。何もさせないというわ

けにもいかないので、事業者に対し、土砂流出防止措置、これを命じたと、■■■さんですけど、聞いております。

それを受けまして、3ポツ目まで飛ぶんですが、実際に何をされたかといいますと、事業者からは、区域内への沈砂池の設置の計画が出ています。皆さんには、Dの幾つだったか、番号を忘れましたが、もうちょっと膨大な資料が本当はあったみたいなんですが、その一部が添付されています。

その設置の計画が示されて、承認をして、工事の完了届の受理後には、先ほど言ったとおり、完了検査を実施し、計画どおりの施設であることを確認したということ、職員の聞き取りで聞いております。

途中、措置命令の発出から事業完了まで、結局、2年以上もの期間を要しております。上の表を見てもらうと分かりますとおりで、完全に事業者側が遅かったということになります。まず、計画書の作成がなかなかできなかった。これは計画書を書く人がいなかったと思われま。そしてまた、工事の施工に1年余もかかっていますが、これも工事業者が恐らく見つからなかったことが原因と思われま。

県のほうの対応としましては、見ていただきますと分かりますとおり、それぞれの県のほうの手續というのは、必要な指導を適切かつ速やかに実施しておりますので、ここは、対応は適切であったという結論になっております。

いいですか。

○内藤総務局長

はい。

○福田土地対策課長

2番目、裏面に行ってくださいまして、無許可開発事業者を、さっき森林法のところでも話が出ましたが、当該開発から排除したことが適切であったかということです。

■■■を開発から排除したんですが、それに関して、特に文書で出しているということではなくて、恐らく、公文書で2003年3月3日付の土地対策室と■■■との協議記録、ここで出たのが最初で最後なんだろうなと思うんですが、このとき相手しているのが、土地対策室の■■■と■■■さんです。

そこで、土地対策室から事業者に対し、口頭で告げている内容というのが、ここにずらずらと書いてあるんですが、「■■■さんには許可はできませんよ。違反して命令されたわけですから」、「■■■さんは、信用が欠けてしまったし、資金的にも困っているとお話であり、工事施工能力も欠いていることが判明しましたので」、全文を載せていないんですけど、「■■■さんは、変更許可すらできなくなって」しまいました。

要するに、変更許可すらできなくなってしまった、イコール、もう一切許可は出せませんよということですね。これは⑤区域の話であるんですが、ということは、■■■さんが言ったり、■■■が言ったりしております。

この土地対策室の話を受けて、熱海土木では、この後、事業者に対しては、これに沿った指導を行っております。また、最終的に事業者も、この結論に対して、口頭で反論はし

ていたんですが、県の指導に従って、是正工事の完了後、この区域から撤退しています。

不幸なことに、■■■■■という業者が現れて、宅造を目的とする開発行為の許可を受けて事業を行っております。

考察のところですが。

33条の条文がここに載せてあるんですが、「次に掲げる基準に適合しており、かつ、その申請の手続が」云々で、「開発許可をしなければならない」ということで、実際には1号から14号までありまして、1号から11号と13号、14号は省いております。

今回、何が該当条文になるかというところ、33条1項第12号で、ここに、線が引いてあるところになるんですが、「申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること」、これがなければいけませんよということになります。

今回の■■■■■に関しましては、33条1項12号の要件を明らかに欠いていまして、まず、下のところの(信用)というところになりますが、いずれも出典が、D15に添付してあります、弁明の機会の付与通知書から文言を引っ張ってきております。

熱海市伊豆山の土地において、これは無許可開発のほうなんです、都市計画法に規定する許可を受けないまま開発行為を行った。

それから、これは許可を受けたほう、⑤区域のほうになりますが、開発行為に関して、工事の施工状況を示す資料の提出がなく、許可条件に違反するというのが、もう一つ信用を失っている理由、信用を欠いている理由。

それから、(資力)のところ、これは特に、実際に資力がなかったというのが何かで見られていたわけではないんですが、■■■■■が自ら口にしてのせりふです。これもD37から引っ張ってきていますが、無許可開発に関しては、これは、融資を受けるためには宅地として登記を受けなければならなかったから、やったんだと。

許可申請の資金計画書に、ちゃんと資金があると書いてあったでしょうと言われたことに対して、それは建前で開発行為の資金が必要だったんだと、自ら、自分が金がないんだと■■■■■が言っております。

これをもってして資力がなかったということが明らかになったということで、それを受けて、今回、この区域の開発許可からは一切、■■■■■を締め出したということになります。

さっきも話が出たんですが、33条1項12号の適用の中で、もう二度と静岡県内で開発行為の許可を受けられないというのが、そのときどこかに(定めが)あったかというところ、その時点ではどこにもありませんでした。

後追いで、2004年(平成16年)12月28日付で、土地対策室長通知が出ております。前に皆さんに配っていますが、そこに書かれている文言として、都計法違反の開発行為が行われた場合、違反者は、33条1項12号により、県内で宅地分譲や共同住宅などを目的とした開発許可を受ける資格を失いますよということ書かれておまして、その通知が、土木事務所長や市町村長、全市町村に送られています。本件違反以降の通知ではありましたが、日付を見てもらうと分かりますとおり、時期が極めて近接している。要するに、熱海の事案を受けて、これは発出した通知でしょう。本件違反時の対応方針

として考えて構わないと思われます。

先ほど言いましたとおり、事業者が、資力・信用に加え、工事施工能力を欠く状態であったということは明らかですので、本件区域での宅造工事から排除したことは適切と考えております。

○内藤総務局長

ちょっと待ってください。望月さん、もう行きますか。

○望月盛土対策課長

多分、電話が来る。

○内藤総務局長

続けちゃっていいですか。

では、お願いします。

○福田土地対策課長

では、そのままいきます。■■■■絡みのところですね。「埋められてしまう可能性がある」との認識を持っていた、谷状の箇所を集められていた倒木について、適切に対応したのか。

これはD55の文言がそのまま書かれているんですが、認定された事実関係の内容としましては、D55とD64が、倒木・伐採木の関係になると思いますが、措置命令発出後の無許可開発区域内の状況について、公文書に添付されている画像から、乱雑に放置されている様子というのが確かに認められます。

一方、こういった倒木等に関して掲載されている内容というのは、冒頭に言ったものも、谷状になっている箇所を集められており、埋められてしまう可能性があるとの一文があるだけ、あとは画像が添付されているだけです。放置箇所の位置を特定できるような資料もなく、また、倒木等の処分に関して、どういうふうに分しましたというような記録もありません。当時の在籍職員、全部で結局、三、四人いたのかな、電話で聞いた人も中にはいるんですが、在籍職員の中にその辺の記憶がある人というのは一人もいませんでした。

私が■■■■さんに、ここで聞いた話じゃないんですが、聞いた話で、隣接する⑤区域の廃棄物、さっきまで埋められているなんて話も出ていましたが、これもこのときに、■■■■さんは、熱海保健所に通報して、処分に関して相談したと言っていました。ただ、応じてもらえなかったと言っていました。そういう対応をしている職員も中にはいたということです。

○内藤総務局長

それは倒木の話じゃなくて。

○福田土地対策課長

なくてです。これは後でこの話が出てくるんですが、ただ、これは倒木関係ということになるので、木など有機物の話になりまして、土地対策室及び熱海土木では、事業者に対し再三、盛土材に樹木を混入させないように指導していることが、公文書の中でも幾つか出てきていまして、まず、一番最初のDの1の中にも添付されているんですが、2002年12月26日付の⑤区域の開発許可証ですね。許可条件の中に、盛土の施工に当たっては、盛土材に雑草・樹木の根・有機物を含む表土・雑物等が混入しないよう留意すること。混ぜるなよと、まさにここでも、許可条件で言っています。

それから、Dの13の協議記録の中で、これはたしか■■■■だったと思いますが、樹木を除去しないで造成すると滑る原因になりかねないと、■■■■に対して言っています。

それから、Dの37の中で、この中では、有機物の除去とは表土に含まれる草木・枯葉等を除去することだよと。これは■■■■が、有機物の除去とはどういう意味かと聞いたものですから、こうやって答えています。それから、これは⑤区域のことですね。盛土地盤に擁壁を造る際には、表土、樹木の根を除去しというふうに、何も土地対策室や熱海土木のほうから■■■■に対して、盛土材からは樹木なんかは除去しろと言っております。

それを受けての考察ということになりますが、まず、D55及びD64文書に掲載されている倒木等に関しては、さっきも言いましたとおり、位置やどのように対応したかということとは、ちょっと分かりません。記憶している職員もいないので、これ以上、正確に把握することはできないと思われまます。一般的な対応としては、保健所に通報した可能性が高いと考えております。さっき、■■■■さんがそういう対応をしていたと言ったところを、ここに書きました。

それから、隣接の開発許可済地の関係ですが、事業者に対し、再三盛土施工時の樹木の除去という注意点を指導しており、また、無許可開発区域内であっても、当然、その開発区域を業者が管理しているわけですから、開発区域内に倒木等が発生すれば、事業者が除去すべきであるというのが、これは私の考えなんですが、というふうにまとめております。

そのまま行きますが、4は2つあったんですが、論点が2つありまして、県に提出された開発許可申請について、県から市への引継ぎは適切であったか、それから、別事業者による開発許可申請の審査等は適切であったかということなんですが、上の、引継ぎは適切であったか、イコール、県のほうでちゃんと適切に審査していたのかということになるものですから、どうしてもこの2つというのは連携している、そういう話になる関係で、2つまとめて事実認定を、下のほうでしております。

認定された事実関係の内容ですが、まず、この辺は皆さんお分かりの話がそのままなので、簡単に通り過ぎますが、■■■■による是正措置の完了後、■■■■という業者が現れて、3月6日付で許可申請書を提出して、市を經由して、3月17日付で熱海土木のほうで受理しています。これは県のほうの書類の中には一切表れなくて、熱海市の保有公文書からの確認ということになります。

それから、4月11日付で、熱海市から許可の通知を受けております。これも熱海市の

保有公文書です。

ここからですが、熱海土木では、■■■■■による許可申請の審査において、■■■■■との関係性については、法人の役員名簿や事務所所在地などを調査の上、問題なしとまず判断している。これは職員の聞き取り調査の中で、何人かが言っておりました。

また当時、私も土地対策室にいたときにやっていたんですけど、ただの名簿ですが、実際の調査報告書を持ってこれればよかったんですけど、ちょっと厚いので、この中に、■■■■■の名前が7番に載っていますね。

土地対策室は、さっきの資力・信用の条項がある関係で、当時、■■■■■とか■■■■■と委託契約を結んで、各土木事務所に出てきたような許可申請とか土地対策室にそのまま出てきたような許可申請、あと土地利用案件もあるものですから、業者は資力・信用はあるのかというのを、調べてもらっていました。

■■■■■についても、ここを出しております。ただ、これはあまりに古いものですから、平成17年の調査なものですから、成果品自体はありません。■■■■■に調査委託を行った上で、支障なしと判断しております。ですから、資力・信用についてもちゃんと専門家に審査をしてもらっている。

どんなものが出てくるかなんですけど、実際、調査書自体はたしか、物によって違うんですけど、事業者によってはかなり厚いものでできていて、それに対して、ここに一枚、私、持っているんですけど、■■■■■のほうで、AランクですよとかBランクですよ、Cランクですよという点数づけをして、それが出てきます。ですから、それを見た上で、許可権者のほうでは、資力・信用があると判断するという事なんです。

○内藤総務局長

この15者というのは、どういうメンバーなんですか。

○福田土地対策課長

どこの土木事務所から出てきたのか、ちょっと分からないんですけど、土木事務所のほうから調べてくれというのが上がってきた。

○内藤総務局長

それがこの15者について。

○福田土地対策課長

はい。あとは土地対策室の所管する土地利用案件、5ヘクタール以上の大規模開発を行っている業者なんか載っています。年間で大体10件ぐらiyorんですけど、この年は多かったんで、15件。

○内藤総務局長

関係の人がいっぱい載っているなと思って。

○福田土地対策課長

そうなんです。■■■■はあし、■■■■もあるし、■■■■はあし、■■■■も……。

○内藤総務局長

■■■■と■■■■とは、同じですか。

○片山課長

同じだよ。住所一緒だもんね、これ。

○内藤総務局長

それで、■■■■。

○福田土地対策課長

このときは、熱海土木の関係でどさっと調べたんですね、どうやら。

○内藤総務局長

そういうことか。

○福田土地対策課長

こういう制度がありましたという紹介です。

○内藤総務局長

では、全土木から上がってきたのも全部、この15件で上がっていますということですか。

○福田土地対策課長

そうです。ない土木も中にはあるので、別にいいですと。

○清水総務局参事

これは具体的に何を調べるんですか。

○福田土地対策課長

いろんなことを調べます。それこそ、■■■■なんかに載っているようなことも、そのまま載っていたりするし、経営者がどんな人か、それから当然、売上高とか、取引先とか、そんなものも全部載っていて。

○清水総務局参事

役員とかも調べる。

○福田土地対策課長
役員も載っています。

○内藤総務局長
そこは調べても、■■■■と■■■■は無関係だと。

○福田土地対策課長
というのは、判断したのは熱海土木ですけど、■■■■で、関係ありませんと言ってくることはできないので、私の代で、実は■■■■を一回調べようとしたことがあって、断られました、危険だと。ちょっとここは接触したくないと言われて。

○清水総務局参事
実際に接触するんですか、業者さんに。

○福田土地対策課長
いや、企業は行きませんよ。ただ、うろうろしたくないということだったと思うんですけど。これを見ていて思い出したので、そういえば、■■■■を断られたなどいうこともありました。
考察のところに移りますが、■■■■に関しては、前に皆さんにお配りしてある、■■■■の開発許可申請書とか開発許可の決裁を見てもらうと載っているんですが。

(電話音)

○内藤総務局長
休憩しますか、ちょっと。望月さん、時間がかかりますか。

○望月盛土対策課長
30分ぐらいかな。

○内藤総務局長
取りあえず、一旦休憩します。

(休憩)

○内藤総務局長

では、続きをお願いします。

○福田土地対策課長

では、(4)の(イ)の考察のところからになります。

■■■■の開発行為の許可申請に対する審査に関し、実際にいつ引き継いだというのが、正確な日付が30日だったのか、31日だったのか、分かっていないんですが、2006年3月17日に受理して、恐らく31日だと思いますが、そこまで熱海土木のほうで審査をしていたと思われます。開発許可申請書を、前に皆さんにデータでお送りしている中を見てもらうと載っているんですが、当時、審査項目のチェックリストがあって、チェックリストのほかに、メモ書きみたいなものが中についていました。それを見ると、68項目ほどの補正事項があって、それを3月27日に■■■■に対して、補正を求めています。その前に土地登記事項証明も出ていまして、これは恐らく、熱海市が受け付けたときに、欠けていたので言ったんだと思いますが、それを土木事務所で受理している。そのように必要な審査及び指導を進めていたということが明らかに分かるところです。

また、当法人の資力・信用の有無とか、先ほど言ったみたいに、■■■■との関連性、その辺はもともと調査をしていて、許可上の支障は見つからなかったということで申請を受理し、市に引き継いだものであり、本当にそれでよかったのかという、多少疑問点はここはあるんですけど、形式的な審査としては、やむを得ない措置であったと思われます。

ただ、ここからちょっと批判的な話になるんですが、実質的に当法人と■■■■との関係性が、■■■■を通じてということになるんですが、との関連性があるということを県の職員は承知していたということが、聞き取りの中でも分かっております。市の許可後、実際に当法人というのはかなりいろいろやっていて、林地開発許可違反はやるわ、経営破綻して事業を中断するわというような形になってしまっていますので、結果として失敗事例であったらうと。許可当初より、県は積極的に当案件に関与すべきであったとは考えます。

ここまでが考察になります。

裏面に行ってくださいまして、権限移譲に係る県から熱海市への支援は適切であったかということです。

認定されている事実関係ですが、県と権限移譲先市町との間では当時、人事交流を実施しており、平成16年が、伊東市が熱海土木に来ていまして、平成17年には、■■■■ですけど、熱海土木事務所都市計画課に熱海市職員1名を受け入れ、実務を経験させていました。

公文書には、その他の具体的な支援の内容に関する記録は特に出てきません。また、地方自治法に規定する技術的助言が、市から助言を求められて、県が助言したというような記録も一切ありません。実際、これは■■■■にも聞いています。

それから、当時の土木事務所の職員にも聞いているんですが、技術的助言のやり取りに関しては、熱海市から助言の求めがなかった。そのため県からも助言を行っていないというのは、皆さん口をそろえて言っています。実際、なかったんでしょうと思われます。

これは■■■■の言葉になるんですが、2006年度の開発許可権限の移譲に伴い、熱海土木事務所は、権限移譲しちゃったものですから、もともと建築住宅課、それから、都市計画課とあったんですが、その2つが合併して、都市計画課一課になっています。そのことによって建築職中心になったことによって、■■■■にしてみれば、助言を求める相手がいなくなった。県に聞くと、この辺は恐らく本当にそう言ったんだらうと思うんですけど、それは市で判断すべき、権限移譲されているんだから、市が自分の考えでやってくださいという回答が中心だったということから、自分は大変困っていたというのをおっしゃっていました。恐らく、そのとおりであつたらうなと思われま。

考察のところですが、県では当時、強力に各種法律に基づく権限移譲を進めていて、一方で、機械的に移譲を進めた結果、事務処理体制が整わないまま受け入れてしまうという市町が現れていたんだらう。熱海市は恐らくその中の一つであつたと考えられます。

さっきちょっと言いましたけど、熱海土木では、移譲後、組織改編が行われていて、都市計画課は、もともと都市計4名、建築住宅4名いたところが2名減になって、6名になって一課となって、また、悪いことに職員の異動によって、もともと都市計画課に17までいた職員というのは1名が残ったのみですから、確かに■■■■も言ったとおり、聞く相手がいなくなったのであろうなというのが推測できます。

そのため、熱海市からは、県に助言を求める相手がおらず、県は市に対し、また、県自体も、都市計部門というのがほぼなくなってしまっているの、です、市に対して積極的に支援を行おうとしたとしても、できる体制にはなかったということが推測できます。

県からの技術的助言に関しては、市から確かに助言の求めがなかったの、助言を行わなかったということは不適切とまでは言えないと考えますが、県のこういった体制の転換で、十分に支援が与えられなかったということは、これは問題であらうなと考えます。

以上を受けまして、再発防止に向けた対策、非常に貧弱なんですけど、実際になかなかできることがないなというところで、無理やりひねり出した感があります。

開発許可権限の移譲に伴い、市への支援が不足していたという点は否めない。その反省を踏まえ、以下の取り組みに努めるということで、(1)のところですが、もともと一番最初の事実関係の整理のときに書いたものをそのままコピーしております。

未完了のまま事業者に放置されたD工区の安全措置の計画・実施等に関し、森林法を所管する東部農林事務所、都市計画法を所管する熱海市が、土地所有者である■■■■と協議を続けているが、区域内に存する公共施設の移管の問題が協議の支障となっています。

当課では、あくまで技術的助言の範囲内ではありますが、当該協議に参加し、都市計画法に関する市への助言を行っていくということができるとなると。

それから、これもちょっと陳腐な話で申し訳ないんですが、県市町を構成員とする開発許可連絡協議会が年3回ぐらいあります。あと、年度当初に実施している開発許可制度新任者研修、これはかなりの市町が参加します。そういった機会を活用して熱海の事例の問題点を共有するなど、再発防止に取り組んでいく。

できるのはこの程度なのかなということで、この2点だけ書かせていただきました。
以上になります。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

まず、論点、考察のところで、御意見がありましたらお願いします。

○望月盛土対策課長

記録がほとんどない期間がある。

○福田土地対策課長

16 からないですね。

○望月盛土対策課長

やはり今後、記録はしっかり取るような仕組みづくりというか、多分、内藤さんもやっていると思うんだけど、そういうものを徹底するようにとか、あとは電子化とかそういうのもあるし。

○内藤総務局長

それは、再発防止のほうの話ですかね。取りあえず今、論点とあれのほうの話ですが、分かりました、それはそうですね。そういったことも再発防止のところで、そもそも、文書がない原因というのは、市に引き継いじゃったからなくなったのか。

○福田土地対策課長

結局、今、手元にある文書は、土地対策課というか、土地対策室が所有していた文書を、こうして開示、公表されているので、熱海土木には、手持ちのものは何も残っていないんですね。

聞くと、確かに捨ててしまったらしくて、保存年限満了で捨てちゃっているということですね。

○内藤総務局長

無許可開発の部分については、保存年限が満了したから捨てた。

○福田土地対策課長

無許可開発に関しては、捨てちゃっているし、前にちょっと話をお聞きになっていると思いますけど、完了しているものについては市に引き継がないという原則があつて。

○内藤総務局長

そうですね。だから、熱海にあつたはずなんですよ。だけど、期間が来たから捨てた。

○福田土地対策課長

そう、捨てちゃっている。

○内藤総務局長

⑤区域の分については、熱海に引き継いだけど、熱海が10年たったから廃棄した。

④は熱海に引き継いで、だから、ないんだけど、熱海には残っているということですね。

○福田土地対策課長

そうですね。■■■■分は載っている。

○清水総務局参事

そこら辺、事実関係で書いてほしいんですがね。

○内藤総務局長

そうですね。文書がないというのはどういうことなのかというのを。

○清水総務局参事

事実関係というか、さっきと同じ並びでいくとすると、ここを参考にするに当たっての、前段の事実関係なので当然、入ってこないんですけど。

○福田土地対策課長

論点としては整理しにくいので、どこか別に設けますか。

○清水総務局参事

そう。あとは、土砂法では聞き取り調査の概要みたいなものを入れてくださっていたので、ほかの法令もああいう形で、聞き取り調査をやったやつは概要を入れたりだとか、あとは、文書の話とかも、聞いていく中で分かってきたことだと思うので、それを聞き取り調査の中に入れるか、聞き取り調査とは別に、文書についての所在確認みたいな項目をつくって、そこに、こういう経緯で、これらの文書は存在しないことが判明したみたいな。

○内藤総務局長

文書が存在しないものでみたいな記載は、どこかにありましたか。

○福田土地対策課長

文書が存在しないというのは、一番最初の是正措置のところ、これは特定の文書のことですね。2004年頃がまるっきりないとか、それが書いていないけど。

○内藤総務局長

これはもっと前の話ですからね。

○清水総務局参事

基本的に防災工事がどうなったかなんて全然、聞き取り調査でしか、結果がないので。

○福田土地対策課長

完了届はないし、完了検査は確認できないし。

○内藤総務局長

こういうところに、さっきみたいに、四角で囲って文書不存在の原因についてみたいな形で。

○福田土地対策課長

そうですね。その辺の経緯を。

○内藤総務局長

そういう経緯を書くとかは、してもいいかもしれないですね。

ほかにありますでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

先ほどの廃棄物の関係なんですけど、ここは一応、聞き取り調査して、保健所に通報し、処分に関して相談していたよというところがあるんですけど、そこから先のところは、どうですか、廃掃法でその裏づけとかは何か、多分、廃棄物のほうも基本的に文書はないので、こここのところは覚えているかという調査は、やる必要はどうですか。一般的な事項だと言うと、また、職員も覚えていない可能性は。

○内藤総務局長

これは、なので、2003年のときの職員、この前、廃棄物の人は何年、もっと後の人ですよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

もっと後です。平成20年か21年ぐらいですので、保健所と言っているのです。

○内藤総務局長

熱海保健所。

○片山廃棄物リサイクル課長

でも、保健所はあれか、2000年にはもうなっているか、健康福祉センターに。熱海保健所なので、廃棄物の所管が変わったんだよね、たしか。

○福田土地対策課長

何でもかんでも保健所という名前を使っちゃうような習性がありますよね、我々。

○内藤総務局長

そこが変わったんですか。保健所じゃなかった。

○片山廃棄物リサイクル課長

熱海も健康福祉センターがあって、廃棄物だけ沼津に集約したのかな。

○内藤総務局長

そうするとやっぱり。

○片山廃棄物リサイクル課長

今は、賀茂、東部、中部、西部の保健所に廃棄物部門があって、それより前がたしか……。

○清水総務局参事

健康福祉センターは平成9年ぐらいでしたか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。

○福田土地対策課長

隣接の市じゃないんだ。

○内藤総務局長

東部健福にあったんだ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そう。

○内藤総務局長

だから、熱海保健所に通報したら何もやってくれなかったというのは、そういうことなんですか。

○清水総務局参事
なるほど。

○福田土地対策課長
うちは所管外ということ。

○清水総務局参事
廃棄物を持っていなかったの。

○内藤総務局長
熱海保健所に言われても、うちじゃないよと言われて。

○片山廃棄物リサイクル課長
だけど、それだと、それは東部に連絡してくださいという話になっていくと思うんですけど。

○内藤総務局長
ここの記載は、さっきの福田さんの説明だと、通報したけど、相談したけど取り合ってもらえなかったぐらいな感じですね。

○福田土地対策課長
取り合ってもらえずに、はい。

○片山廃棄物リサイクル課長
そこのところがちょっと気になるなと思って。

○内藤総務局長
そこは、ただ、取り合ってもらえなかったという記載はないですけど、ここには。

○福田土地対策課長
書きますか。

○内藤総務局長
いや、本当のところはどうなのかなと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長
あと、自分たちの法令では、ちゃんと指導しましたよというのはここで分かって、それで、考察のところだと、事業者が除去すべきである。廃棄物の法律では何々すべきであったというのが、そこのところはちょっとどうかなと思って。

- 内藤総務局長
考察のところで……。

- 片山廃棄物リサイクル課長
けど、もっとも、廃棄物というのが上にあるので。

- 内藤総務局長
考察のところを片山さんのほうで書いてもらうことはできますか。

- 片山廃棄物リサイクル課長
あとは、どうなんだろう。

- 内藤総務局長
要は、山に木が捨てられているときに、一般的にどう対応するのかという。

- 福田土地対策課長
その通報を受けたときに反応するかどうか。

- 片山廃棄物リサイクル課長
それは廃棄物ですかという話がまだ……。

- 内藤総務局長
だから、何か難しいような気がするんです。

- 片山廃棄物リサイクル課長
そうそう。それで、こっこの隣接する区域の廃棄物というのは、これが何のことなのか、薬品みたいなものとかガラスみたいなものがあると言っている、その廃棄物のことなのか。

- 福田土地対策課長
いろいろあります。

- 片山廃棄物リサイクル課長
写真に写したのが、トンパックに詰められたガラスだとか。
あと、車の荷台みたいなものもあったので。

- 福田土地対策課長
そうそう。車まであるし、鉄くずがたくさんあると。

○片山廃棄物リサイクル課長
それのことなのかな。

○清水総務局参事
こうなっている。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうそう。

○福田土地対策課長
ガラスくず、スクラップ。

○片山廃棄物リサイクル課長
それのことでもいい……。

○福田土地対策課長
そう、このときのそれがこれだと、その話です。

○片山廃棄物リサイクル課長
それでいいですね。

○内藤総務局長
これですね。

○片山廃棄物リサイクル課長
あとは、このところも、その後のところが確認できなかったというのが、それは廃掃法のところがやるべきなのか、それとも、関与していないもので、そこまでは確認すべきだったのか、それぞれのほうで。

○内藤総務局長
■さんはそこまで言っていましたか。

○福田土地対策課長
言っていないです。

○清水総務局参事
逆に、ヒアリングにしていなくて出た話だったりすると、その事実をどこから引っ張ってくるか、なかなか難しい気はするんだけど。

- 福田土地対策課長
個別ヒアリングで、公式ヒアじゃない。
- 内藤総務局長
そうですね。だから、ヒアリングのときに言ったことにするしかないけど。
- 清水総務局参事
なので、別で聞いたとか何か、そういう形で起こさないと、ちょっと入れるのが難しくなっちゃう。
- 内藤総務局長
後日、また再確認したとか、調査票のところに、あのごみをどうしたか。
- 福田土地対策課長
電話で誰々に聞いたとか、その辺、名指しで突っ込んであるんですけど、実は。
- 望月盛土対策課長
例えば、保健所に通報したと言っていましたよね。
- 内藤総務局長
保健所に通報したと、あのとき、言いましたか。
- 望月盛土対策課長
言っていた。
- 内藤総務局長
取り合ってもらえなかったみたいなの。
- 望月盛土対策課長
よく覚えているなと思って聞いていたんです。取り合ってという言葉はなかった。
- 内藤総務局長
なかったですよ。保健所に通報したというのは言ったんですけどか。
- 片山廃棄物リサイクル課長
それは考察にも書いてありますね、一般的な対応として。可能性が高い。
- 内藤総務局長

だから、あの写真を見て、どうですか、廃棄物対策課としては、あれは廃棄物なんですかね、やっぱり木は。

○片山廃棄物リサイクル課長

あの状況ならそうかなと思っていますけどね。だけど、保健所は基本的に記録がないので、関与した、そこが分からないですね。伐採木のほうは、あれが20年ぐらいですか、無許可のほうは。あれは記録が全くないので、関与を多分していないと思うんですよ。

○内藤総務局長

ん？記録はない？

○片山廃棄物リサイクル課長

健康福祉センターのほうに、廃棄物の記録はない。時期が、⑥の野積みが始まった以降の記録はあるんだけど。

○福田土地対策課長

そもそも記録がないということ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。

○内藤総務局長

さっき僕が聞いた、これは廃棄物ですかというのは、これのことではなくて。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう、それです。

○内藤総務局長

これじゃなくてね。

○清水総務局参事

木の話です。

○片山廃棄物リサイクル課長

木の話。先ほど無許可のところの。

○内藤総務局長

これは廃棄物なんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃棄物かと言ったときに、そもそも。

○内藤総務局長

これで通報があったときに、健福としては、これは何なのと、どういう動きをするのかなと。

○片山廃棄物リサイクル課長

排出者は誰ですか。

○清水総務局参事

そのものだけ見て廃棄物かどうかは多分、判断できないですよ。これはどういう状況でここにあるのかというのが、調べていかないと分からないですよ。

○内藤総務局長

それは、これにしても同じこと。

○清水総務局参事

いや、これは、確かに木はそこら辺に生えているから、どういう状態で、自然に倒れてそこに集まっちゃったかもしれないし。

○内藤総務局長

そういうことね。山に木が倒れているのは、別に普通の光景のような気がするんですよ、何かね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうなんですよ。それを廃棄物……。

○内藤総務局長

これはちょっと多いですが。

○清水総務局参事

富士山の周りに行けばそんなのばかりです。

若干、意図は感じますけど、そこにそれだけ、ぎーっとたまっている。

○内藤総務局長

たまっているからね。

○片山廃棄物リサイクル課長

それをどこへ持っていったんだという話が、分からないという。

○福田土地対策課長

ここで、ちゃんと適切に対応したのかと聞かれているので。

○内藤総務局長

実際、ただ、搬出者は分からないですよ、本当のところはね。

○清水総務局参事

聞いていくしかないですよ、もし誰かが持ってきたものだとすれば。

○福田土地対策課長

普通に考えれば、 が切った木です。

○内藤総務局長

これは、でも、 に聞いたという形跡もないですよ。

○福田土地対策課長

それはないですよ。あくまで類推で。

○内藤総務局長

その辺がね、よく分からないんだよ。

○福田土地対策課長

そもそも場所が分からない。

○内藤総務局長

でも、場所は、その前に図面みたいなものがあるので。

○清水総務局参事

なので、その場所がどこかというのも、どこかに落とし込んだほうがいいですよ。

○福田土地対策課長

うん。写真の撮影場所は出ているけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは、1枚目と2枚目は合っていないですよ。合っていますか。

○福田土地対策課長

合っていない。1枚目は督促状だから。

○内藤総務局長

1枚目は、防災工事の計画書を出せみたいな文書で、なぜか2枚目に突然、崩壊箇所というのが。

○福田土地対策課長

それは、類推はあるんですよ。防災工事の督促をする上で、当時、防災工事をどうさせるかというのを業者に見に行かせたんじゃないかと。それで、写っているのは業者ですと。そうすると、1枚目と2枚目以降が何となく結びついてくるので。

○内藤総務局長

じゃ、これは■■■■■ということですか。

○福田土地対策課長

■■■■■なのか、それとも、どこかの業者、コンサルみたいな会社なのか。そうしたら、崩れている箇所があったので、偶然それを書きました。

あくまで1枚目と2枚目以降を結びつけるための理屈でしかないですね。じゃないのかなど。

○内藤総務局長

ただ、起案書のここに何か書いてあるんですが、そのことに一切触れていないんですよ。熱海土木事務所から命令した防災工事の計画書の提出がないので、所長名で提出を求めるとの報告があったので供覧しますという。

○内藤総務局長

これは■■■■■さんの起案になって。

○福田土地対策課長

そうです。

○内藤総務局長

■■■■■さんは何か言っていましたか。

○福田土地対策課長

■■■■■さんは全然記憶にないと言っていました。2枚目以降に関しては全く記憶にないと。1枚目は覚えていましたけど。

○内藤総務局長

なので、やっぱり関係ない。何でこれが残ったのかね、しかし。

○内藤総務局長

カット。よく分からないな、本当にこの文書は。

○片山廃棄物リサイクル課長

それともう一個、ポツのつながりですけど、2ポツ目で「一方」と出て、3ポツ目のところは、「また」なんですかね、これは、つながってくるんですかね。「倒木等に関し」が2ポツ目で。

○福田土地対策課長

これは、2ポツ目と3ポツ目でつながりはないですね、特に。

○清水総務局参事

2ポツ目が多分、④区域というか、無許可…、ん？どこだ？

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○福田土地対策課長

これは、D55、D64 の関係だからね。

○清水総務局参事

3ポツ目が、⑤区域の話をしている。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○福田土地対策課長

なので、「また」といえば「また」のところで。

○片山廃棄物リサイクル課長

「隣接する」、これは、「⑤区域の廃棄物」か、そうすると。

○福田土地対策課長

そう、⑤区域ということ。

○片山廃棄物リサイクル課長

⑤区域の廃棄物について言っている…。

○清水総務局参事

だから、こういう事実があるもので、④というか、無許可のところにも同じようにやっていたんじゃないかということ推測するために入れてあるということ。

○福田土地対策課長

そうです。

○内藤総務局長

でも、⑤のところも結局、ちゃんと処分させたと■■■さんは言っていましたよね。

○清水総務局参事

でしたっけ。ちょっと覚えていなくて分からない。

○内藤総務局長

放り出したやつだよ。放り出したやつはちゃんと処分させたと言っていたよね。

○福田土地対策課長

うん。何か不思議な話だなと思いながら聞いた覚えがあります。どうやって処分したのかなと。

○内藤総務局長

最終的にどこへ行ったかは知らんと言っていましたけど。

○福田土地対策課長

そうそう。そういう話でした。

○片山廃棄物リサイクル課長

出どころは分からないけど、そこに物があるんだから片づけると言って片づけさせたということであれば、もやもや感がなくなってくるんですけど。

○内藤総務局長

⑤から明らかに出たやつだから、そこはちゃんとやらせたんだけど、こっちの倒木は別に、区域外の話なので。

○福田土地対策課長

許可区域ではないけど、でも、無許可開発はしていましたよね。

○内藤総務局長

まあ、無許可でね。だから、あまりこれは、■■■■さんの的には、そんなの関係ないみたいな感じでしたよね。

○福田土地対策課長

全く記憶にない。

○内藤総務局長

もし、それを何か対処するとしたら、盛土をそこにやるやつがちゃんとやるべきだと。

○福田土地対策課長

そうです。当然、それは事業者の責任ですから。

○内藤総務局長

それは確かにそのとおりかもしれない。

○福田土地対策課長

現に、上に土をかぶせるなどというのは再三、今まで指導もしていますし。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃棄物も、それを見つけて、置いてあったものも片づけさせたということが分かれば。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

あと、(4)－2のところなんですけど、これは■■■■ですね。別事業者による開発許可申請の審査は適切であったか。5ページのところですね。ここに、さっきの申請書、設計図とかそういうのを見て、例えば排水の関係だとかが適切だったということ。

○福田土地対策課長

排水施設の審査は適切に行われた。

○内藤総務局長

適切に行われたと書いてきましたね。L字型とか言っているのも、そんなものは存在しなかった、設計段階では。

あと、C、E工区の分の、出てくる水の量というか、それをしっかり考慮した設計になっている。

○福田土地対策課長

設計にEは関係ないですけどね。

○内藤総務局長

ああそうか、Eは関係ない。確かにあの時点ではCだけなんですけど、将来的にはEとかDとかに広げていくということも、分かっていたのかな。

さっきの図面だと、EとかDも描かれていたじゃないですか。

○福田土地対策課長

あれは変更許可のときの図面です。

○内藤総務局長

変更許可の。それなので、熱海市しか持っていないということ。

○福田土地対策課長

そうです。

○内藤総務局長

県が持っている段階では、Cしかない。

○福田土地対策課長

そうです。県が受理したのは、Cのみの図面なので。

○内藤総務局長

Cのところしかない。EとかDの構想があるということ自体もなかった。

○福田土地対策課長

はい。その段階では出ていなかったんです。分かりませんがね。

○内藤総務局長

それはいいんだよね。ただ、将来的にはD、Eと広がっていきますよというのをもし県も知っていたとしたら、本当に側溝はその容量で足りるのかということも、一応見なければいけなかったのかなど。

○福田土地対策課長

取りあえず、県がそれを知っていたなんて、どこにも書かれていませんし。

○内藤総務局長

それは、ただ、XXXXXXXXXXに確認したほうがいいのかな。

○清水総務局参事

でも、何となくですが、18年3月の時点で、DとかEという構想があるんだったら、それも含めて持ってこいという話になると思うんですけど。

○内藤総務局長

申請が？

○清水総務局参事

はい。全体を見せろみたいな話になるんじゃないかなと思うんですけど、そんなことはないんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

だけど、そのときはまた申請が出てくるでしょう。追加であれしたら、変更申請とかでね。

○福田土地対策課長

変更許可は9月に出してきました。

○清水総務局参事

僅か半年ですよ、だって。

○内藤総務局長

変更許可は、変更申請というのはいつ出てきたんですか。

○清水総務局参事

18年9月です。

○内藤総務局長

9月で、許可は？

○清水総務局参事

許可はいつだろう。

○福田土地対策課長

早かったんだよね。許可は11月ぐらいかな。

○片山廃棄物リサイクル課長

半年後か。5か月後か。

- 福田土地対策課長
10月に変更許可になっています。

- 片山廃棄物リサイクル課長
半年後か。

- 内藤総務局長
9月に申請で、それはE工区の部分もですか。

- 福田土地対策課長
これはC、D、E、全部です。

- 内藤総務局長
それは、行政対応的にはそこまで関係ない。

- 福田土地対策課長
関係ないです。

- 内藤総務局長
発生原因的には関係あるかもしれない。
ただ、3月の時点ではそれは分からなかったということで、いいですかね。

- 福田土地対策課長
そもそも分かっていたと言うことはできないですね。

- 清水総務局参事
書類、公文書上からそれをうかがえる内容がなければ、それ以上はない。

- 福田土地対策課長
類推ですらない。

- 内藤総務局長
とにかく3月17日時点の図面を見て、排水の設備というか、側溝だとかそういうものが……。

- 福田土地対策課長
審査して。

○内藤総務局長

しっかり満たすものだったかということで、そういうのをしっかり確認して、あと、L字型にはなっていないなかった、図面では。

L字型ということじゃないですか。別にL字になっていないですよ、図面を見る限りは。

○望月盛土対策課長

この前もらった資料だと、あそこのL、こっち側の分岐しているやつはなかったんですが。

○内藤総務局長

分岐しているやつはなかった？

○望月盛土対策課長

Lはあるんだけど……。

○清水総務局参事

開発許可申請ですよ。この間、見たとき、ありませんでしたっけ。

○望月盛土対策課長

この前もらったやつで、今日、新たにもらったやつで見ると、書いていなかった。

○福田土地対策課長

ありますよ。これだと見つらいけど、1月の図面です。

○望月盛土対策課長

これは聞きました。

○福田土地対策課長

あるはずですよ。

○内藤総務局長

それこそ、それも■■■さんに聞き取ったときに、言っていたじゃないですか。■■■さんが、あそこはちゃんと側溝があったはずだと。ない状態で完了をうたっているけど、もともとはあったよと。

○福田土地対策課長

図面上は。

○内藤総務局長

図面上は。その図面がそこで確認されたということですよね。だから、そういうことも記載してほしいんですよね、考察のところに。

○福田土地対策課長

はい、分かりました。

○内藤総務局長

それで、あと68項目の補正というのは、何を言っているか分からないです。

○福田土地対策課長

これは、それこそ今の許可申請の中に添付されているもので、ちょっとコピーを持ってこなかったんですけど。

○内藤総務局長

それは別添資料か何かにつけてもいいのかな。

○福田土地対策課長

これは許可申請にも、許可のほうにも、両方ついています。

○内藤総務局長

ここで、側溝、ここは要りませんとか、直させたものがないですね。

○福田土地対策課長

書いていないかなと思ったんですが、さっきの流量の関係とか、出ていないです。

○内藤総務局長

特にないですね。どっちかという、体裁のことが主という感じですかね。

○福田土地対策課長

そうですね。あくまで形式的なチェックかと思いますが。

○内藤総務局長

形式的な、これをここに書けとか、根本的にここは、このセイケイはおかしいとか、そういう指摘はない感じですね。

だから、県が受け付けた時点では、C工区までしかまだなかったということだと、それを考えると排水の側溝の規模なんかも。

○福田土地対策課長

そうですね、計画は適正であったと。

○内藤総務局長

適正であったというのは、それは見ていただきたいんですけど、分かる人に。

○福田土地対策課長

専門家に。

○内藤総務局長

うん。また、あそこのL字型の部分は、L字じゃなくて、しっかりこっちの排水、側溝、図面上は、設計上はあったということですよ。

○福田土地対策課長

そうです。L字と書くかどうかは別として、適正な図面であった。

○内藤総務局長

だから、審査は適切だったと。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

以上です。ほかにありますでしょうか。

○清水総務局参事

全般的なところなんですけど、認定された事実関係の内容というのが、判明した事実関係というところに当たる部分だと思うんですけど、この部分は、ほかの法令と書きぶりというのを合わせていったほうがいいのかと思うものですから、今の書きぶりだと結構、前段でまとめた事実関係ががっつき持っているように見えるものですから、概要ぐらいになるような形で、書きぶりを考えたほうがいいのかと思ったので。

○福田土地対策課長

なるべく、前に出てきたのは省いて。

○清水総務局参事

自分も、どういう形で書くのがいいのかというのを一緒に考えてみたいと思うので。

○内藤総務局長

認定した事実確認のところですか？

○清水総務局参事
アのところですよ。

○内藤総務局長
それは、あれだよ。さっきのサンプル

○望月盛土対策課長
土砂警の。

○福田土地対策課長
書きぶりをちょっと統一する。

○清水総務局参事
あと、1の(1)の(イ)の考察のところ、1ポツ目のところで、聞き漏らしたかもしれないのですが、「周辺地形などから、本件工事に伴い、区域外に危険が及ぶような可能性は低いと判断し」と書いてあるんですけど、これは何かで確認できるんですか、この事実というのは。

○福田土地対策課長
地形です。皆さん御存じのとおり、勾配があるので。

○清水総務局参事
なので、どこか公文書にそれがあるのかなと思って。

○福田土地対策課長
ないです、これは。これは現地を見ての判断だろうなと思って聞いていましたけど。

○清水総務局参事
とするとそういうふうに、ここは「判断し」と書いてあるんですけど、当時、そういうふうに判断したと読めるんですけど。

○福田土地対策課長
当時の判断ですよ、これ。

○清水総務局参事
それは何で。それは公文書にあるということ。

○福田土地対策課長

じゃなくて、■■■さんからの聞き取りです、これは。

○清水総務局参事

そうすると、やっぱり聞き取りの結果とかがあって、多分、「判断し」というところは、事実関係のほうじゃないかなという気がして、考察は、事実関係を踏まえて、当時、こういう対応をしていたもので、それを踏まえると当時の対応は適切であったとか、そういうのが考察になってくるのかなと思うので、事実関係と考察がごっちゃになっている部分があるかなという気がしたので。

○福田土地対策課長

確かに、これは全部そうだな、事実関係は。

○清水総務局参事

この辺はちょっと整理をして書いたほうがいいのかなど。

○福田土地対策課長

すみません、ちょっと考察を膨らませ過ぎました。

○望月盛土対策課長

福田さん。

○福田土地対策課長

違いますか、言っていることが。

○望月盛土対策課長

違うんじゃないかな。

○福田土地対策課長

これはあれか。これだけしかついていない？もっとついているんですか。

○望月盛土対策課長

だと思います。

○福田土地対策課長

ですよ。図面と違うものを指している。

○望月盛土対策課長

それはありますけどね。

- 福田土地対策課長
図面によって違うと、あれだな…。
- 清水総務局参事
入っているものと入っていないものがあるかもしれない…。
96 枚目のやつは入っているんですよね。
- 福田土地対策課長
うん。図面によって書きっぷりが違う。
- 内藤総務局長
これは、でも、●●に書いてあるような気がするんですよね…。
- 望月盛土対策課長
これは線が消えているのかな。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
何かありそうですね…。これ…。
- 福田土地対策課長
ありますか？これ。
- 大川井森林保全課長
線が違う。
- 福田土地対策課長
あれば問題はない。
ありますよね、104 ページもあるし、105 ページもある…。
望月さんが今言っていたのは何ページですか。
- 望月盛土対策課長
わからない。
- 福田土地対策課長
途中、何か飛んでいるというのが変な感じですね。ここはありますものね。
何でそんな不鮮明なんだろう。83、本当だ。見えないな…。
- 内藤総務局長
それは、何で何枚も何枚もついているんですかね。

- 福田土地対策課長
ですよね。これは不鮮明だな…。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
表題に何と書いてあるの？
- 福田土地対策課長
読めないんですけど…。
- 内藤総務局長
作成年月日はいつになっていますか、それは。
- 福田土地対策課長
18年1月です。
- 内藤総務局長
同じだな。
- 清水総務局参事
何と書いてあるか分からないですね。水という言葉は出ている。
- 福田土地対策課長
熱海市伊豆山平年…、分からない。これだけばかに見づらいんだな。何でだろう。ここにあるからなのかな。つながっているんじゃないのかな。
- 望月盛土対策課長
許可済証の判こを打っていますか？
- 福田土地対策課長
あります。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
同じもの。
- 福田土地対策課長
後ろの図面だとちゃんと書いてありますものね、104ページ以降は。これは排水計画平面図。

- 内藤総務局長
結局、どっちなんだろう。では、それも考察してもらって。
- 福田土地対策課長
考察できないので、仕方ない。
- 内藤総務局長
最初のやつと次の図面が違っているの。
- 望月盛土対策課長
でも、これをもらったのは、福田さんからでしょう。
- 福田土地対策課長
そうです。これは熱海から送ってもらったやつですから、審査した熱海にも聞いてみま
すけど、覚えていないだろうな。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
どういう意味の図面なのかね。
- 福田土地対策課長
分からないですね、確かに。
- 望月盛土対策課長
●●●●書いたやつもあるし、よく分からないね。
- 福田土地対策課長
でも、大抵ありますものね。これだけ、なぜかない。ないのかどうか、よく分からない。
- 内藤総務局長
たまたま、ないやつを見て作っちゃったということ？
- 福田土地対策課長
いやいや、それじゃまずい。大体……。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ここを造った時期と、例の3階建ての黒い家は、前後関係で言うと、そこのほうが早い
よね。
- 福田土地対策課長

そう。黒い家はないでしょう、この時点でまだ。

○内藤総務局長

黒い家はいつだったっけ？

○清水総務局参事

黒い家は、措置命令で、停止命令を解除した後ぐらいから話が出てきて。

○福田土地対策課長

これはまだあれか。許可申請だから、これ完了したのは、黒い家はいつだったか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

現地を見ても、分岐するところは集水ますを普通であれば設けて、右へ行く方と真っすぐ行く方と、分けてやるようになりますが、ここは何もないので、本当に、見ていただいているので、そのまま。

○内藤総務局長

そうですね、普通にLになって。

○清水総務局参事

水路があるだけ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

水路がかこんとなっているだけで。

○内藤総務局長

水路が90度に曲がっているんだよ、ぐわーんと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

現場へ行っていると分かるんですよ。

○清水総務局参事

一人だけ現場主義を実践している。

○福田土地対策課長

ちょっと■■■■に聞いてみますね。

○内藤総務局長

多くの図面でしっかり、側溝があるようになっているので。

○福田土地対策課長

鮮明な図面だとちゃんと見えるので、不鮮明で見えないだけですよね。

○内藤総務局長

では、確認で見てもらってもいいですかね。

○福田土地対策課長

確認します。

○内藤総務局長

はい。ほかに何かありますでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

もう一回、戻っていいですか。4ページ、先ほどの(3)の「埋められてしまう可能性がある」という谷状の倒木ですが、これは読み方として、先ほどのところへ戻ってしまいますが、倒木については、職員に聞いたけど、記録になかったと言っていますよね。

その下のところは、⑤区域の廃棄物ですと言って、保健所に通報して相談しました。そのところ、ちょっとないので、あれなんですけど、つながりがあると、相談していたから、その次のポツに行って、土地対策室と熱海土木は、事業者に助言などがあったのか分かりますか。それでこれにつながるなら、全体的にはいくような気がします。

○福田土地対策課長

3ポツ目は、熱海保健所に通報し、特に応じてもらえなかったと聞いています、ここは。

○片山廃棄物リサイクル課長

ということですかね。では、自分たちでちゃんとやるというのは。

○福田土地対策課長

業者に対して指導して。

○片山廃棄物リサイクル課長

指導しましたよということなんですかね。

○内藤総務局長

それは、 にまた、何で応じてくれなかったのか、何か理由があると思いますが、いきなり嫌ですと言われて、こういうわけだからうちは対応できないという理由があったのかどうかと思うんですけどね。

○片山廃棄物リサイクル課長

それがあると、下の考察に行って、55と64の話になってくる？

○福田土地対策課長

55、64には書いていない、その辺は。だから、把握することができない。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことか、分かりました。そこのところは、通報したかどうかというのは記憶にな
いので、通報したのではないかという可能性という言い方ですね。

○福田土地対策課長

そうです。何でかという、⑤区域では通報していましたと。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。ありがとうございます。

○清水総務局参事

今のところで、「一般的な対応として、保健所に通報した可能性が高いと考える」とい
うのは、これは推測でしかないので、入れないほうがいいと思いますが。

○片山廃棄物リサイクル課長

正確に把握することはできない。

○清水総務局参事

正確に把握することができないので、もし書くとしたら、やったかどうか分からないが、
保健所等に通報すべきであったと考えられ…。やったかどうかは、推測でやったと考え
られるというのは、あくまでも推測でしかなくて、それも事実に基づいていないものです
から。

○内藤総務局長

では、保健所に通報するべきであったとかね。

○清水総務局参事

はい。保健所に通報するべきであったとか。そういうような。やっていたかもしれない
ので、あれなんですけども。

○福田土地対策課長

では、書き方を変えますね。

○内藤総務局長

そこは、今、たまたまそう言いましたが、本当のところはどうなんですか。通報するべきなのですか？これは。森に木が落ちていると通報するのか。

○福田土地対策課長

と言いたいですよ、ここは。

○清水総務局参事

なので、埋められてしまうとあれだと思っているのであれば、それだったらそこは。

○内藤総務局長

でも、本当にやっていたら、そうだね、やっぱり。

○福田土地対策課長

ここは無理やり私、ひねり出しているのです。

○内藤総務局長

そういう認識を持っていたのであれば、やはり通報するべきであった。

○片山廃棄物リサイクル課長

という感じなんですね。

○福田土地対策課長

べきであったと言うと、通報しませんでしたになってしまうのです。

○内藤総務局長

しなかったかどうか分からないから。

○清水総務局参事

真意は分からないが。

○内藤総務局長

一般的にはすることになっていますね。

○清水総務局参事

ちょっと書き方が難しいですね。

○内藤総務局長

検討していただいて。難しい。

○福田土地対策課長

一般的にはしていたとしたいので、そのために前振りをしていますから。

○内藤総務局長

ここは考察だからね。

○福田土地対策課長

そういう考察を。

○片山廃棄物リサイクル課長

倒木というだけでは廃棄物性の判断は難しい、倒木というだけだと。

○福田土地対策課長

通報したとしても、応じてもらえなかった可能性が高いということですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

うん。状況が。

○清水総務局参事

ただ、本当であれば、何で応じてくれなかったのか分からないですが、土木の方も、そこがあって、埋められたら困るなど思っていたとして、ただ、それが廃棄物なのか、廃棄物ではないのかということが分からないと、相手への接し方も分からないですよ。

なので、こうするのはいけなかった、本当にそれが事実だとしたら、それはないよなど思いますが。

○福田土地対策課長

ですが、それを聞いているものですから。

○清水総務局参事

でも、そのまま土をかぶせないでねと業者さんに言って、では拾いましょうと言って集めてきて、それをどこに処分するかとなったときには、その瞬間にはもう産業廃棄物になっているんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

一廃かもしれないです。

○清水総務局参事

まだその状態でも一廃ですか。自ら切っていなければ一廃という形ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

自ら切っていない、それから、工作物を作るとかというの。その木が出ているかどうか。

○内藤総務局長

造成をするので木を切らなければと言って、切った木はどうなりますか。

○清水総務局参事

それは産廃ですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

造成というのが、建設工事かという、工作物を作るという、そういうものに該当するかどうか。

○内藤総務局長

工作物。

○福田土地対策課長

そのための造成ですよ。

○清水総務局参事

造成で、土地を造るということですね。そうするとそこには、何かを造るために開けたりするので。

○福田土地対策課長

建築物を建築するために造成しているので。

○内藤総務局長

工作物を作るためではないけど、木は。

○片山廃棄物リサイクル課長

というところがあるんですけどね。建築物を造るという。

○内藤総務局長

建築物を造るために木を切ったわけではなくて、造成するために。

○清水総務局参事

木を切る目的が何かということですか。切った木を何に使うかという話ですか。

○内藤総務局長

木を切る目的が。

○清水総務局参事

目的というのは、木を何かに使うために切るのか、それとも造成するためにただ切るだけなのかで、目的が違うと思いますが、今言っているのは、どっちの。

○内藤総務局長

造成するためにただ切ったので、その木は産廃なのか、一廃なのかという。

○片山廃棄物リサイクル課長

という話で、工作物を作るという。

○清水総務局参事

造成する目的が、そこに建物を建てるために造成したのであれば、産廃ということでもいいですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○内藤総務局長

いいんだ、じゃ。

○片山廃棄物リサイクル課長

造成という目的であれば、違う可能性があるのではないかと。

○内藤総務局長

その造成は宅地造成だということであれば、その木は産廃になるということ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこは、工作物を作る……

○清水総務局参事

宅地造成だから、●●●●●●●●ということ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。

○清水総務局参事

廃棄物処理法は難しい。

○福田土地対策課長

保健所のくだりを入れないほうがいいですか、もしかして。

○内藤総務局長

これは■■■■に、もう一度確認してもらっていいですか。

○福田土地対策課長

もともとの結論は、事業者が除去すべきであるなので、要らないといえば要らないんだけど。

○内藤総務局長

事業者が除去すべきは間違いなくと思いますけど、それをしない人に対して指導をきちんとやったのかというところが、やはり問われるのかなと思います。

○福田土地対策課長

事業者は言われなくても除去すべきであると、本当は書きたかったんだけど。

○内藤総務局長

もちろんそうなんですけどね。でも、言っても除去しない事業者がいたときはやはり。

○福田土地対策課長

実際はおそらくそうでしょうから。

○内藤総務局長

そこで指導を、ただそれが、都市計画課が指導しなければいけないのかというと、それは違うのかもしれないですね。どうなのかね。

○清水総務局参事

でも、再三、盛土材に樹木を混入するので指導したと書いてあるから、そこはやってる。

○内藤総務局長

だから、開発区域から出たものをそこら辺に捨てていたら、それは指導するんだよね。開発区域に埋めちゃうとかそれは駄目だという話だけれども。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは当然。

○内藤総務局長

どこの木かも分からないけど、どこかに捨てられていたみたいなのを。

○清水総務局参事

でも、そのまま埋められるということは、土を盛るつもりがある場所という認識ですよ
ね。

○内藤総務局長

そうそう。でも、 が出した木だと分かっていなかったのではないかと
思って。

○清水総務局参事

でも、 が出した木でなくても、そこに材木があれば、その上にそのまま被
せては駄目なんですよね。

○内藤総務局長

被せると駄目だよ。

○清水総務局参事

誰が出した木なのかは別にして、そこに土を盛りたいのであれば、そこに木があるか
ら、それは有機物を除いた上で盛土しなさいという話になるんですよ。

○内藤総務局長

そうだよ。でも、盛土を始めたのは、その3年後とかだよ。

○福田土地対策課長

そもそもここは盛土をしてはいけないというか、開発行為をしてはいけないところ
ですけどね、実際はね。

○清水総務局参事

してはいけないというか、許可を取っていないから。

○福田土地対策課長

無許可開発なので。

○清水総務局参事

ここは無許可開発の場所なんですか。

○福田土地対策課長
そう。

○清水総務局参事
ここは無許可開発と書いてありましたか、先ほどの……。

○内藤総務局長
これは無許可開発の場所というよりも、先ほども見たんですが、D64 の2枚目の崩壊箇所のちょっと下のところ、③のところ。

○清水総務局参事
無許可開発ということは、上ではないですか。

○内藤総務局長
無許可開発はもっとこっちのほう。

○清水総務局参事
そうですね。無許可開発はまた違う場所なんですよ。

○内藤総務局長
だから、この横。だから、開発地ではないよね、別に。

○片山廃棄物リサイクル課長
この写真は、別？

○内藤総務局長
一緒です。

○片山廃棄物リサイクル課長
一緒ですね。

○内藤総務局長
③というのが、ここにあるじゃないですか。

○清水総務局参事
なので、ここに木がたまっていたということ。

○内藤総務局長
そうそう、ここにたまっていた。だから、無許可開発と関係があるかどうか分からない

いですね。

○福田土地対策課長

場所がそもそも特定できない。D55は●●●●もありますけどね。

○内藤総務局長

だから、今、清水さんがおっしゃったのは正しいですよ。ここに盛土をする人はちゃんと除去しなければいけないと思うんですよ。

○福田土地対策課長

そのとおり。

○内藤総務局長

ということは、それは■■■■じゃなくて、何でしたっけ。

○福田土地対策課長

■■■■。

○清水総務局参事

■■■■。

○内藤総務局長

■■■■ですよ。要は、崩れた盛土を盛った人ですよ。

○福田土地対策課長

平成19年以降の盛土の話？

○内藤総務局長

そうそう。そこに盛られているので、だから、■■■■がちゃんとやるべきで、そこを指導するのは誰かという、熱海市ではないですか。

○福田土地対策課長

だけど、この段階では指導する相手がいなかったということなんでしょう。

○内藤総務局長

例えば、これを捨てたやつが、明らかに■■■■だと分かれば。

○清水総務局参事

でも、何でそうすると、これは埋められる可能性があるとして書いてあるんですかね。

- 望月盛土対策課長
場所が違うんじゃない？
- 福田土地対策課長
埋められる可能性があるとして書いてあるのはD55 なんですよ。
- 清水総務局参事
そうか、違う場所か。
- 望月盛土対策課長
それは崩壊したところではないです。
- 清水総務局参事
これはまた違う場所なんですね。
- 内藤総務局長
埋められる可能性があるというの？
- 福田土地対策課長
D55。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
D55 とはどの辺。
- 内藤総務局長
それは場所が分からないですね。
- 清水総務局参事
それはどこか分からない。
- 福田土地対策課長
それは無許可開発区域内なんだけど、どこだか分からない。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
分からない、これだと。
- 福田土地対策課長
この写真ではどこだか分からないですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
これは全く場所がつかめない。

○片山廃棄物リサイクル課長
D64 だと分かるということ？

○福田土地対策課長
D64 だと、不鮮明ではあるけれども、場所は一応。

○清水総務局参事
ペット広場とかってあるから…。

○望月盛土対策課長
これじゃないですか？

○清水総務局参事
そうそう。

○望月盛土対策課長
これはのり面じゃないよね。崩壊したところじゃないもんね。

○清水総務局参事
ペット広場とか何とか書いてあるから…。

○内藤総務局長
この辺、ちょっとあれだね。

○望月盛土対策課長
ここの位置というのは、崩壊したところではないよね。ここ●●●●●●●●で、ここに土を、木がある…。

○内藤総務局長
D55 とD64。

○福田土地対策課長
交ぜていますが、題名、お題目はD55 のお題目が使われていますが、D64 に言及しないといけないのではないですか。

- 清水総務局参事
ここは、さっきのあそこに……。
- 望月盛土対策課長
多分、一緒だと思う。
- 清水総務局参事
ここは…なるほど。ここがあれなんですか…さっきのやつ。
- 望月盛土対策課長
64 でしたか。
- 福田土地対策課長
Dの16 です。
- 清水総務局参事
これか。これのどこかということ？
- 望月盛土対策課長
ここですよ、ここ。
- 清水総務局参事
これがこれ？
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ん？そうなの？
- 望月盛土対策課長
じゃないの？
- 清水総務局参事
ここに木があって、この木が……。
- 内藤総務局長
土の色が違いますよね。何か赤い。
- 望月盛土対策課長
これは多分、色、表土がかぶっているんじゃないかな。もともと赤い土です。

- 内藤総務局長
この木はどこのことですか？
- 望月盛土対策課長
この下じゃないかな？
- 清水総務局参事
こっちです。
- 内藤総務局長
そうするとやっぱり同じ場所ということ？崩壊箇所の近くだよな。
- 片山廃棄物リサイクル課長
ここは何て書いてある？ 無……。
- 福田土地対策課長
そう、無許可開発区域だから。
- 清水総務局参事
無と書いてありますね。
- 福田土地対策課長
無許可。
- 内藤総務局長
雨水流出部。
- 福田土地対策課長
無許可の開発区域を見に行っているんですよ、このとき。
- 内藤総務局長
でも、これって違うんじゃない？
- 清水総務局参事
そうですね。何かちょっと違いますね。
- 内藤総務局長
無許可のところじゃなくて、無許可のところの近く。

- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
無許可の開発区域とはどこのことを言うんでしたっけ。
この前、丸で書いてあったところですね。
- 福田土地対策課長
そうそう、あれです。■■■■邸の周辺。
- 片山廃棄物リサイクル課長
そうなんですよね。無許可はこの辺、ここ……。
- 清水総務局参事
無許可は、道のこっちがそうですね。
- 望月盛土対策課長
ここも無許可じゃないかな。
- 清水総務局参事
ここも無許可なんですか？
- 望月盛土対策課長
ここはまさに、C工区ですよ。
- 内藤総務局長
ここは、■■■■いわく、源頭部だと言っていますので。
- 望月盛土対策課長
いえいえ、源頭部はここですよ、ここ。こっちです。違うよ、これ。
- 内藤総務局長
これは違うの？
- 望月盛土対策課長
違う。もっと上だよ。
- 内藤総務局長
もっと上なんだ。
- 望月盛土対策課長
うん。ここに道路があるので。

- 片山廃棄物リサイクル課長
崩れた道路がどうだっけ、こう通っている？
- 望月盛土対策課長
崩れたのはここですよ、これ。
あ、ごめんなさい、ここだ。
- 清水総務局参事
では、黒い家はどこにあるんですか。
- 望月盛土対策課長
黒い家はここです。
- 内藤総務局長
ここに黒い家があるじゃないですか。これが黒い家で、この辺なのかなと思ったんですけど。
- 片山廃棄物リサイクル課長
ここが崩れた？
- 望月盛土対策課長
こっちでしょう。
- 内藤総務局長
もっとこっちなの？
- 片山廃棄物リサイクル課長
えっ、そこなんですか？
- 内藤総務局長
この辺？
- 望月盛土対策課長
崩れたところの……。まさにこちら辺じゃない？崩れたのは。
- 片山廃棄物リサイクル課長
それは黒い家ですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

家がここだよ。で、もともと沢地形があるところがごっそり行ってしまった、ごーんと。

○内藤総務局長

7月3日に崩れたところは、ここから崩れたわけ？

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そう。ここら辺がごっそり行っている。

○清水総務局参事

ここも崩れているんですか？

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

うん。崩れている。で、今ここに上がっていく道路があるんだけど、ここが今もう崩れてしまって、なくなっているんだけどね。

○片山廃棄物リサイクル課長

上がっていく道路はここについているんじゃないかって？

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ううん。ここから上がっていく道路もあったんですよ。

○福田土地対策課長

ないんですよ今。

○内藤総務局長

今はなくなっちゃって。

○片山廃棄物リサイクル課長

黒い家になっているということ？

○内藤総務局長

今は、ここに道があるよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうそう。七尾調整池、ここに行く道路があるじゃないですか、これ。そこからこっち、上に上がるようになっていたので、ここに建っていたので、ここから……。

○望月盛土対策課長

それがここですよ。ここが遊歩道で。だから、ここじゃないかな。

○内藤総務局長

それがそこだと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ここを上にも上がる道路があって、これがずっと今、上に行っているの。

○内藤総務局長

本当だ、2と書いてある、ここに。ここだ。2だよ。

○清水総務局参事

ここに書いてありますね。

○内藤総務局長

ここが分かっている、道が。それで、3がここなんだよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから今、崩れたのは、ここら辺がごっそりいってしまってる。

○内藤総務局長

無許可開発の区域というのは？

○福田土地対策課長

もうちょっと上です。

○内藤総務局長

もっと上ということ？

○清水総務局参事

この道の延長線上。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ここにこういうものがあるんだよ。ここからこう行って、こう行って、こう行く。

○清水総務局参事

無許可開発は、これを見ると、ここが無許可開発なんですよ？

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これが今、⑤区域で。

○内藤総務局長

⑤だから、そうだよ。なので、この道の延長線上のここら辺ということか、無許可開発は。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

うん。■■■■邸のところだよ。ここだよ。

○福田土地対策課長

そうです。

○清水総務局参事

この道よりは出ていないんですよ、道のこっち側ということですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうそう。だから、ここからこう入るには、ここからこう入って、道路がこれとこれです。もともとはここから2つ入ることがあったんですけど、今、それは最終的に、落ちる前に、そこを一本でつなげてしまうと言ったのですが、ここに。

○望月盛土対策課長

多分、勾配がきついから。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ここにこうくっつけた。こっちも■■■■邸が建っているんで、ここから上に上がれる道路があったんだよ。それが今で見ると、がっくんと落ちているところがあるんだよ。削れてしまっただ。

行く？

○清水総務局参事

行けるなら行きたい。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これからいい季節だから。

○清水総務局参事

いい季節とは。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

草が生えていないから、すごく分かりやすい。

○清水総務局参事

なるほど。なので、行く機会があったら教えていただいて。

○内藤総務局長

やっぱりあれなんですね、位置関係を詳しく知りたいというか、地図上に落としたいですね。

○清水総務局参事

落とし込みたいですね。

○内藤総務局長

無許可開発がここで…って。

○福田土地対策課長

そんな危険なことをしますか。

○清水総務局参事

でも、それをやらないと多分、話せないのです。

○内藤総務局長

今の地図に、無許可開発をかつてやられていたところはこここのエリアだよという、何となくこの辺だという丸ではなくて、本当に厳密に落として…。

○福田土地対策課長

無許可開発区域の重ね図ですが、結構な精度に今、しつつあるんです。これはちなみに、航空写真の位置がかなりずれているので、こっちの資料のほうで見てもらいたいんですが。

○内藤総務局長

ここが無許可開発なんだ。

○福田土地対策課長

そう。行政処分をした筆を落とすとそうなります、大体。

○片山廃棄物リサイクル課長

無許可開発は赤ですか？

- 福田土地対策課長
赤。
- 清水総務局参事
筆を落とすところなる。
- 内藤総務局長
この地図に、崩壊箇所はここだというのを落としたい。
- 福田土地対策課長
これは令和になってからの航空写真なので。
- 内藤総務局長
ここも無許可開発区域らしいですね。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
だから、ここからこう埋めてきて、ここからこう……。
- 福田土地対策課長
かなりずれていますよ。それ現状。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
こういう、さっきの……。
- 内藤総務局長
二手に分かれる…。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
もともとはここからこう行く。
- 片山廃棄物リサイクル課長
それで、ここがあれなんでしょう、⑥で埋められたところでしょ、ここが。
- 清水総務局参事
ああ。きれいになっていますね。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
だから、ここですよ、ここ。

○清水総務局参事
落ちたのですか？

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ごーんと落ちたのが。

○福田土地対策課長
もうちょっと、だから、これが上に上がるので、無許可のほうもちょっと重なるんですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
うん、重なる、ちょっとね。

○内藤総務局長
こんなに、枝分かれしたのはどこでしたか、これと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
もともと、ここから上に上がる道路があって、ここから上がる。

○内藤総務局長
この辺から？

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
この辺から上がる道路があって。これが、水が結構、ここから水がここにこう流れ込んでいくことがあったかもしれない。

○望月盛土対策課長
崩壊地区なので。崩れたところ。青い…。

○内藤総務局長
ここが崩壊箇所？

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そう。これが、下に下りていく道路がこう、落ちていたんです。

○内藤総務局長
じゃあ、この黒い家の、まさに……。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

黒い家の真横ということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

⑥って、ここですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

Pというのがそうですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

Pということですよ。ここは何ですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

何か1個あるんだよね。

○清水総務局参事

それはこれですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうそう、それ。

○清水総務局参事

これが⑥で。

○内藤総務局長

崩壊は、だから、ここがこうなので…、この辺だよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この辺だよ、この辺。

○清水総務局参事

この図に、流域界を重ねていただけると、 が言っている、一部源頭部にかかっているみたい。

○内藤総務局長

そうそう。

○福田土地対策課長

ちなみに、これを見てもらうと分かる通り、公図界と航空写真が重ならないんですよ、どうしても。今、白い部分だけのものをくれというふうに熱海市に言っている。

○内藤総務局長

だから、流域界は、記者の方は無許可開発で流域がまたがっていると言うんですよ。でも、またがっていないですよ、見ると。

○福田土地対策課長

それはそうでしょう。

○内藤総務局長

これだと、鳴沢川流域、だけど記者の方は、無許可開発によって、逢初川流域のほうにかかっているということで。

○清水総務局参事

これで。

○福田土地対策課長

これは大体、図面がでたらめなので。

○清水総務局参事

こっちが逢初川流域に入っているのです。

○内藤総務局長

ここも逢初川流域…。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

入っていないよ。こっちは全部、こっちに行ってしまうので、鳴沢に。

○内藤総務局長

よく分からないけど、そう言っている。

○片山廃棄物リサイクル課長

特定が誰もできないという。

○福田土地対策課長

これでは無理ですね。

○清水総務局参事

その点線が流域界で…。

○内藤総務局長

この点線が流域界だと思っているんじゃないですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そんな感じですよ、もともと。だから、ここを開発することによって、逢初川の流域だったところが、どちらかというと鳴沢川に行っているということで、逆なんですよ。

○内藤総務局長

逆なんだね。ただ、それも別に事実ではなくて、実際には流域界のこっち側でしか開発はされていなかった。

○清水総務局参事

と言えればいい。

○内藤総務局長

それを言いたい。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

なるほど。

○内藤総務局長

それをまた考察に入れてください。

○福田土地対策課長

私では厳しい。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今言っているのはここ？

○内藤総務局長

この図面がおかしい。

○福田土地対策課長

無許可開発区域の形自体が全然間違っていますので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

でも、これが5だもんね。

○内藤総務局長

5なんですよ。

- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
無許可はほんの少しだもんね、ここの。そういうことだよ。
- 福田土地対策課長
そうそう。こんなに広くないし、こんな形じゃない。
- 内藤総務局長
誰だ、書いたやつは。
- 福田土地対策課長
建築関係の職員が書いたものです。
- 片山廃棄物リサイクル課長
建築関係が出てくる。
- 望月盛土対策課長
無許可って…
- 福田土地対策課長
この赤いのが。
- 望月盛土対策課長
そうだよ。
- 内藤総務局長
ここが20年前の土砂崩れのところらしいですよ。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
うん、それはあった。
- 内藤総務局長
ここら辺も。流域界も、こんなまたがっていないですよ、別に。
- 望月盛土対策課長
そうだよ。

○清水総務局参事

それが分かると、この図が、違いを……。

○福田土地対策課長

いろいろ合体させないと無理で、私ができるのは、無許可開発筆がどこかというところまでなので、あとの部分は厳しい。

○片山廃棄物リサイクル課長

最終的な精度が……。精度で、いえるかということですね。

○内藤総務局長

それ、できる人はちょっと。

○清水総務局参事

力を結集して。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

きれいに出ているので。

○大川井森林保全課長

これはきれいに出ている。

○大川井森林保全課長

いや、これとこれがもうちょっと使っているのです。

○福田土地対策課長

これは何か時点が違うっぽいけど。

○大川井森林保全課長

このエルで違うだけなので。

○望月盛土対策課長

調べるので。

○大川井森林保全課長

2021年。

○福田土地対策課長

崩れたときか。

- 望月盛土対策課長
若干ずれているんだよね。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
多分、こっちにタッチしたものね。
- 大川井森林保全課長
そうですね。ここできゅってやって……。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
この辺だよ。
- 大川井森林保全課長
そうですね。この辺だと思います。
- 望月盛土対策課長
もっと上じゃない？
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
もっと上か？こっち？
- 望月盛土対策課長
これじゃないかな？
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
えーっ、これが？
- 内藤総務局長
ここが、こう枝分かれているところでしょう。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
それが、こっちでタッチしているんですね。恐らく。
- 内藤総務局長
これが黒い家。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
うん。

- 内藤総務局長
じゃ、この辺か。
- 内藤総務局長
でも、この道沿いのところが蛇行しているから、この辺から落ちているということ？
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
それで、さっき落ちたところがこれ。これがもともとの沢地形のところの。
- 大川井森林保全課長
ここ、道が出ている、幅も広くというか、この道がここ……。
- 内藤総務局長
それで、ここが落ちて、この……。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
この辺がこう……。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
この部分とこの部分と一緒にかどうかはちょっと別だね。
- 大川井森林保全課長
なので、一致していないかもしれないですね。
- 望月盛土対策課長
その赤いやつがこの辺なんですよ。
- 内藤総務局長
赤いやつ。じゃ、微妙に違うんだね。
- 望月盛土対策課長
付け替えているだけで。
- 大川井森林保全課長
付け替えていますね。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
違うんだ。

- 内藤総務局長
これはいつの写真なんですか。
- 大川井森林保全課長
落ちたときの、ちょっと前。
- 福田土地対策課長
2021年6月ぐらいかな。
- 望月盛土対策課長
水色のやつ。
- 清水総務局参事
本当だ。形が同じで、入れたんですね。
- 望月盛土対策課長
これを投射したやつで。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
それで、これに木が生えているということかな。
- 内藤総務局長
木が生えていたのは、こちら辺か。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
木の写真のこれ。
- 内藤総務局長
これは、3番のところなので、ここですよ。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
斜面から少し下がったところなので、この位置がちょっと。
- 福田土地対策課長
矢印は描いてあるけど、実際の距離は分かりませんよ。
- 清水総務局参事
下から見上げて撮りましたというだけですものね、これは。

- 内藤総務局長
そういう意味だ。
- 清水総務局参事
ここから撮っているようだと思うんですけどね。3番から。
- 内藤総務局長
じゃあ3番のところか。ということか。
- 望月盛土対策課長
●●●●●●木が。
- 片山廃棄物リサイクル課長
黄色の線の上ぐらい？
- 福田土地対策課長
じゃないかな。
- 福田土地対策課長
今の作業は委員長に命じられたんですか、誰か。
- 内藤総務局長
誰かできませんか。
- 福田土地対策課長
私の技術では無理です。
- 内藤総務局長
それはまた考えるとして。
あと、捨てられた木は2003年じゃないですか。2003年5月に…。
- 福田土地対策課長
5月かどうか分からないですよ。
- 内藤総務局長
こういう状態で、それで、盛土が始まったのが2006年10月とか。
- 清水総務局参事
実際に始まったのは多分、2007年に入ってからだと思うんですけども。

○内藤総務局長

そのときに、あの木は3年ぐらい経っていますけど、どうなってしまうのかなと思って。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

どうなってしまうんですかね。

○内藤総務局長

ぼろぼろに腐って、どこかへ行っちゃっていけば別に。

○清水総務局参事

朽ちて、土になっていますので。

○内藤総務局長

土になっていけばね。

○福田土地対策課長

風に吹かれてどこかへ飛んだんじゃないですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

丸太はならないですね、こんなのだったら。

○内藤総務局長

結構、あのままなんですかね。

○清水総務局参事

あのぐらいの、大木ではなかったから、あれですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

間伐したような木の集積ですよ、それは。

○内藤総務局長

■が、あの上に盛られてしまったから、そこが水の通り道になって何とかと言っているけど、そもそもあの木がすぐ腐って、ぼろぼろに消えているのではないかと思っ
て、そんなことは。

○清水総務局参事

一回崩れたところは崩れやすいからということも、専門家が言っているとおっしゃっている。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そういうのはあるかもしれないですが、全体から見たときに、そんなのほんの一部であって。

○内藤総務局長

小規模過ぎて。

○福田土地対策課長

そうそう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、影響しないというのは、うちの委員の先生は言っているんですけどね。

○福田土地対策課長

崩れたかどうか、大体分からないじゃないですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それが本当に崩れているのかどうかも分からないので。

○清水総務局参事

専門家が見れば、これは崩れていると言うんですけど、分からないですよ、これ。

○福田土地対策課長

専門家とは誰のことを言っているですか。

○内藤総務局長

それは■■■■のことですよ。

○清水総務局参事

木が集まっているようには見えるんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

違う。斜面が、右上のそれを見ても、表層が確かに崩れているというか、流れているような感じがするけど、それは崩壊というようなレベルなのかどうかというのは分からない。

○清水総務局参事

斜面がちょっとむき出しになっているような感じになっているのは分かるけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だからそこを写真から判断するのは難しいという。

○清水総務局参事

確かに、下に土がかかっているように……。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

こう書いてあるので、その人はそう判断したかもしれないけど、今の写真を見て、本当にすごい崩壊があるねというふうには、ちょっと見えない。

○内藤総務局長

そういうことをここに書いては駄目ですか。この写真で見る限りは、崩壊とまでは言えないのではないかと。

○望月盛土対策課長

先生のコメントで●●●●●●●●●●。

○福田土地対策課長

これは、木が埋められたのではないかというところなので。

○内藤総務局長

そうそう、木もそうなんだけど、木のほかに、そういうことも言っているので、この写真を見る限り、木も多分、腐っちゃうし。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それは●●●●。

○内藤総務局長

それは分からないですね。あと、崩壊とまでは言えないんじゃないかと。

○福田土地対策課長

はい。D64 の写真のことですよ。

○内藤総務局長

あそこをしっかりと見たかというのを、毎日のように言いに来るんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

■■■■？

○清水総務局参事

じゃなくて、記者の方が毎日来る。

○内藤総務局長

記者の方が、毎日じゃない、毎回、ちゃんと見ているんですかと。

あそこをちゃんと見た上で、うちの見解をちゃんと書いてもらえばいいと思うのですが。それも、専門家にも聞いてみて。

○福田土地対策課長

ですけど、これはちょっとその段じゃないような気がするんですけど。

○内藤総務局長

では、その他、ありますでしょうか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

細かい話ですけど、5ページ目の(4)-2の(ア)とか(イ)のところに、 とか
 というのが、左に名前が書いてあるんだけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あと、4ポツ目の「また、同法人の」というのは、同法人とは誰のことを言っているのか。

○福田土地対策課長

ここで法人と言っているのは、 ですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですね。片や、下に行って考察のところに行くと、2ポツ目が、「当法人」と出てきて、 も、右上に言葉も出ているので、統一したほうがいいかなと。全部名前にするとかね。そうしないと誰のことを言っているのか。

○福田土地対策課長

最初は、 のことを事業者という言葉に置き換えているんですよ。ここは、
 が登場したので、事業者と書くと、どっちのことか分からなくなるかなと思って。

○清水総務局参事

社名にしたほうがいいかもしれないですね。

○福田土地対策課長

全部、社名にしますか。

○清水総務局参事

出すときには、また、これがA社とかB社になるので、あれですけど。

○福田土地対策課長

EとかIに変わっているんでしょうけど。

○内藤総務局長

逆に、だから、そうか。

○福田土地対策課長

分かりました。全部、社名を書きます。

○内藤総務局長

その他、よろしいでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

もう一個、いいですか。5ページのところで、「やむを得ない措置であったと思われる」と書いてありますが、ここはほかの、標準処理期間があるので、その期間内でできないので、引き継ぐというのが一般的なんですかね。下線が引いてあるところなんですけど、支障が見つからなかったことから申請を受理して、市に引き継いだんですね。

○福田土地対策課長

そう、市に引き継いだ、権限移譲で。

○片山廃棄物リサイクル課長

やむを得ない措置というのは、引き継いだというのがやむを得ない措置、それとも、支障がなかったの。

○福田土地対策課長

そう、そこがやむを得ない措置。

○片山廃棄物リサイクル課長

支障がなかったというほうがやむを得ないということですか。

○福田土地対策課長

はい。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。

○福田土地対策課長

申請を受理したことです、やむを得ない措置というのは。

○清水総務局参事

行政対応検証委員会でも、受理の概念が何かで、たしか最後、表現を改めたあれがあるので、最終的なところでは、その表現も検証委員会と同じように、多分、行手法のあれがあったのが、ちょっといつかはあれですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

到達主義なもので。

○内藤総務局長

やむを得ない措置というのは、要は、本来は、受け付けたやつはちゃんと許可までやるべきだったということですか。

○福田土地対策課長

じゃないです。

○清水総務局参事

許可したことはやむを得なかったということで。

○福田土地対策課長

そう。許可に対しては言及しないですよ、ここ。うちはあくまで受理までなので。怪しい業者と知りながら、実際は受理して、市に引き継いでいることをやむを得ない措置だった。

○内藤総務局長

受理したことはやむを得ないということですか。

○福田土地対策課長

そうです。

○清水総務局参事

受けたことということですが、でも、それはしようがないですよ。あなたは悪いやつだから書類も受け取るのは嫌だとは言えないので。

○内藤総務局長

それを言いたいけどね。

○清水総務局参事

でも、そこは無理だと思うので。

○福田土地対策課長

だから、やむを得ない措置だったというのはいいですね。

○内藤総務局長

はい。ほかはよろしいでしょうか。やっぱり無許可開発じゃなくて、木のところ、もうちょっとこちらでも考えてみますけど、すみません。

○福田土地対策課長

はい。御指示いただければやりますので。

○内藤総務局長

少なくとも、申請の内容をしっかりと見たという部分を入れていただきたいと。

○福田土地対策課長

そうですね。排水施設の関係で。

○清水総務局参事

ポイントは、開発許可申請がちゃんとしていたかどうかというところと……。

○内藤総務局長

そう。申請をちゃんと見ていたというところと……。

○清水総務局参事

今、見ても問題ない内容だということと、崩落箇所と、あと無許可開発区域がどこだったか見たいなという。

○内藤総務局長

そうですね。無許可開発区域がどこだった、ゆえに、あれは変わっていないよということですよ。流域が。

○福田土地対策課長

流域の話ですか。

○内藤総務局長

はい。流域も変わっていないし、木もなくなっていたし、崩壊もしていないし、それは分からないですけど。

○福田土地対策課長
土砂崩れではないです。

○内藤総務局長
それをしっかり調べて書きたいなど。あと、申請もしっかりしたものが出ていた。それは、施工はしっかりされなかったかもしれないけど、県はそこまで……。

○福田土地対策課長
それはまた、移譲した後の話ですから。

○内藤総務局長
そうですね。
では最後、再発防止に向けたところは、何か御意見はありますでしょうか。
最初に望月さんがおっしゃってくれたのは。

○福田土地対策課長
電子化とか。

○内藤総務局長
文書のことでですね。なかなかこれは難しいですね、権限移譲しちゃっているから。

○福田土地対策課長
ええ。書くことがなくて。

○清水総務局参事
1個、(2)のほうで、「熱海の事例の問題点を共有するなど」となっていますが、問題点があるのであれば、それについての対応みたいなものがあったらいいのかなと思って。ただ、これが何をイメージしてのあれかというのがちょっと。

○片山廃棄物リサイクル課長
研修などの機会を…。

○福田土地対策課長
無許可事業者への対処のところを指したかったんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長
研修会などの機会を活用し…。どうですかね。関係機関との連携とか各法令との連携という言葉に置き換えるんですかね。活用し、そういったものを、連携の必要性を…。

○福田土地対策課長

そうですね。再発防止だと確かに。

○内藤総務局長

要は、熱海の事例の問題点というのを具体的に……。

○清水総務局参事

なので、熱海の事例で問題点があったのだったら、その問題点に対する対応というのがあってもいいのかなと思っただけなので。

○内藤総務局長

いいですかね、そこはそういう方向でちょっと修正とか。

○福田土地対策課長

はい、そこを具体的に書きます。

○望月盛土対策課長

難しいね、複雑過ぎて。

○清水総務局参事

対応が何があるか、ちょっと自分も……。

○福田土地対策課長

そうそう、ないと言ってはあれなんですけどね。一番上に書いてあったとおり、あくまで何が問題だったかという、市への支援が欠けていたところが反省材料だった。

○清水総務局参事

ということであれば、それは権限移譲絡みのあれですよ。

○福田土地対策課長

そう。そうすると、あまり再発防止策に結びついてこないんですね。

○清水総務局参事

でも、きちんとして支援ができれば、今までなあなあで流れていたところが、きちんとやってくれるようになれば、分からなくてそのままスルーしていたものが分かるようになれば、対応が変わってくるから、そこは、熱海がスルーしたと言っているわけではないですけど。

○内藤総務局長

ちょっと話が戻ってしまいますが、考察のところ、6ページの、「県では、当時、強力に各種法律に基づく権限の移譲を進めており、一方で、機械的に移譲を進めた結果、事務処理体制が整わない」……。

○福田土地対策課長

なかなか辛口に言うけど。

○清水総務局参事

そこは自分もちょっと……。

○内藤総務局長

言っちゃっていいのかね。

○清水総務局参事

自分もそこを担当していたものですから、当時の権限移譲推進計画はどうなっていたかとか、そこら辺を確認して。

○内藤総務局長

「機械的に移譲を進めた」と言い切っていいのかな、と思ひまして。

○清水総務局参事

平成18年に移譲しているということは多分、平成15年ぐらいとかそこら辺の移譲計画で、何年に移譲すると決めて、それに向けて手続を進めていったはずなものですから。

○福田土地対策課長

当時、恐らく、開発許可なんて花形だったと思いますね、移譲の。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうだよな。

○清水総務局参事

それで多分、機械的ということはなくて、やっぱり……。

○福田土地対策課長

機械的と言っている意味は、要するに組織改編をぱっとやってしまって、支援体制が取れなくなっちゃった。

○清水総務局参事

そこはあれですね、そこはまた、組織定数に踏み込んでいる話になっちゃうので。

○内藤総務局長

そういう意味なんだ。機械的に移譲を進めちゃったという意味は……。

○清水総務局参事

人口10万人以上で一律に移譲するとかそういうイメージということですね。

○内藤総務局長

そうですね。一律に各市町村によって、いろいろ多分、状況等が違ったと思うんだけど、この開発の関係は移譲だと決まっているからやりましょうと、やってしまったという。そういうことでいいですか。

○福田土地対策課長

スケジュールどおりに。そうです。

○清水総務局参事

そこは、当時どういう方針だったかというのは、確認させてもらってもいいですか。ここはちょっと……。

○片山廃棄物リサイクル課長

機械的になのか、計画的になのか。

○内藤総務局長

市町村課的には、これは。

○清水総務局参事

市町と協議をした上で、受けるよと言ったやつを移譲しているので。

○内藤総務局長

建前的にはそうだよな。

○清水総務局参事

えっ？建前ですか？

○内藤総務局長

本当にそういうことなんでよね。そういうことで移譲を。

○片山廃棄物リサイクル課長

強力になのか、計画的になのか。

○福田土地対策課長

最終的に熱海が困ったという流れにするために。

○内藤総務局長

結果的には。

○清水総務局参事

そこは多分、移譲した後の支援体制がよくなかったということですよ。

○内藤総務局長

支援体制が、ということですよ。移譲はいいんだけど。うん。

ちょっとここは、すみません、再検討をしていただいて、権限移譲の関係で何か書けることはないですかね。今後の対策というか、要は、あまり体制も整っていないところにやたら移譲しないとか。

○清水総務局参事

それは、ただ熱海のあれを踏まえて、権限移譲の方針のほうを、熱海を踏まえた対応とかになっていると思うので、それがどういう対応になっているかというのを引っ張ってきて、ここにこういう形にもなっていると言うのはありかなと。

○内藤総務局長

そうですね。前の検証のときに、権限移譲してしまったものも、場合によっては、また県に戻すとか、そういうのも考えるとなっていた。

○清水総務局参事

そこは、方針としてはあるので。

○内藤総務局長

分かりました。じゃ、いいです。

○福田土地対策課長

では、ここは、私どもで書き直しますか。

○内藤総務局長

そうですね。(2)のほうはやっていただいて。

○清水総務局参事

権限移譲の関係は、ちょっと調べてもいいですか。

○福田土地対策課長

いいですか。では、一旦保留で。

○内藤総務局長

あと、何かないのかな、再発防止。

○福田土地対策課長

厳しいですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

都計法ですよ。

○内藤総務局長

うん。もう移譲しているからね。

○清水総務局参事

あとは、県の対応ということではなくて、都計法の事務処理全般ということで、市町にもこの検証結果を共有していくという前提で、手続全般について何か書くとかというのはあるかなど。

○内藤総務局長

県がやるとか市町村がやるというよりも、別に開発許可をやるに当たって、こういうところに注意したほうがいいのかというところは、それは市の事務であっても、こうしていくべきだと書けばいいのか。

そういう意味では、さきほどの熱海の事例の問題点を書いていくのは、そういうことになるのかもしれない。実際やるのは県ではないけど、開発許可事務をやる上で、こういうところに注意したほうがいいみたいなことを書いていけばいいのかと思いますので。

すみません、さっき杉本さん、何か言いかけていましたか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

いいです。

○内藤総務局長

そのほか、いいですかね。なので、熱海の事例の問題点というところを、もう少し具体的に何点か上げていけばいいと思いますので、それはまた出てきたら、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

○福田土地対策課長
分かりました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

先ほど言おうとしたのは、何でもそうですが、今回は自分も、砂防の関係ですごく困ったときに、どこに相談しようかなというところの、ちゃんとしたところが、相談窓口のような、そういうところがあると非常にいいですね、解決する。

要するに、駆け込み寺じゃないですが、今回、先ほど清水さんがおっしゃったように、支援体制を充実するというか、そういう体制づくりというのはやはり権限移譲するに当たっては、法令を所管する県のほうの体制づくりというのが非常に重要だということ、再発防止策に入れるかどうかは別として、必要かなと思います。

○内藤総務局長

そうですね、確かに。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あまり大した答えが返ってこない等、あるんですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは法務課に、何かできたんじゃないですか。

○清水総務局参事

あれは、困難事例支援チームが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうそう。県ならばそういうのができた。

○内藤総務局長

それもそうなんですけどね、本当に困難なものは。ただ、そんな困難じゃないにしても、都市計画法に関わることについては、土地対のほうでしっかり親身になって対応してあげるとか。

○福田土地対策課長

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

でも、それは、本当は土木事務所なので、そこで受けて、聞いて、答えられるのはすぐ答えるし、答えられなかったら、本課に確認して、また……。

○清水総務局参事

土木事務に市町支援チームみたいなものはできたんですか。そういう話があったけど、つくらなかったんですか。

○望月盛土対策課長

いやいや、あるんですよ。実は土木事務所は1人、専門官がいるんですよ。それが市町村の対応をすることになったんだけど、ただ、土木事務所と市町と結構、連携をしているはずですよ。このときはそれができていなかった、組織がね。

市町村から言わせると、県に質問とか支援を頼みづらい。■■■■もこの前、ちらっと言っていましたけど、県に対してお願いなんて、なかなか言いにくいと。だから当然、今回、源頭部もそうなんだけど、熱海市と県も入って、いろいろと対応を検討していたんだけど、県に対してあまり強く言えない。県からこうしろと言うと、それに従うしかないということをやっていましたけどね。本当は、一番いいのは、気軽に相談できることですよ。

○内藤総務局長

そうですね。そういう体制をつくりたいですね。

○望月盛土対策課長

この人に電話すれば、何でもやってくれる、つないでくれるというのは、そういうのが必要なんでしょうね。

○内藤総務局長

少なくとも、6ページにあるみたいに、「県に聞いても、市で判断すべきとの回答が中心となった」。

○清水総務局参事

これは一番、権限移譲の悪い……。

○内藤総務局長

最終的には、それは当たり前なんですけれども。

○福田土地対策課長

結局、権限移譲の目的というのも一つあって。

○内藤総務局長

ただ、それは当たり前ですよ。市で判断するのは当たり前なので、そんなことを……。

○清水総務局参事

そこに至るまでの材料とか。

○内藤総務局長

判断材料を与えてあげるとかですね。

○福田土地対策課長

聞き方もあると思うんですよね。「私はこう考えるけど」と本来聞くはずのところを、「教えてください」だと、それは自分でまず考えた上でということでしょう。

○内藤総務局長

確かに、何も考えずにやたら聞いてこられても困るんですけど。

○福田土地対策課長

そういう市町もあるのでね。

○内藤総務局長

ただ、こういう事例が過去にあって、そういうときはこうしたよみみたいな情報をあげるとか、いろいろやれることはあるのかなと思いますけど、何か言ってきても、それは市で決めてください、ガチャン(電話を切る例え)とするのではなくて、もちろん最終的には市でやってもらうんだけど、こういうケースが前にあったときはこうだったよみみたいな話ができるのかなと思うので。

○清水総務局参事

あと、権限移譲の弊害として、県にその事務が残っていれば、まだノウハウは県に残っているんですけど、全部移譲したものは県でやらなくなってしまうので、今の担当さんがその事務を知らないという弊害もあるといえはるので。

○内藤総務局長

何か言っていましたね、 が。

○福田土地対策課長

当時、熱海土木は、悪いことに1人しか残らなかったの。

○内藤総務局長

でも、残った人が全部知っているわけないんだけど、例えば、土地対策課につないであげるとかはできると思うし、土地対策課自体は、だって、開発許可のことは詳しいわけですよ、事務が移ったといっても。

○福田土地対策課長

もちろん。なかなか本庁には電話しづらいというものもあったみたいだし。

○内藤総務局長

でも、熱海土木がつかないで、間に入っていればいいと思いますけど。

○福田土地対策課長

土地対策課にも電話したと言っていましたね、たしか■■■■。だけど、恐らくあまり親身に答えてもらえなかったのか。今の土地対策課ならそんなことはないんですけど。

○内藤総務局長

そうですね。17年、18年ぐらいから、急に都市対策課が何か戦力ダウンしちゃって。

○福田土地対策課長

そうなんですよ。

○内藤総務局長

では、あとはいいですかね。

それでは、どうしましょうか。土採取は次回にしますか。

○清水総務局参事

この時間からというのはちょっと。

○内藤総務局長

時間も時間ですので、今日はこれで切って、次回に土採取から。

○福田土地対策課長

やっていただけるということでいいですね。

○内藤総務局長

土採取と何でしたか、もう一個、廃掃法があるんですね。その2法令を一応、やりたいので。

○福田土地対策課長

砂防も1つ。

○清水総務局参事

砂防が休み明け。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
何時からでしたか。

○清水総務局参事
午後なので。

○片山廃棄物リサイクル課長
今度、2日ですよ。違いますか。

○清水総務局参事
そうです、2日、休みの前の日です。3連休明けが砂防で、午後です。

○内藤総務局長
次第の2ですけど、今回は、だから、2日の午後。

○清水総務局参事
2日の午後なので、1時15分とか1時半ぐらいからという形。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
その日、会議があるもので。

○内藤総務局長
それは何時からですか

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
一応、3時半からなんですけどね。

○内藤総務局長
3時半か。2日ですか。1時半から始めて2時間。

○片山廃棄物リサイクル課長
廃掃法が終わるわけではない。

○清水総務局参事
廃掃法は終わらないですね。終わらないというか、読めば読むほど分からなくなってくる。

○内藤総務局長
その他、何かありますでしょうか。

○清水総務局参事

最初に言いましたが、検証委員会の中で、当たっておいたほうが良いと思われる過去の新聞記事をデータにして、皆さんにお送りさせていただきますので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それを見て、これはというものを、この中でもんで。

○清水総務局参事

ええ。これはやっておかないとまずいというのが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

もんでおかないといけないかなと思うので。

○内藤総務局長

そういうのが漏れていたら、やはり入れてもらうような格好で。

○清水総務局参事

送った中でも、これがないというのがあったら、また教えていただけたらと思います。以上です。

○内藤総務局長

いいですかね。

それでは、長時間にわたり、ありがとうございました。以上で会議を終わります。ありがとうございました。